

資料編目次

1 防災活動体制に関する資料

1-1	防災関係機関一覧表	(総務部・福祉部 ・農林部・観光商工部・建設部・消防本部)	1001
1-2	下呂市防災会議条例	(総務部)	1005
1-3	下呂市災害対策本部条例	(総務部)	1007
1-4	下呂市災害対策本部条例施行規則	(総務部)	1008
1-5	岐阜県災害救助法施行細則	(総務部)	1010

2 応援要請に関する資料

2-1	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書	(総務部)	1025
2-2	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書実施細目	(総務部)	1028
2-3	岐阜県広域消防相互応援協定書	(総務部・消防本部)	1030
2-4	岐阜県防災ヘリコプター応援協定	(総務部・消防本部)	1033
2-5	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱 [抄]		
		(総務部・消防本部)	1035
2-6	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目 [抄]		
		(総務部・消防本部)	1039
2-7	岐阜県水道災害相互応援協定	(環境水道部)	1040
2-8	災害支援協力に関する覚書（下呂市内各郵便局）	(総務部)	1042
2-9	災害時応援協力に関する協定（(社)下呂建設業協会）	(建設部)	1044
2-10	災害時における水道施設の応急復旧活動等に関する協定書		
		(環境水道部)	1046
2-11	災害時における電気・通信施設の緊急的な災害応急対策の支援に関する協定書（社団法人岐阜電業協会飛騨地区下呂支部）	(総務部)	1048
2-12	災害時における石油類燃料の供給に関する協定（岐阜県石油商業組合 下呂支部）		
		(総務部・消防本部)	1050
2-13	災害時におけるLPGガスの供給に関する協定（岐阜県エルピーガス協会益田支部）	(総務部・消防本部)	1052
2-14	災害時相互応援協定書（宝達志水町）	(総務部)	1054
2-15	下呂市災害時の医療救護に関する協定書（下呂市医師会）	(市民保健部)	1056
2-16	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（(社福)下呂市社会福祉協議会）	(福祉部)	1059
2-17	災害時における物資供給に関する協定書（下呂市内各商工会）		
		(総務部)	1062
2-18	国土交通省中部地方整備局高山国道事務所と高山市、飛騨市及び下呂市と		

の防災情報等の共有に関する協定書	（建設部）	1069
2-19 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）	（総務部）	1072
2-20 災害時における応急生活物資供給に関する協定（生活協同組合コープぎふ）	（総務部）	1073
2-21 災害時における応急対策活動に関する協定書（岐阜県瓦葺組合可児・加茂支部）	（総務部）	1078
2-22 災害時における応急対策業務に関する協定（株式会社佐藤渡辺萩原営業所）	（総務部）	1080
2-23 災害時における応急生活物資供給に関する協定（飛騨農業協同組合）	（総務部）	1083
2-24 災害時における応急対策に関する協定書（岐阜県自動車整備振興会飛騨ブロック下呂支部）	（総務部）	1088
2-25 災害時における電気の保安に関する協定書（一般財団法人中部電気保安協会岐阜支店）	（総務部）	1091
2-26 災害時相互応援協定書（知立市）	（総務部）	1094
2-27 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）	（総務部）	1096
2-28 災害時における遺体の収容、安置等の協力に関する協定書（株式会社冠婚葬祭こころの会、飛騨農業協同組合、株式会社フローラ）	（総務部）	1101
2-29 災害時の歯科医療救護に関する協定書（下呂歯科医師会）	（市民保健部）	1106
2-30 災害時の医療救護活動に関する協定書（下呂市薬剤師会）	（市民保健部）	1108
2-31 災害時相互応援協定書（富山県上市町）	（総務部）	1110
2-32 災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定（Docomo）	（総務部）	1112
2-33 災害時における物資供給に関する協定（パロー）	（総務部）	1114
2-34 災害時相互応援協定（木曽郡、中津川、下呂）	（総務部）	1116
2-35 豊災害時協定（5日で5000枚の約束）	（総務部）	1118
2-36 災害時における物資供給に関する協定（ピア、マツオカ）	（総務部）	1120
2-37 災害時における救援物資提供に関する協定（コカ・コーラ）	（総務部）	1122
2-38 災害時における復旧用前進基地の使用に関する協定（中部電力）	（総務部）	1123
2-39 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（益田山ゆり園）	（総務部）	1125
2-40 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	（総務部）	1127

2-41	災害時における宿泊施設の提供に関する協定（下呂温泉旅館組合）	(観光商工部) 1129
2-42	災害時における宿泊施設の提供に関する協定 ((一社) 下呂温泉観光協会)	(観光商工部) 1131
2-43	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定((株) バカン).....	(総務部) 1133	
2-44	災害時における協力体制に関する協定（下呂青年会議所）	(総務部) 1134
2-45	災害時や感染症まん延時における医薬品・物資等の供給に関する協定（中北薬品株）	(市民保健部) 1136
2-46	災害時における被災者支援に関する協定（岐阜県石油商業組合下呂支部）	(総務部) 1140
2-47	災害時の応援業務に関する基本協定 ((一社) 岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士会理事長)	(総務部) 1142
2-48	飛騨地域の災害時等における水道の応急活動の相互応援に関する協定書（高山市管設備工業協同組合、ひだ管設備協同組合、下呂管設備工業協同組合）	(総務部・上下水道部) 1144
2-49	特設公衆電話の設置等に関する覚書（西日本電信電話株式会社岐阜支店）	(総務部) 1146
2-50	無人航空機を使用した行政業務支援に関する協定書 ((株) ドローンコンシェルジュ)	(総務部) 1149
2-51	災害時における電動車両等の支援に関する協定書（西日本三菱自動車販売(株)・三菱自動車工業(株)）	(総務部) 1151
2-52	下呂市、伊那市災害時相互応援協定書（長野県伊那市）	(総務部) 1157
2-53	災害時における応急復旧などの協力に関する協定書（下呂市森林整備協会）	(総務部) 1159
2-54	災害時における応急復旧などの協力に関する協定書（南飛騨森林組合）	(総務部) 1161
2-55	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 ((社福) 下呂福祉会)	(福祉部) 1163
2-56	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 ((社福) 高佳会)	(福祉部) 1165
2-57	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 ((社福) 慈恵会)	(福祉部) 1167
2-58	災害時における資機材のレンタルに関する協定書 ((株) ダイワテック)	(総務部) 1169
2-59	災害時における炊き出しの実施に関する協定書（益田調理師会）	(総務部) 1175

3 通信の確保に関する資料

- 3-1 下呂市防災行政無線局一覧表 (総務部・消防本部) 1191
 3-2 岐阜県防災行政無線 (総務部) 1200
 3-3 衛星携帯電話 (総務部) 1201

4 消防・水防に関する資料

- 4-1 下呂市消防団組織 (消防本部) 1202
 4-2 消防団の現況 (消防本部) 1203
 4-3 消防本部の現況 (消防本部) 1203
 4-4 消火栓等消防水利の現況 (消防本部) 1204
 4-5 自主防災組織等結成状況 (市長公室・健康福祉部・消防本部) 1204
 4-6 水防施設・資機材・要員総括表 (総務部) 1206
 4-7 気象庁と関係各機関の雨量観測所一覧表 (総務部・建設部) 1207
 4-8 水位観測所一覧表 (建設部) 1208
 4-9 ひ管、ひ門及び陸閘の所在地 (金山振興事務所) 1208
 4-10 水防法第15条に基づく浸水想定区域内の施設一覧表
 (総務部・福祉部) 1209
 4-11 土砂法第8条に基づく土砂災害警戒区域内の施設一覧表
 (建設部・農林部) 1211

5 医療救護に関する資料

- 5-1 下呂市内医療機関一覧 (市民保健部) 1215

6 被災者救援に関する資料

- 6-1 主な防災用備蓄物資等の状況 (総務部) 1217
 6-2 防災用備蓄物資保管場所の状況 (総務部) 1217
 6-3 給水用資器材等保有状況 (総務部) 1218
 6-4 炊出可能場所 (教育委員会事務局・福祉部) 1219

7 危険物等施設に関する資料

- 7-1 危険物施設状況 (消防本部) 1220

8 廃棄物処理施設及び火葬場に関する資料

- 8-1 ごみ処理施設 (環境水道部) 1221
 8-2 し尿処理施設 (環境水道部) 1221
 8-3 火葬場等 (環境水道部) 1221

9 地震災害情報の伝達に関する資料

- 9-1 気象庁震度階級関連解説表（抜粋） (総務部) 1222
 9-2 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の広報（例文） (総務部) 1224

10 輸送に関する資料

- 10-1 防災ヘリコプター・Drヘリコプター臨時離着陸場 (総務部・消防本部) 1227

10-2	地域内輸送拠点施設	(総務部)	1229
10-3	道路通行規制基準	(建設部)	1230
10-4	災害時活動拠点	(総務部)	1232
11	避難に関する資料		
11-1	指定避難所一覧	(総務部)	1233
11-2	指定緊急避難場所一覧	(総務部)	1242
12	災害危険箇所に関する資料		
12-1	土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）一覧	(建設部)	1248
12-2	山腹崩壊危険地区	(農林部)	1263
12-3	崩壊土砂流出危険地区	(農林部)	1269
12-4	土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）	(建設部)	1279
12-5	防災重点農業用ため池	(農林部)	1294
12-6	孤立予想地区一覧表	(総務部)	1294
12-7	重要水防箇所	(建設部)	1295
13	その他下呂市に関する資料		
13-1	過去の主な市内の災害・国内の主な災害	(総務部・消防本部)	1297
13-2	文化財保有件数	(教育委員会事務局)	1302
14	災害危険箇所図		
14-1	萩原地域土砂・洪水災害ハザードマップ図郭割図	(総務部・建設部)	1311
14-2	小坂地域土砂・洪水災害ハザードマップ図郭割図	(総務部・建設部)	1313
14-3	下呂地域土砂・洪水災害ハザードマップ図郭割図	(総務部・建設部)	1315
14-4	金山地域土砂・洪水災害ハザードマップ図郭割図	(総務部・建設部)	1317
14-5	馬瀬地域土砂・洪水災害ハザードマップ図郭割図	(総務部・建設部)	1319
14-6	御嶽山火山規制区域図及び避難経路	(総務部・小坂振興事務所)	1331
14-7	御嶽山火山防災マップ	(総務部・小坂振興事務所)	1332
14-8	飛騨川浸水想定区域図	(建設部)	1335
14-9	ため池浸水想定区域図	(総務部・農林部)	1341

1 防災活動体制に関する資料

1-1 防災関係機関一覧表

1 市

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
下呂市役所・下呂庁舎	下呂市森960	0576-24-2222	0576-25-3250
萩原庁舎（星雲会館内）	下呂市萩原町萩原1166-8	0576-52-2000	0576-52-1966
農林部・建設部 (下呂総合庁舎内)	下呂市萩原町羽根2605番地1	0576-53-2010	0576-52-1870 0576-52-3676
下呂振興事務所	下呂市森801番地10	0576-25-2252	0576-25-3250
小坂振興事務所	下呂市小坂町小坂町815-5	0576-62-3111	0576-62-3116
金山振興事務所	下呂市金山町大船渡600-8	0576-32-2201	0576-32-3764
馬瀬振興事務所	下呂市馬瀬名丸406	0576-47-2111	0576-47-2621
金山病院	下呂市金山町金山973-6	0576-32-2121	0576-34-0006

2 消防

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
消防本部・下呂市中消防署	下呂市森363-1	0576-25-5119	0576-25-6135
下呂市北消防署	下呂市萩原町羽根2488-1	0576-52-3519	0576-53-1036
下呂市北消防署 小坂分署	下呂市小坂町大垣内1562	0576-62-3536	0576-62-2467
下呂市南消防署	下呂市金山町金山2660-3	0576-34-0119	0576-32-2137

3 県

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
岐阜県危機管理部 (消防課・防災課)	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111	058-278-2522
岐阜県災害情報集約センター	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1034	058-271-4119
岐阜県防災交流センター	岐阜市下奈良3-11-6	058-277-5380	058-277-5385
飛騨県事務所	高山市上岡本町7-468	0577-33-1111	0577-33-1085
下呂土木事務所	下呂市萩原町羽根2605-1	0576-52-3111	0576-52-1948
飛騨保健所下呂センター	下呂市萩原町羽根2605-1	0576-52-3111	0576-52-4384
下呂警察署	下呂市萩原町萩原1572-1	0576-52-0110	0576-52-3471
尾崎警察官駐在所	下呂市萩原町尾崎240-1	0576-54-1334	0576-54-1334
小坂警察官駐在所	下呂市小坂町大垣内1182	0576-62-2002	0576-62-2002
落合警察官駐在所	下呂市小坂町落合27-3	0576-62-3014	0576-62-3014
下呂温泉交番	下呂市森979-40	0576-25-2002	0576-25-2002
宮地警察官駐在所	下呂市宮地2622-3	0576-26-2034	0576-26-2034
中原警察官駐在所	下呂市焼石3530-1	0576-28-2019	0576-28-2019
馬瀬警察官駐在所	下呂市馬瀬名丸63-3	0576-47-2004	0576-47-2004

1-1 防災関係機関一覧表

金山警部交番	下呂市金山町金山2708-1	0576-34-0110	0576-34-0110
菅田警察官駐在所	下呂市金山町菅田桐洞197-2	0576-33-2502	0576-33-2502
東警察官駐在所	下呂市金山町岩瀬782-3	0576-35-2057	0576-35-2057

4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
中部森林管理局 岐阜森林管理署	下呂市小坂町大島1643-2	0576-62-3121	0576-62-2503
東海農政局岐阜農政事務所	岐阜市中鶴2-26	058-271-4044	058-274-0656
岐阜地方気象台	岐阜市加納二之丸6	058-271-4108	058-271-4102
岐阜国道事務所	岐阜市茜部本郷1-36-1	058-271-9817	058-271-9769
高山国道事務所	高山市上岡本町7-425	0577-36-3823	0577-36-3801
高山国道事務所 下呂維持出張所	下呂市森851-1	0576-25-4701	0576-25-4702

5 自衛隊

機 関 名	担当	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第10師団第35普通科連隊	第3科	名古屋市守山区守山3-12-1	052-791-2191
航空自衛隊岐阜基地企画部	運用班	各務原市那加官有地無番地	0583-82-1101
航空自衛隊小牧基地防衛部	運用班	愛知県小牧市春日寺1-1	0568-76-2191

6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
日本郵便株式会社下呂郵便局	下呂市森961-14	0576-25-2880	0576-25-4991
東海旅客鉄道(株)下呂駅	下呂市幸田1390	0576-25-2644	0576-24-2176
日本貨物鉄道(株)岐阜営業支店	岐阜市今嶺4-18-1	058-276-0571	058-272-5020
西日本電信電話(株)岐阜支店	岐阜市八ツ寺町1-15	058-214-8417	058-262-1954
日本赤十字社岐阜県支部	岐阜市茜部中島2-9	058-272-3561	058-274-6938
日本放送協会岐阜放送局	岐阜市京町12-3	058-265-8051	058-262-1267
中部電力(株)高山営業所	高山市七日町三丁目55-1	0120-985-950	0577-36-0090

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
(社)岐阜県トラック協会	岐阜市日置江2648-2	058-279-3771	058-279-3773
下呂市社会福祉協議会	下呂市萩原町萩原875-2	0576-52-4884	0576-52-3423
(株)岐阜放送	岐阜市今小町8	058-264-1181	058-262-7192
中日新聞 萩原通信局	下呂市萩原町萩原1480-1	0576-52-1025	0576-53-0006
岐阜新聞 下呂支局	下呂市萩原町上村780	0576-52-1115	0576-52-3233
読売新聞 下呂萩原通信部	下呂市少ヶ野461-1	0576-24-1084	0576-24-1116
朝日新聞 高山支局	高山市総和町2-41-2	0577-32-0193	0577-32-3364

1-1 防災関係機関一覧表

毎日新聞 高山通信部	高山市上一之町97	0577-32-0647	0577-34-6866
濃飛乗合自動車(株)	高山市花里町6-65	0577-32-0045	0577-32-2193

8 病院

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X番号
金山病院	下呂市金山町金山973-6	0576-32-2121	0576-34-0006
金山病院 東診療所	下呂市金山町祖師野227-1	0576-35-2017	0576-35-2017
小坂診療所	下呂市小坂町大島1965	0576-62-2212	0576-62-3613
上原診療所	下呂市田口515	0576-27-1012	0576-27-1012
中原診療所	下呂市焼石2938-1	0576-28-2004	0576-28-2017
馬瀬診療所	下呂市馬瀬数河2591	0576-47-2152	0576-47-2152
岐阜県立下呂温泉病院	下呂市森2211	0576-23-2222	0576-23-2223

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X番号
J Aひだ萩原支店	下呂市萩原町萩原1853	0576-52-1008	0576-52-3133
J Aひだ小坂支店	下呂市小坂町小坂町815	0576-62-3151	0576-62-3153
J Aひだ下呂支店	下呂市森964-3-2	0576-25-3040	0576-25-3443
J Aひだ金山支店	下呂市金山町金山1909-1	0576-32-4111	0576-32-2110
J Aひだ馬瀬支店	下呂市馬瀬名丸15	0576-47-2211	0576-47-2212
萩原町商工会	下呂市萩原町萩原1166-24	0576-52-2500	0576-52-3154
小坂町商工会	下呂市小坂町小坂町815-5	0576-62-2176	0576-62-3916
下呂商工会	下呂市森801-10	0576-25-5522	0576-25-5538
金山町商工会	下呂市金山町大船渡571-1	0576-32-3370	0576-32-2882
馬瀬商工会	下呂市馬瀬名丸406	0576-47-2244	0576-47-2633
南ひだ森林組合	下呂市乗政25-1	0576-26-3551	0576-26-3557
南ひだ森林組合萩原支所	下呂市萩原町羽根495-6	0576-52-1525	0576-52-3048
南ひだ森林組合金山支所	下呂市金山町大船渡571-1	0576-32-2746	0576-32-3833
南ひだ森林組合馬瀬支所	下呂市馬瀬名丸406	0576-47-2547	0576-47-2633
小坂町森林組合	下呂市小坂町長瀬137	0576-62-2053	0576-62-3825
(社)下呂建設業協会	下呂市萩原町羽根2583-3	0576-52-1165	0576-52-3302

1-2 下呂市防災会議条例 (平成16年3月1日) (条例第144号)

改正 平成24年12月17日条例第40号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、下呂市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 下呂市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、副市長を持って充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 岐阜県の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 岐阜県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市の職員のうちから市長が指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長
- (7) 消防協会長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

- 7 前項の委員の定数は、25人以内とする。
- 8 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 9 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、国の職員、岐阜県の職員、下呂市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成24年12月17日条例第40号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日以降平成26年4月までの間に委嘱される第3条第5項第9号及び第10号の委員の任期は、第3条第7項の任期にかかわらず、平成26年5月23日までとする。

附 則（平成27年3月24日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 下呂市災害対策本部条例 (平成16年3月1日) (条例第143号)

改正 平成24年12月17日条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、下呂市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長等の職務)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員及びその他の職員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員及びその他の職員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもってこれに充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(地域支部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に地域支部を置くことができる。

- 2 地域支部の組織及び所掌事務は本部長が定める。

(現地災害対策本部)

第5条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及びその他の職員を置き、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名する者をもってこれに充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月17日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 下呂市災害対策本部条例施行規則 (平成16年3月1日 規則第132号)

改正 平成17年4月28日規則第15号	平成17年8月1日規則第22号
平成18年3月31日規則第11号	平成19年3月27日規則第14号
平成20年3月27日規則第16号	平成22年3月30日規則第20号
平成22年11月9日規則第43号	平成24年3月30日規則第17号
平成24年11月19日規則第41号	平成29年3月25日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、下呂市災害対策本部条例（平成16年下呂市条例第143号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、下呂市災害対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長をもってこれに充てる。

2 条例第2条第2項の規定により副本部長が災害対策本部長（以下「本部長」という。）の職務を代理する場合は、副市長、教育長の順序により行うものとする。

(本部員)

第3条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、部長の職にある者をもってこれに充てる。

(総括本部員)

第4条 対策本部に、災害対策総括本部員（以下「総括本部員」という。）を置く。

2 総括本部員は、市長公室長の職にある者をもってこれに充てる。

(部及び班)

第5条 条例第3条に規定する部及びそれぞれの部に置く班は、別表第1のとおりとする。

2 前項の班に班長を置く。

3 班長は、部長の命を受け、班の事務処理に当たる。

(本部員会議)

第6条 対策本部に本部員会議を置き、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部員会議においては、対策本部に係る事務の基本的事項について協議する。

3 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

(本部連絡室)

第7条 対策本部に、本部連絡室を置く。

2 本部連絡室においては、本部員会議の庶務その他災害対策についての各部、各班の連絡等に関する事務を処理する。

3 本部連絡室に室長及び連絡員を置く。

4 室長に市長公室危機管理担当課長を、連絡員に危機管理担当課職員をもってこれに充てる。

(地域支部)

第8条 条例第4条の規定する地域支部の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

- 2 地域支部に、地域支部長及び地域支部員を置く。
- 3 地域支部長に振興事務所長を、支部員に振興事務所の各課長をもってこれに充てる。
- 4 地域支部長に事故があるとき、又は地域支部長が欠けたときは、地域支部長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 5 前各項に規定するほか、地域支部の組織については、地域支部長が別に定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、対策本部の組織及び運営に関する必要な事項は、下呂市地域防災計画の定めるところとする。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成17年4月28日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年8月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第11号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日規則第14号）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

第3条 この条例の収入役に係る規定（収入役に関する部分に限る。）は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役が在職する間は適用せず、この規則による改正後の各規則にかかわらず、なお改正前の各規則の収入役に係る規定はその効力を有するものとする。

附 則（平成20年3月27日規則第16号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第20号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月9日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第17号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月19日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表〔略〕

1-5 岐阜県災害救助法施行細則（昭和35年8月1日規則第67号）

最終改正 平成28年4月1日規則第41号

(総則)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年總理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害状況報告等)

第2条 災害に際し、市町村における災害が、令第1条第1項各号の一に該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村長は、ただちに災害状況報告書（別記第1号様式）に住家等一般被害状況等報告書（別記第2号様式）を添えて知事に報告しなければならない。

(救助の程度、方法及び期間)

第3条 令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。

2 知事は、特別の理由により前項の規定により難いときは、内閣總理大臣の同意を得て変更することができる。

(物資の保管命令、収用等の場合の令書)

第4条 規則第1条第1項に規定する物資の保管命令、収用等の場合の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書 別記第3号様式
- (2) 公用変更令書 別記第4号様式
- (3) 公用取消令書 別記第5号様式

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（別記第6号様式）に登録しなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては変更事項を記録しなければならない。

(受領調書)

第5条 規則第2条第3項の受領調書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 規則第2条第3項の規定により受領調書を作成する場合は、その物資の所有者又は占有者の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償)

第6条 規則第3条の損失補償請求書の様式は、別記第8号様式のとおりとする。

2 前項の損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(従事命令の場合の令書)

第7条 規則第4条に規定する救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書 別記第9号様式
 - (2) 公用取消令書 別記第10号様式
- 2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（別記第11号様式）に登録しなければならない。
- 3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。
(救助に従事できない場合の届出)

第8条 規則第4条第2項の規定による届出に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 前号以外の事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適當な公務員の証明書
(実費弁償の基準)

第9条 令第5条の実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

(実費弁償費の請求書等)

第10条 規則第5条に規定する実費弁償請求書及び法第10条第3項において準用する法律6条第4項に規定する証票の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 実費弁償請求書 別記第12号様式
- (2) 証票 別記第13号様式
(扶助金支給申請書)

第11条 規則第6条の扶助金支給申請書の様式は、別記第14号様式のとおりとする。

- 2 前項の扶助金支給申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係るものに添付する書類は、次のとおりとする。
- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
 - (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込み期間等に関する医師の意見書
- 3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第12条の規定による扶助金支給申請書に添付する書類は、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。
(市町村の実施する救助事務)

第12条 法第13条第1項の規定により救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合において、令第17条第1項の規定による通知は、別記第15号様式によるものとする。

- 2 前項の場合においては、当該市町村長は、第4条、第5条、第6条第2項、第7条及び第8条の規定により、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

(繰替支弁)

第13条 法第29条の規定により繰替支弁した市町村は、請求書（別記第16号様式）に災害救助算出内訳書（別記第17号様式）を添えて知事に請求するものとする。

付 則 〔略〕

別表第1 (第3条関係)

救助の程度、方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所の供与

ア 避難所の収容は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置又は天幕の設営により避難所とすることができる。

ウ 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。

ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

(ア) 基本額

避難所設置費 1人1日につき320円

(イ) 加算額

冬季（10月から3月まで）については別に定める額を加算する。

エ 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅の供与

ア 応急仮設住宅の供与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する家がない者であつて、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて行う。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7m²を基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,660,000円以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定める。

エ 老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有し高齢者等であつて、日常の生活において特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置することができる。

オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができる。

カ 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に建築に着工するものとする。

キ 応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第

3項又は第4項に規定する期限までとする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しによる食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、り災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日につき1,110円以内とする。

エ り災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内の炊き出しその他の食品の供与を行う。

オ たき出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。

イ 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）により生活上必要な家財を亡失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもつて行う。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える 世帯
夏季（4月から9月まで）	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	53,000円	53,000円に5人を超えて1人増すごとに7,800円を加算した額

冬季（10月から3月まで）	30,400円	39,500円	55,00円	64,300円	80,900円	80,900円に5人を超える1人増すごとに11,100円を加算した額
---------------	---------	---------	--------	---------	---------	------------------------------------

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季（4月から9月まで）	6,000円	8,100円	12,100円	14,700円	18,600円	18,600円に5人を超える1人増すごとに2,600円を加算した額
冬季（10月から3月まで）	9,800円	12,700円	18,000円	21,400円	27,000円	27,000円に5人を超える1人増すごとに3,500円を加算した額

ウ ア及びイの季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産の給付

(1) 医療の給付

ア 医療の給付は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に行う。

イ 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。

ウ 医療の給付は、次の範囲内において行う。

(ア) 診察

- ・薬剤又は治療材料の給与
- ・処置、手術その他の治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容

(イ) 看護

エ 医療の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあつては使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合にあつては国民健康保険の診療報酬の額以内、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産の給付

ア 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

イ 助産の給付は、次の範囲内において行う。

- (ア) 分べんの介助
- (イ) 分べん前及び分べん後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

ウ 助産の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあつては使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。

エ 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から7日以内とする。

5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによって行う。
- (2) 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理費用は、1世帯当たり576,000円以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする。
- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完成する。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失った世帯に対して必要に応じて行う。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。
- (3) 生業に必要な資金の貸与額は、次の範囲内の額とする。
 - ア 生業費 1件につき 30,000円
 - イ 就職支度費 1件につき 15,000円

(4) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。

(5) 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。

- ア 貸与期間 2年以内
- イ 利子 無し

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失し、又はき損したため就学上支障のある小学校の児童（義務教育学校の前期過程及び特別支

援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期過程及び中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書

(ア) 小学校の児童及び中学校の生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品

小学校児童 1人につき 4,300円以内

中学校生徒 1人につき 4,800円以内

高等学校等生徒 1人につき 5,000円以内

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

(1) 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。

(2) 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。

ア 棺(付属品を含む。)

イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出する費用は、1体につき12歳以上の者は210,400円以内とし、12歳未満の者は168,300円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索及び処理

(1) 死体の搜索

ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。

イ 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入

費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(2) 死体の処理

ア 死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行う。

イ 死体の処理は、次の事項について行う。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 検案は、原則として救護班が行う。

エ 死体の処理のため支出する費用は、次の各号に掲げるところによる。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等

一体につき3,400円以内

(イ) 死体の一時保存

・既存建物を利用する場合にあつては当該建物の通常の借上費、既存建物を利用しない場合にあつては1体につき5,300円以内

・死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費

(ウ) 救護班以外の者の検案

当該地域の慣行料金の額以内

オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,800円以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする。

(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 災害にかかつた者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の搜索

カ 死体の処理（埋葬を除く。）

キ 救済用物資の整理配分

- (2) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

別表第2 (第9条関係)

従事者の区分	実費弁償の種類及び額		
	日 当	時間外勤務手当	旅 費
令第4条第1号から第4号までに規定する者	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度知事が決定する額以内の額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮してその都度知事が決定する額以内の額	日当の額を八で除して得た額を岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年岐阜県条例第29号。以下「給与条例」という。）第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額とみなして給与条例第14条の規定の例により算定した額以内の額	県の職員が公務のために旅行するとした場合に岐阜県職員等旅費条例（昭和32年条例第30号）の規定により支給すべき旅費の額に相当する額以内の額
令第4条第5号から第10号までに規定する者	当該地域における業者の慣行料金にその100分の3に相当する額を加算した額以内の額		

様式 [略]

2 応援要請に関する資料

2-1 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村において災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づく県及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあっせん
 - ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 救援及び応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等職員の派遣
 - オ 災害マネジメント支援職員（被災市町村の災害対策全般をサポートする職員をいう。）の派遣（県に限る。）
- (2) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (3) 清掃、防疫その他保健衛生のために必要な車両、施設の提供及びあっせん
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育の受け入れ
- (5) 緊急離着陸場等救援拠点の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等必要な措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

(応援地域の設定)

第4条 被災市町村の応援は、別表第1に定める地域を単位として、被災市町村の属する地域における市町村が実施するものとする。

2 前項の応援が困難な場合又は不十分な場合は、別表第2に定める応援地域の第1位の地域における市町村が実施するものとし、当該地域内の市町村では応援が困難な場合又は不十分な場合は、当該順位が下位の地域における市町村が順次実施するものとする。

(県の役割)

第5条 県は、被災市町村の市町村長から知事に応援の要請があった場合は、速やかに関係市町村と連絡調整を行い、応援が可能な地域の市町村の長に応援を要請するものとする。

2 知事は、災害の規模、場所又は被災市町村からの応援の要請の内容から判断して、必要があ

ると認めるときは、速やかに指定行政機関等の長に応急措置を要請し、又は他の都道府県の知事に応援を要請するものとする。

(応援の要請)

第6条 被災市町村の市町村長は、次の各号に掲げる事項を明らかにして知事又は他の市町村長に対して応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1号アからウに掲げるものの品名及び数量
- (3) 第3条第1号エに掲げるものの職種別人員
- (4) 第3条第1号オに掲げるものの人員
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、別に定めがある場合を除き、応援を受けた被災市町村が負担する。

- 2 応援を受けた被災市町村が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災市町村から要請があった場合は、応援を行った県又は市町村は、当該経費を繰替え支弁するものとする。
- 3 第3条第1号エ及びオの規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県又は市町村が負担する。
- 4 応援職員が業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市町村の負担とし、被災市町村への往復の途中において生じたものについては、応援を行った県又は市町村の負担とする。
- 5 前各項により難い場合については、応援を受けた被災市町村と応援を行った県又は市町村とがその都度協議して定めるものとする。

(自主的な応援)

第8条 被災市町村との連絡が取れない場合又は甚大な被害が予想される場合には、県又は他の市町村は、自主的に職員を派遣し、被災市町村の被害状況等の情報を収集するとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができるものとする。

- 2 前項の応援については、被災市町村の長から応援の要請があったものとみなす。この場合において、被災市町村の情報収集に要した経費については、前条の規定にかかわらず自主的に職員を派遣した県又は市町村の負担とする。
- 3 第1項の自主的に職員を派遣及び応援を行った市町村は、収集した情報及び応援の内容を県に報告するものとする。

(情報交換)

第9条 県及び市町村は、この協定に基づき応援を円滑に行うため、応援のために必要な情報を交換するものとする。

2 県は、前項の交換を行うため、原則として毎年度1回以上、別表第1に定める地域ごとに連絡会議を開催するよう努めるものとする。

(訓練の参加)

第10条 県及び市町村は、この協定に基づき応援を円滑に行うため、県及び市町村主催防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

第11条 この協定は、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県防災ヘリコプター応援協定及び市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、県及び市町村が協議して定める。

附 則

1 この協定は平成30年3月27日から施行する。

2 平成10年3月30日締結の協定は、平成30年3月26日限りで廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、知事並びに各市町村長から委任を受けた岐阜県市長会職務代理者副会長及び岐阜県町村会会长が署名のうえ、各1通を保有するとともに、各市町村に対しその写しを交付する。

平成30年3月26日

別表第1

地域	構成市町村
岐阜	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐	揖斐川町、大野町、池田町
中濃	関市、美濃市、郡上市
可茂	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那	中津川市、恵那市
飛騨	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

別表第2

被災 地域	応援地域						
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位
岐阜	中濃	揖斐	西濃	可茂	飛騨	恵那	東濃
西濃	揖斐	東濃	岐阜	飛騨	恵那	中濃	可茂
揖斐	西濃	岐阜	飛騨	恵那	東濃	可茂	中濃
中濃	岐阜	飛騨	恵那	東濃	可茂	西濃	揖斐
可茂	飛騨	恵那	東濃	岐阜	中濃	揖斐	西濃
東濃	恵那	西濃	可茂	中濃	揖斐	飛騨	岐阜
恵那	東濃	可茂	中濃	揖斐	西濃	岐阜	飛騨
飛騨	可茂	中濃	揖斐	西濃	岐阜	東濃	恵那

2-2 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第12条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援要請の手続)

第2条 協定第6条第1項の応援の要請は、電話等で行い、事後速やかに文書を送付するものとする。

(応援実施の手続)

第3条 県災害対策本部は、県内の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに県事務所又は危機管理政策課岐阜地域防災係（以下「県事務所等」という。）と連絡調整を行い、応援計画を作成するものとする。

2 県災害対策本部は、前項の応援計画を、応援を要請した市町村及び応援を実施する市町村（以下「応援市町村」という。）に管内の県事務所等を経由して通知するものとする。

3 前項の通知を受けた応援市町村は、当該通知に従い応援を実施するものとする。

(県への応援の報告)

第4条 応援市町村は、原則として応援の実施内容を県事務所等を経由して県災害対策本部に報告するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 協定第6条第1項の応援を受けた被災市町村が負担する経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 応援職員の派遣に要する経費については、応援を行った県又は市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内の額

(2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送料

(3) 購入物資については、当該物資の購入費及び輸送料

(4) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送料及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5) 施設の提供については、使用料又は借上料

(6) 協定第3条第4項、第5号及び第6号については、その実施に要した経費

2 協定第7条第2項の規定により県又は市町村が応援を要した経費を繰替え支弁した場合は、知事又は市町村長は、関係書類を添え、当該経費の額を応援を要請した市町村長に請求するものとする。

(応援時の責務)

第6条 応援を行う県又は市町村は、職員を派遣する場合には、応援職員が消費又は使用する食料、被服、寝具等を携行するよう努めるものとする。

(情報交換)

第7条 協定第9条の規定による情報交換は、毎年4月1日現在における次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 協定第2条の連絡窓口となる担当部局、担当者及び連絡手段
 - (2) 備蓄物資及び業者提携物資
 - (3) 物資拠点及び輸送ルート
 - (4) 避難所及び収容可能人数
 - (5) 応援可能な職種別人員数
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、交換する必要があると認められる情報
- (その他)

第8条 県は、協定書及び実施細目の円滑な運営を図るため、県災害対策本部を所管する部署及び県事務所等に、前条の規定により交換した情報の取りまとめ、連絡会議の開催、訓練の案内等を行う事務局を設置する。

附 則

- 1 この実施細目は平成30年3月27日から施行する。
- 2 平成10年3月30日締結の実施細目は、平成30年3月26日限りで廃止する。

2-3 岐阜県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、岐阜県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に広域的な消防力の応援により災害の被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、広域応援の対象となる災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害
- (2) 大規模な林野、高層建築物、危険物施設、トンネル等の火災
- (3) 航空機、列車、バス事故等の集団的な救急救助を要する事故
- (4) その他応援が必要とされる大規模な災害又は特殊な事故災害

(ブロック及び代表消防機関)

第4条 この協定による広域応援を円滑に行うため、県代表消防機関及び県副代表消防機関、並びに県内を5ブロックに分け、各ブロックごとにブロック代表消防機関及びブロック副代表消防機関を設ける。

(応援要請の種別)

第5条 応援要請の種別は、災害の規模等により、次のように区分する。

- (1) ブロック要請
前条に規定する所属ブロック内の市町村等に対して行う応援要請
- (2) 県域要請
ブロック要請でも、なお災害の被害防除が困難な場合、他のブロックの市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第6条 応援要請は、ブロック要請、県域要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長から他の市町村等（以下「応援側」という。）の長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。

3 前項の要請については、第4条で規定された代表消防機関を通じて行うものとする。

4 ブロック要請又は県域要請を行った要請側の長は、速やかにその旨を岐阜県にも連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等の長は、自管内の消防力に特に支障がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側の市町村等の長に連絡するものとする。

(自主的な応援隊の派遣)

第7条の2 大規模災害が発生し、被害を受けた市町村等と連絡がとれない場合、又は被害が予想される場合には、関係市町村等は、自主的に応援隊を派遣し、必要な応援ができるものとする。

2 前項の応援については、第6条第2項の応援要請があつたものとみなす。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、要請側の現地指揮本部の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

(応援の中止)

第9条 応援側の市町村等において応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合、応援側の市町村等の長は、要請側の市町村等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。
(経費の負担)

第10条 応援に要した経費については、原則として次の区分により負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

- ア 給与、旅費、出勤手当等の人物費
- イ 車両及び機械器具の燃料費（現地で補給したものは除く。）
- ウ 人員輸送費
- エ 車両及び機械器具の小破損修理費
- オ 公務災害補償費
- カ 応援隊員が要請市町村等への往復途上において、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める以外の経費

- (3) 賞じゅつ金については、当該市町村等において協議するものとする。
- (4) 経費の負担について、疑義ある場合は、当該市町村等において協議のうえ決めるものとする。

(応援可能消防隊の登録)

第11条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ届出しておくものとする。

(他協定との関係)

第12条 この協定は、市町村等が別に締結した消防相互応援に関する協定を妨げるものではない。
(実施細部)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、第4条に定める代表消防機関の長が協議して定めるものとする。

(改廃)

第14条 この協定の改廃は、協定者協議により行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、各市町村等の長が記名押印のうえ本書5通を作成し、岐阜県、岐阜県市長会、岐阜県町村長会、岐阜県消防長会及び財団法人岐阜県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等がそれぞれ写しを1通保管するものとする。

附 則

- 1 第4条、第5条第1号、第6条第1項、同条第4項、第7条第2項、第7条の2、第11条、第12条、第13条は、第14条の規定に基づき協定者の合意により改正されたものとする。
- 2 前項の改正された協定は、平成10年4月1日から施行する。

2-4 岐阜県防災ヘリコプター支援協定

岐阜県（以下「甲」という。）と下呂市（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項の規定による支援に関し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

なお、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定（平成6年4月1日）」は廃止する。

平成31年1月1日

（支援の条件及び要請）

第1条 乙が消防の任務を遂行するにあたり、乙の管理する消防力のみでは対応が不可能又は著しく困難な場合であって、岐阜県防災ヘリコプターを使用した活動が有効であると判断したときは、乙は、甲に対し、岐阜県防災航空隊（以下「航空隊」という。）による支援を要請することができる。

（支援の要請の手続き）

第2条 前条の規定による要請は、乙の所掌する消防本部から航空隊に対し、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害の発生日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 離着陸を伴う場合にあっては、離着陸予定地及び地上支援体制
- (5) その他の必要な事項

2 乙は、前項の要請を行ったときは、速やかに、出場要請書（様式は甲が別に指定する。）に必要事項を記入し、航空隊宛て送付するものとする。

（航空隊の派遣）

第3条 甲は、第1条の規定による要請を受けたときは、乙の管理する消防を支援するため、航空隊を派遣することができる。ただし、気象状態、機材の状況その他の事情により航空隊の派遣ができない場合には、甲は、速やかにその旨を乙に通知するものとする。

2 甲は、派遣中の航空隊を復帰させるべき特別な事態が生じたときは、乙と協議して派遣を中断することができる。

（自主派遣）

第4条 甲は、人命救助のため特に緊急を要し、第1条の要請を待つとまがないと認められるときは、同条の要請を待たないで航空隊を派遣することができる。

2 前項の場合において、甲は、航空隊を派遣した旨その他必要な事項を乙に対し速やかに通知するものとする。なお、この場合、第2条の手続は省略するものとする。

(経費負担)

第5条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、甲が負担するものとする。

(市町村等の変更に伴う本協定の取扱い)

第6条 市町村の廃置分合又は消防の広域化若しくは分割その他組織改編により乙が管理する消防を別の者が管理することとなった場合においては、その管理業務を承継した者から特段の申出がない限り、当該承継者との間でこの協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2-5 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱〔抄〕

(最終改正 平成12年7月26日消防救第202号)

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条の3の規定に基づき、大規模特殊災害発生地の市町村が他の都道府県の市町村による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地の市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）及び都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

応援側市町村の属する都道府県をいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 山林、離島等、陸上あるいは海上から接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等

(3) 高層建築物の火災

(4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故

(5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害

4 広域航空消防応援の種類

広域航空消防応援の種類は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出動

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附隨する救急搬送活動を含む。）

(4) 救急出動

救急搬送のための出動で、特別な人命救助活動を伴わないもの

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあっては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、別表に示すヘリの応援可能地域並びにヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況を勘案し、広域航空消防応援の要請先市町村（都道府県が保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村の場合には、当該都道府県とする。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き

(1) 要請側の市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の要請先市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合には、同時に応援側市町村の消防長への同様の連絡を行うものとする。

① 要請先市町村

② 要請者・要請日時

③ 災害の発生日時・場所・概要

④ 必要な応援の概要

(2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官への要請を行うものとする。

(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側都道府県の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 応援側都道府県の知事は、前号の要請があった場合は、直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合には、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、応援側都道府県の知事、応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

① 必要とする応援の具体的な内容

② 応援活動に必要な資機材等

③ 離発着可能な場所及び給油体制

- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他のヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って応援側都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き及び決定の通知

都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き及び決定の通知については、前2項を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項とあるのは、「第5項」と、「要請先市町村」とあるのは「要請先都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項4号中「前号の要請があった場合は直ちに」とあるのは「前号の要請があり、かつ当該都道府県の保有するヘリの運航が可能であると認めたときは直ちに」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長へ」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事へ」と、第7項第1号中「通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。」とあるのは「通知するものとする。」と、同項第2号中「直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は」とあるのは「直ちに消防庁長官に通知するとともに、同時に要請側市町村の消防長へ連絡するものとし、消防庁長官は」と読み替えるものとする。

9 広域航空消防応援の中止

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 都道府県がヘリを保有する場合において、当該都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において「要請側市町村の長」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は前項において準用して適用する第7項に準じてその連絡を行うものとする。

10 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けたときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出場中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

11 広域航空消防応援のために出動したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のために出動したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮官に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高責任者と緊密な連絡を取るものとする。

12 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を定めた場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

16 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
- (3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村（都道府県がヘリを保有する場合には、当該都道府県を含む。以下この項において同じ。）の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村の負担とする。
- (4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (5) 前号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度市町村が協議し定めるものとする。

18 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年5月30日から施行する。

附 則（平成12年7月26日消防救第202号）

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

別表〔岐阜県地域防災計画添付資料 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱 別表参照〕

2-6 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目〔抄〕

1 広域航空消防応援の要請手続

(1) 広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）第6項及び第8項の要請についての消防庁等の連絡先は次のとおりとする。

① 消防庁

	連絡・要請 窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線 FAX	電話番号 FAX
昼間	救急救助課	03-5574-0126	6650	6609	03-5574-0136
夜間	宿直室経由 救急救助課	03-5574-0119	6060	6069	03-5574-0190

(注) 昼間(8:30~17:45)、夜間(17:45~8:30)

② 応援側都道府県〔岐阜県地域防災計画添付資料 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目 別表参照〕

2-7 岐阜県水道災害相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、自然災害、渇水、水道施設事故等の水道災害の発生により、正常な給水に支障を来たした岐阜県内の水道事業を行う市町村又は県営水道用水供給事業者（以下「被災水道事業者等」という。）に対して、岐阜県内において水道事業を行う市町村及び県営水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）が岐阜県（以下「県」という。）の調整の下に行う相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(応援)

第2条 被災水道事業者等が、他の水道事業者等に応援を求めるときは、法令に特別の定めがある場合を除いて、原則として県に必要な措置を要請するものとする。

- 2 県は、被災水道事業者等から前項の要請があった場合は、応援に関する調整を行うとともに、他の水道事業者等に対して応援の要請を行うものとする。
- 3 被災水道事業者等が、県を通じて直接他の水道事業者等に対し応援の要請を行った場合は、できる限りすみやかに県に報告するものとする。
- 4 応援の要請を受けた水道事業者等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 給水用資器材、応急復旧用資器材等の貸与又は提供
 - (2) 応急給水作業
 - (3) 応急復旧作業
- 2 前項第2号及び第3号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は応援を受ける水道事業者等（以下「被応援水道事業者等」という。）、応援を実施する水道事業者等（以下「応援水道事業者等」という。）及び県の協議による。

(応援体制)

第4条 応援水道事業者等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、必要に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

- 2 応援職員は、応援水道事業者等の名前を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第5条 被応援水道事業者等は、状況に応じ、応援職員の宿舎のあっせん等必要な便宜を供与するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費については、法令に特段の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 応急給水、応急復旧及び応急復旧用資材に要する経費は、被応援水道事業者等が負担する。
- (2) 応援職員の人物費及び旅費は、応援水道事業者等が負担する。

- (3) 応援職員が、応援に係る業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道事業者等の負担とする。
- (4) 応援職員が応援に係る業務により第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援水道事業者等が、被応援水道事業者等への往復途中に生じたものについては応援水道事業者等がその損害を賠償するものとする。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係水道事業者等が協議して定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めない事項については、前項により定める事項を除き、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年4月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、水道事業者等を「甲」とし、県を「乙」として、関係者記名押印の上、原本を乙が、写しを甲が保有する。

平成9年4月1日

2-8 災害発生時における支援協力に関する協定書 (下呂市内各郵便局)

下呂市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社下呂市内郵便局（以下「乙」という。）は、次の通り協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、下呂市内に災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 乙が所有する車両の緊急車両等としての提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 乙による郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 乙による災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救援用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 乙による避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（注）

(7) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供

(8) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

(9) 乙による株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(10) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（乙による防災士の資格を有する郵便局長等の派遣等）

（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額、要請した者が負担する。

2 前項の規定による経費の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、又、この協定を通じて甲と乙とが相互理解を深め緊密な協力関係を確立するため、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 下呂市 防災担当部局長

乙 日本郵便株式会社 下呂郵便局長

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成29年8月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙双方がその都度協議し決定するものとする。

2 本協定をもって、「災害支援協力に関する覚書（平成16年3月1日締結）」及び「民営化に伴う協定等の承継について（呂第99号（平成19年8月20日））」の有効期間は満了とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成29年8月1日

2-9 災害時等応援協力に関する協定 ((一社)下呂建設業協会)

(目的)

第1条 この協定は、災害時等における被災者等の救出及び社会基盤の応急復旧に関して、下呂市（以下「甲」という。）が、一般社団法人下呂建設業協会（以下「乙」という。）に応援協力を求めるに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

(応援協力)

第2条 下呂市内において、大規模な地震・風水害等災害や事故が発生し、又は発生するおそれがあり、甲が緊急に被災者等の救出及び社会基盤の応急復旧を行う必要がある場合には、乙は次の各号に掲げる応急処置を行うものとする。

- (1) 被災者等の救出支援
- (2) 道路、河川、その他施設の応急復旧
- (3) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御、又は拡大防止のための措置
- 2 前項に規定する応援協力は、乙に所属する協会員等によって組織される自主防災組織（以下「下呂建協防災隊」という。）が、その協会員の確保する建設資機材等をもって行うものとする。
- 3 下呂建協防災隊は、甲及び警察等他の行政機関と連携し、従事者の安全を確保した上で、甲の指揮のもと、被災者等の救出活動に支障となる障害物等の排除などの応援協力を行うものとする。
- 4 第1項に規定する被災者等の救出支援は、乙の状況の許す範囲において実施するものとする。

(応援協力の要請の手続)

5 前各項に規定するもののほか、甲からの要請に乙が対応可能なものについてはその都度協議を行うものとする。

第3条 甲は、前条第1項に規定する場合においては、口頭等により、乙に応援協力を要請するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による要請を行うときは、災害等の状況その他前条第1項に規定する応援協力に必要な情報を、乙に提供するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、直ちに下呂建協防災隊を組織し、前条第1項に規定する応援協力の迅速かつ適正な実施の確保を図るものとする。
- 4 乙は、通信の不能等によって第1項の規定による要請が行われない場合において、前条第1項に規定する応援協力の実施が必要であると認められる災害等の発生を確認したときは、前項の例により、応援協力を行うものとする。

(活動報告)

第4条 乙は、被災者等の救出支援及び社会基盤の応急復旧等が完了したときは、当該活動に係る開始時刻、場所、活動内容、終了時刻等を速やかに書面により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

- 第5条 応援協力により甲が要請した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、乙の業務終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害等直前における市場価格を参考に、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(情報の共有)

- 第6条 甲及び乙は、この協定の適正な運用の確保を図るため、平時から必要な情報の共有に努めるものとする。

(災害補償)

- 第7条 救出支援活動及び防災支援活動に従事した者がその業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、河川法（昭和39年法律第167号）その他の法令の定めによることのほかは、これを行わない。

(連絡体制)

- 第8条 甲及び乙は、予めこの協定に関する連絡体制表を作成することとし、変更の都度、相互に連絡し、確認しておくものとする。

(その他)

- 第9条 この協定について疑義が生じたときは、甲及び乙は、誠意を持って協議の上定めるものとする。

(協定の有効期限)

- 第10条 この協定は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期限の満了日までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、この協定を一年間延長するものとし、以後も同様とする。

- 2 平成28年6月27日に締結した、一般社団法人下呂建設業協会との協定書は、この協定の締結をもってその効力を失う。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年3月26日

記名押印〔略〕

2-10 災害時における水道施設の応急復旧活動等に関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）と下呂管設備工業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧活動及び給水活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する水道施設の応急復旧活動及び給水活動（甲が他都市等から応援要請を受けて行うものを含む。以下「応急復旧活動等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害の発生時において水道施設の復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧活動等を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、資機材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

（応援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧活動等を行うための体制を確立のうえ、必要な人員、資機材等を出動させ、甲に協力するものとする。

（応援体制）

第5条 乙が派遣する組合員（以下「応援組合員」という。）は、必要に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定により甲が要請した応急復旧活動等に要した経費については甲が負担するものとし、その額については次の各号に定める支出基準をもとに甲乙協議して定めるものとする。

(1) 応急復旧に参加した組合員に要する経費については、甲が定める規定により算出した組合員の旅費及び諸手当の額の範囲内の額

(2) 乙の備蓄資機材等については、時価評価額及び輸送料

(3) 購入した資機材等については、当該資機材等の購入費及び輸送料

(4) 車両、機械機材等については、借上料、燃料費、輸送料

2 前項の規定により甲が負担する経費については、乙において取りまとめ、甲に一括して請求するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第8条 乙は、この協定による応急復旧活動等に協力できる人員及び資機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、甲、乙いずれからも期間満了の1月前までに解除の申し出がない場合は期間満了日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年2月2日

記名押印〔略〕

平成24年11月26日 一部変更

2-11 災害時における電気・通信施設の緊急的な災害応急対策の支援に関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）と、社団法人岐阜電業協会飛騨地区下呂支部（以下「乙」という。）とは、災害時における電気・通信施設の緊急的な災害応急対策の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する電気・通信施設が、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により被災したとき、その機能を緊急的に回復させるため、乙が支援するためにとする実施体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害の発生時において電気・通信施設の早期復旧に乙の支援が必要であると認めたときは、乙に対し緊急的な災害応急対策の支援の出動要請をすることができる。

（支援業務）

第3条 乙は、甲からの出動要請により出来る限り速やかに電気・通信施設の被災状況を把握し、甲の指示により、当該被災施設の応急復旧を実施するものとする。

2 乙は応急復旧が早急にできるよう、必要な電気通信機器、資材、技術者及び労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保、動員の方法を整え、その実施体制を甲に報告するものとする。
なお、甲が必要と認めるときは、実施体制の最新情報の提供を乙に要請することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、第2条の規定により乙に出動要請したときは、要請に伴う費用を負担するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までの期間とする。ただし、甲、乙いずれからも期間満了の1月前までに解除の申し出がない場合は期間満了日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（損害の負担）

第7条 業務の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は災害対策資機材等に損害が生じた場合には、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と乙が協議して定めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙両者

が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成20年6月6日

記名押印〔略〕

2-12 災害時における石油類燃料の供給に関する協定

下呂市（以下「甲」という）と岐阜県石油商業組合 下呂支部（以下「乙」という）は 下呂市内において地震 風水害 大火災 その他の原因による災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時」という）に 相互に協力して被災者及び被難者（以下「被災者等」という）の救助活動を円滑に行うため 次のとおり協定を締結する

（協力要請）

第1条 災害時において甲が石油類燃料を必要とするときは 甲は 乙に対して石油類燃料の供給について協力を要請することができる

（協力義務）

第2条 乙は 前条の規定により甲からの要請を受けたときは 石油類燃料の優先供給及び運搬について積極的に協力につとめるものとする

（運搬）

第3条 石油類燃料の運搬は甲又は乙の指定する者が行うものとする また 甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる

（費用）

第4条 前第2条の規定により乙が供給した石油類燃料の対価及び乙が行った運搬等の費用については 甲が負担するものとする

前項に規定する対価及び費用は 乙又は乙の指定する者が提出する出荷確認書に基づき 災害時直前における適正価格を基準として 甲乙協議の上 決定する

（引き渡し）

第5条 石油類燃料の引き渡し場所は 甲が指定するものとし 甲は 当該引き渡し場所に職員を派遣し 納品を確認の上 引き取るものとする

（価格高騰の防止）

第6条 乙は 災害時において石油類燃料の高騰の防止に努めるものとする

（防災意識の向上）

第7条 乙は 支部活動を通じて 日常的に石油類燃料の備蓄 緊急時対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に努め 甲は 乙に対して必要な協力をを行うものとする

（その地必要な支援）

第8条 この協定に定める事項のほか 災害者等の救援に関して必要な事項は甲乙協議の上決定する

（災害時の協力事項の発動）

第9条 この協定に定める災害時の協力事項は 原則として甲が「下呂市災害対策本部と」を設置し 乙に対して要請を行った時をもって発動する

(協議)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じた時は その都度甲乙が協議の上 決定するものとする

この協定の締結を証するため この書面2通を作成し 甲乙両者が署名捺印のうえ 各自1通を保有する

平成17年12月21日

記名押印〔略〕

2-13 災害時におけるLPGガスの供給に関する協定

下呂市（以下『甲』という。）と岐阜県エルピーガス協会益田支部（以下『乙』という。）とは、下呂市において地震、風水害、大火災その他の原因による災害が発生した場合（以下『災害時』という。）に、相互に協力して被災者及び避難者（以下『被災者等』という。）の救護活動を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時において甲がLPGガスを必要とするときは、甲は、乙に対してLPGガスの供給について協力を要請することができる。

（協力義務）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、LPGガスの優先供給及び運搬について積極的に協力に努めるものとする。

（運搬）

第3条 LPGガスの運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力をめることができる。

（費用）

第4条 第2条の規程により乙が供給したLPGガスの対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規程する対価及び費用は、乙又は乙の指定する者が提出する出荷確認書に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（引き渡し）

第5条 LPGガスの引き渡し場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員を派遣し、納品を確認の上引き取るものとする。

（価格高騰の防止）

第6条 乙は、災害時においてLPGガスの価格の高騰の防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第7条 乙は、支部活動を通じて、日常的にLPGガスの備蓄、緊急時対応設備の整備等会員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（その他必要な支援）

第8条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第9条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が『下呂市災害対策本部』を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協議)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年5月30日

記名押印 [略]

2-14 災害時相互応援協定書

下呂市と宝達志水町とは、いずれかの市町域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、被害市町では十分な応急措置が実施できないときに、被災市町の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類等）

第1条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材並びに物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車輌等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第2条 応援を要請する市町は、次に掲げる事項を明らかにし、直ちに電話又はファクシミリ等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況（被害の種類、発生日時及び場所等）
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間及び必要とされる装備品
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の派遣）

第3条 応援を要請された市町は、それぞれの管轄区域の防災対策上支障のない範囲で応援隊を派遣するものとする。

2 応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具数量、到着予定時刻、応援隊の長の氏名等を、また、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく相手方に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊の指揮は、受援地の現場最高指揮者が応援隊の長に対して行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（報告）

第5条 応援隊の長は現場到着、引き上げ及び防災業務の状況を現場最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受けた市町が負担するものとする。
- (3) その他経費については、それぞれ市町間で協議して決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 第2条の規定による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を置く。連絡責任者は、下呂市においては総務部総務課長、宝達志水町においては環境安全課長とする。

(体制の整備)

第8条 市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、市町が協議して定めるものとする。

(適用日)

第10条 この協定は、平成20年10月5日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年10月5日

記名押印〔略〕

2-15 下呂市災害時の医療救護に関する協定書

下呂市における災害時の医療救護に関して、下呂市（以下「甲」という。）と下呂市医師会（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下呂市地域防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療に関する救助（以下「医療救護」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医師会医療救護対策本部の設置、医療救護班の編成、派遣その他医療救護の実施に関する医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し災害時医療救護体制確立の要請をするものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、医療救護計画に基づき医療救護班を編成し、災害現場等の救護所に派遣するものとする。

3 緊急時等やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇がない場合は、乙は医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、原則として下呂市の救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対するトリアージ（重傷度の判定）の実施
- (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療
- (3) 助産
- (4) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び順位の決定
- (5) 死亡の確認及び死体の検索
- (6) その他医療救護活動に必要な業務

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置を執

るものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するものほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(報告)

第9条 医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用の弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、医療救護活動を実施した場合に要する次の経費については、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行又は調達した医薬品等の実費

(3) その他この協定に定める医療救護活動に要した経費

2 前項に定める甲が負担すべき経費の額については、甲、乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第11条 甲の要請により医療救護活動に従事した者に対して行う災害補償については、下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成16年下呂市条例第37号）の規定に準じ、甲、乙協議して別途定めるものとする。

(医療事故の処理)

第12条 救護所等での医療救護活動及び収容医療機関における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において対処するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は乙の会員に故意又は重大な過失がない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(連絡責任者)

第13条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては下呂市保健担当課長、乙においては下呂市医師会長とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、この期間満了日の1ヶ月前までに、甲、乙双方から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第16条 この協定は、平成16年11月1日から適用する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成16年11月1日

記名押印〔略〕

2-16 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）は、（社福）下呂市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間に、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下呂市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること、及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるように看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖の努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的である活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難

所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人員の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を所有するものとする。

平成23年12月20日

記名押印〔略〕

別表（第4条関係）

「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」締結先一覧

No.	施設名	運営者	種別	所在地	電話番号
1	小坂デイサービスセンター	(福)下呂市社会福祉協議会	通所介護事業所	小坂町大島1807番地	62-0038
2	やすらぎセンター四美	〃	〃	萩原町四美861番地1	56-4010
3	やすらぎセンター萩	〃	〃	萩原町萩原1166番地8	52-4688
4	下呂デイサービスセンター	〃	〃	森883番地1	25-2082
5	上原デイサービスセンター	〃	〃	田口678番地2	27-2010
6	中原なごみ庵	〃	〃	和佐字島田2400番地	28-4013
7	金山デイサービスセンター	〃	〃	金山町金山973番地7	34-0170
8	デイサービスセンターつづじ苑	〃	〃	馬瀬名丸1041番地	47-2225
9	下呂市障がい者総合支援センター	〃	障がい者支援施設	森134番地1	25-4300
10	下呂市障がい者総合支援センター 金山支所	〃	〃	金山町大船渡600番地8	32-2817
11	下呂福祉会館	〃	老人福祉センター	森883番地1	25-2082

2-17 災害時における物資供給に関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）と下呂市内の各商工会（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、市民の生命を守り、その生活を維持するために甲と乙と協力して物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、市内での災害において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、別表災害時における供給物資（別表）に掲げるもののうち、乙が調達・製造が可能な物資とする。

（要請の方法）

第5条 甲が第3条に基づく要請を行う場合は、物資調達要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙に加入する小売店（以下「各小売店」という。）と調整し、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、各小売店から物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を物資供給報告書（様式第2号）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第7条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は原則として各小売店が行うものとする。ただし、各小売店が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運搬手段により運搬するものとする。

2 甲は、各小売店が前項の規定により物資を運搬する車輛を優先車輛として通行できるよう配慮するものとする。

3 甲は、物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用負担）

第8条 第6条の規定により、各小売店が供給した調達物資の対価及び各小売店が行った運搬の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の物資の対価は、災害発生直前における各小売店の小売価格とする。ただし、災害発生後に価格が著しく変動したものについては、必要に応じて甲及び各小売店が協議の上、適正な価格を決定できるものとする。

3 第1項の運搬に要した費用は、甲及び各小売店において協議のうえ決定するものとする。
(費用の支払い)

第9条 前条の物資の対価及び各小売店が行った運搬に要した費用について、甲は、各小売店から請求後速やかに各小売店に支払うものとする。

(担当者の報告)

第10条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡先等を、協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成23年12月20日

記名押印 [略]

別表（第4条関係）

災 害 時 に お け る 供 給 物 資

分 類	主 な 品 種
食料及び飲料	<ul style="list-style-type: none"> ・おにぎり・弁当・パン・缶詰・飲料水（水・お茶・ジュース・牛乳等） ・カップラーメン・カップ味噌汁類・レトルト食品類・果実・米穀・野菜 ・食肉・魚類・漬物・佃煮・味噌・醤油類
日用品類	<ul style="list-style-type: none"> ・ティッシュ・ちり紙・タオル・タオルケット・ウェットティッシュ・石鹼 ・洗剤・ビニール袋・ポリ袋・灰皿・マッチ・ライター・ローソク・バケツ ・雨具・蚊取り線香（夏）・使い捨てカイロ・水モップ・デッキブラシ・雑巾 ・ホイル・ラップ・マスク・水ボリ缶
寝具類	<ul style="list-style-type: none"> ・毛布類
衣料類	<ul style="list-style-type: none"> ・下着類・シャツ及びズボン類
炊事炊飯用具	<ul style="list-style-type: none"> ・飯ごう・カセットボンベ式ガス器具・カセットボンベ・L Pガス ・L Pガス器具・木炭・木炭コンロ
食器類	<ul style="list-style-type: none"> ・割箸・箸類・スプーン・フォーク・紙コップ・皿類・茶碗類・鍋類 ・やかん類・哺乳瓶・使い捨て食器
衛生薬剤類	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品類・生理用品・オムツ類・オムツカバー
文具類	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記具・ノート類
電気用品等	<ul style="list-style-type: none"> ・発電機・投光器・コードリール・懐中電灯・乾電池
暖房機器類	<ul style="list-style-type: none"> ・石油ストーブ
作業関係	<ul style="list-style-type: none"> ・作業シート・標識ロープ・ヘルメット・スコップ・防塵マスク・テント ・簡易マスク・長靴・軍手・ゴム手袋・皮手袋・土嚢袋・ガラ袋 ・ホースリール
トイレ関係等	<ul style="list-style-type: none"> ・救急ミニトイレ・トイレットペーパー
燃料関係	<ul style="list-style-type: none"> ・重油・軽油・ガソリン・灯油
その他	下呂市が必要とするもの

※上記以外で必要な物資については別途、協議すること。

様式第1号（第5条関係）

物資要請第 号
平成 年 月 日

様

岐阜県下呂市長

(公印省略)

物 資 調 達 要 請 書

下記の物資が必要なため、災害時における物資供給に関する協定書第5条により要請します。

記

1. 要請期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2. 物資調達要請内容

No.	物 資 名	規 格	数 量	運 搬 先	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					

No.	物 資 名	規 格	数 量	運 搬 先	備 考
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					

3. その他必要な事項

4. 担当者の所属及び氏名等

下呂市_____部_____課 担当者名_____

T E L _____ F A X _____

様式第2号（第6条関係）

平成 年 月 日

下呂市長 宛

商工会名

物 資 供 給 報 告 書

下記の物資を要請によりお届けしましたので、災害時における物資供給に関する協定書第6条に基づき報告します。

記

1. 物資調達納入内容

No.	物 資 名	要請数	供給数	納入小売店名	運 搬 先	納入日	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							

No.	物 資 名	要請数	供給数	納入小売店名	運 搬 先	納入日	備考
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							

2. その他必要な事項

3. この報告書に関する連絡先等

2-18 国土交通省中部地方整備局高山国道事務所と高山市、飛騨市 及び下呂市との防災情報等の共有に関する協定書

国土交通省中部地方整備局高山国道事務所（以下「甲」という。）と高山市（以下「乙」という。）、飛騨市（以下「丙」という。）及び下呂市（以下「丁」という。）は、相互にネットワークを接続し、防災対策上必要な情報を共有できるようにするため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、国土交通省防災会議（平成17年6月27日）において「災害時における自治体等への応援・支援メニュー」が周知されたことに基づき行うものとする。

甲、乙、丙及び丁が整備又は利用権を有する通信施設（光ファイバーを含む。以下「使用施設」という。）を利用し、平常時からそれぞれ把握する道路情報、防災情報及びこれに関連する情報を共有することにより、異常気象時及び災害発生時等における道路等の状況把握や被災箇所復旧の迅速化を図ることを目的とする。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる範囲は、使用施設を利用して得られる情報とする。

（使用施設の相互接続）

第3条 使用施設の相互接続は、別図のとおりとする。

- 2 甲、乙、丙及び丁は、十分な調整のうえ、使用施設に相互接続するものとする。
- 3 相互接続を行う場合は、接続相手先の情報伝達に支障のないように実施するものとする。

（共有する情報）

第4条 相互接続により共有する情報は、別表のとおりとする。

- 2 甲より現地情報連絡員（リエゾン）が派遣された場合は、使用施設を活用し情報の共有を図るものとする。

（工事等による運用中断にかかる協議）

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲、乙、丙及び丁が事前に協議して処理を定めるものとする。

- (1) 光ファイバー網の改築又は修繕を行う場合
 - (2) 災害復旧により運用の中止が予想される場合
 - (3) 第三者が実施する工事等が原因となって、所有し、又は利用権を有する光ファイバーの運用の中止が予想される場合
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急でやむを得ない事由により中止が予想できなかった場合は、中止の原因となった光ファイバーを所有し、又は利用権を有する者が速やかに各相手方に通知するものとする。

（施設の維持管理）

第6条 使用施設の維持管理については、当該施設を所有又は利用権を有するものがそれを行

うものとする。

(費用負担の区分)

第7条 相互接続により必要となる使用施設の維持管理費のうち電気料は、それぞれ負担するものとする。

2 使用施設については、原則として整備に要する費用を負担した者に帰属するものとする。

(セキュリティー対策等)

第8条 甲、乙、丙及び丁は、相互接続及び情報共有を行ううえで、使用施設の運用に支障をきたさないよう、セキュリティー対策その他適正な運用に必要な処置を施さなければならない。
(協定の変更)

第9条 甲、乙、丙及び丁は、やむを得ない事由により、この協定の内容を変更する必要が生じたときは、それぞれ協議してこれを変更するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙、丙及び丁が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

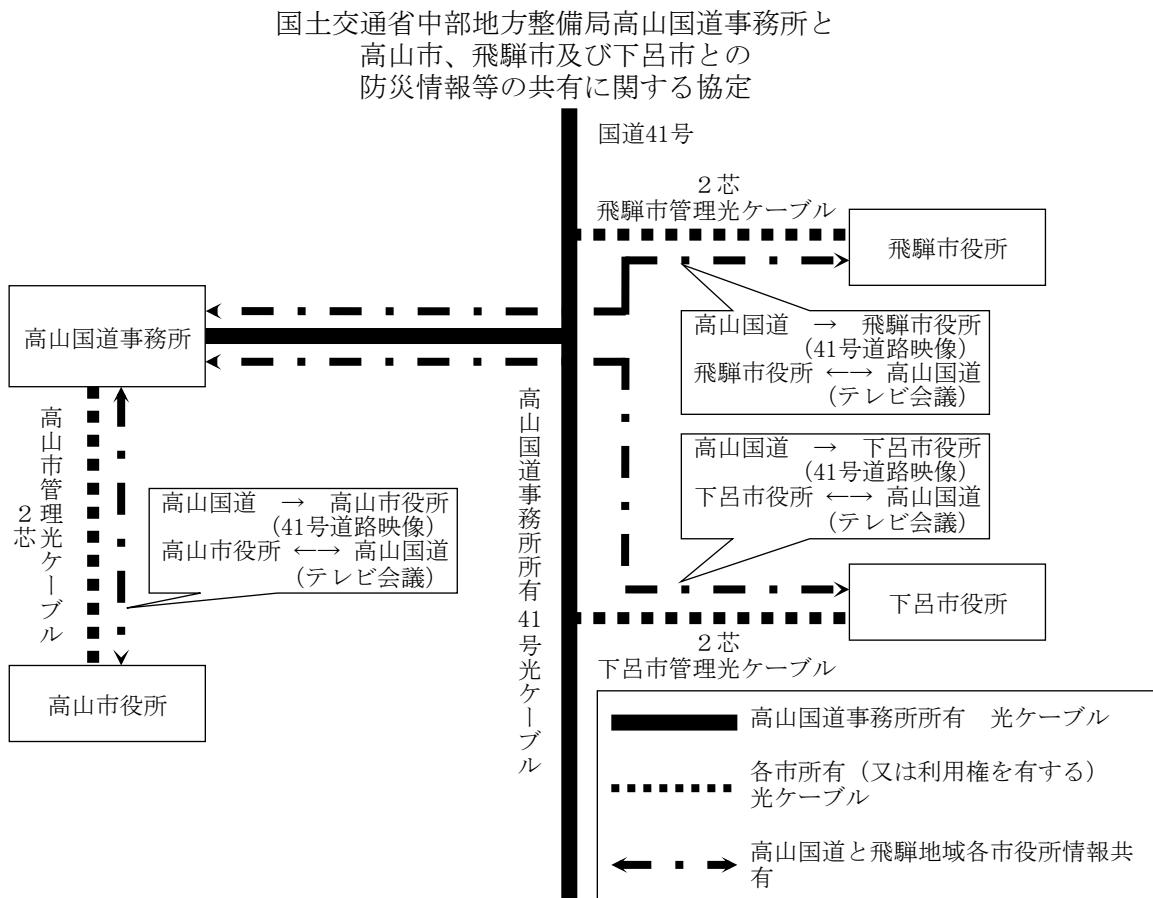
第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年12月26日

記名押印 [略]

《別図》



《別表》甲、乙、丙及び丁で共有する情報の内容

甲の提供情報

道路情報	1) 安全性の向上	路面状況監視画像情報 気象情報（積雪・雨量等）※ 路面凍結監視情報 ※
防災情報	1) 被災状況	被災画像・音声

乙の提供情報

道路情報	1) 安全性の向上	市内監視画像情報 ※ 気象情報（積雪・雨量等）※
防災情報	1) 被災状況	被災画像・音声

丙の提供情報

道路情報	1) 安全性の向上	市内監視画像情報 ※ 気象観測情報（積雪・雨量等）※
防災情報	1) 被災状況	被災画像・音声

丁の提供情報

道路情報	1) 安全性の向上	市内監視画像情報 ※ 気象観測情報（積雪・雨量等）※
防災情報	1) 被災状況	被災画像・音声

※ 今後の計画として設置が考えられる項目

2-19 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、下呂市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長の情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- (1) 下呂市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- (2) 下呂市災害対策本部が設置されたとき
- (3) その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること
- (2) 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- (3) その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長の災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、整備局長、市長それぞれ各1通を保有する。

平成23年3月1日

記名押印〔略〕

2-20 災害時における応急生活物資供給に関する協定

下呂市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープぎふ（以下「乙」という。）とは、下呂市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において市民の生命を守りその生活の早期安定を図るため、甲と乙とが相互に協力して応急生活物資を供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行った時をもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給及び搬送業務について協力を要請することができる。

（物資の指定）

第4条 甲が乙に要請する災害時の主な応急生活物資は、別表のとおりとする。

2 別表に定める物のほか、応急生活物資は甲乙協議の上指定できるものとする。

（要請手続き）

第5条 甲の乙に対する協力要請手続きは、応急生活物資の供給・搬送業務等要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。また、甲から乙に対して、通常の商品搬送業務と異なる引渡し場所への搬送依頼があった場合においても積極的に協力するものとする。

（物資の引取りと報告）

第7条 奉給生活物資の引渡し場所は、甲の指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。

2 乙は業務が完了した後、速やかに業務内容を応急生活物資の供給・搬送業務報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用）

第8条 第3条の規定により乙が供給した保有商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害時直前における生協組合員に供給していた物資の価格を参考に、甲乙協議のうえ定め

るものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間の提携を強化し、災害時における生活協同組合間相互支援の協定等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第10条 甲は、災害時において市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において被災地域や被災者の状況、生活物資の供給等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、平常時から連絡体制を確保するとともに、応急生活物資等について情報交換を行い災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲と乙は、業務に必要な連絡責任者及び連絡先をあらかじめ指定しておくものとし、年度当初に互いに確認し変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月29日

記名押印 〔略〕

別表1

区分	分類	品目
最優先供給品目	食料品	水（容器入り）、飲料 パン（菓子パン、調理パン、食パン） 果物（バナナ等） レトルト食品（ごはん、おかず類）
主な供給品目	食料品	弁当、インスタントラーメン 缶詰（イージーオープン）、めん類 卵、バター、ジャム 緑茶、コーヒー、紅茶 肉、魚 野菜、果物類
	生活用品・日用品	卓上ガスコンロ、懐中電灯、電池、バケツ 包丁、アルミホイル、ごみ袋 生理用品、トイレットペーパー 紙おむつ、濡れティッシュ、マスク 裁縫キット ふとん
	季節用品	蚊とり線香 使い捨てカイロ 毛布

- (1) 「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達、供給する品目
- (2) 「主な供給品目」は、上記の他、災害規模や被災者のニーズの変化等の状況に対して調達、供給する品目

第1号様式

平成 年 月 日

応急生活物資の供給・搬送業務等要請書

生活協同組合コープぎふ

理事長 様

下呂市長

「災害時における応急生活物資供給に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 協力要請業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
物 資 搬 送 場 所	
連 絡 先	
備 考	

2. 供給要請物資

品 目	仕 様	数 量	備 考

第2号様式

平成 年 月 日

応急生活物資の供給・搬送業務等報告書

下呂市長

様

生活協同組合コープぎふ
理事長

「災害時における応急生活物資供給に関する協定」に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 協力業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
物 資 搬 送 場 所	
業 務 従 事 者	
従 事 車 両	
備 考	

2. 供給物資

品 目	仕 様	数 量	備 考

2-21 災害時における応急対策活動に関する協定書

下呂市、美濃加茂市、可児市、御嵩町、坂祝町、七宗町、川辺町、白川町、八百津町、富加町、東白川村（以下「甲」という。）と岐阜県瓦葺組合可児・加茂支部（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合に、災害応急対策活動（以下「応急活動」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う応急活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は乙に対して、被災住宅の瓦屋根の損傷箇所の把握及びブルーシート等を使用した応急活動について、次に掲げる協力を要請することができる。

- (1) 応急活動に必要な乙の組合員の派遣に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、応急活動として必要な事項に関する事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは可能な限りこれに応ずるものとし、あらかじめ人員、資材等必要な体制の確保に努めるものとする。

（要請の手続）

第3条 前条第1項の規定による要請は、次に掲げる事項を口頭又は電話等（以下「電話等」という。）で連絡することにより行うものとし、事後、甲は速やかに当該事項を別に定める様式に記載し、乙に提出するものとする。

- (1) 要請日時
- (2) 要請者
- (3) 要請場所
- (4) 要請内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応急活動の実施に必要な事項

（応急活動の実施）

第4条 乙の組合員は、第2条第1項の規定により協力の要請を受けたときは、直ちに要請場所に出動し、自らの判断により応急活動を開始し、要請内容に従い実施するものとする。

（報告）

第5条 乙の組合員は、応急活動が終了したときは、次に掲げる事項を電話等で甲に連絡し、事後、乙は当該事項を別に定める様式に記載し、甲に提出するものとする。

- (1) 現場責任者
- (2) 活動日時

(3) 活動場所

1069の22 名

(5) 活動内容

(6) 応急活動に使用した車両、機材、資材等

(7) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

(経費の負担等)

第6条 甲の要請に基づき、乙が実施した応急活動に関する経費は、甲の負担とする。

2 乙は、応急活動終了後、前項の費用を、甲に対し、その承認を受けて請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(費用の決定)

第7条 前条の規定により甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準にして、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づく応急対策業務に従事した乙の組合員がその業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償については、災害対策基本法及び災害救助法の定めるところによるほか、甲はこれを行わない。

(損害賠償)

第9条 乙の応急活動の実施により、第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責として行うものとする。

(協力する事業所等の報告)

第10条 乙は、定期的に組合員名簿及び連絡網を作成し、甲に提出するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(効力及び解除)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれも意思表示がないときは、更新されたものとする。

2 この協定を解除する場合は、甲乙いづれか一方が解除日1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため本書12通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月1日

記名押印〔略〕

2-22 災害時における応急対策業務に関する協定

下呂市長（以下「甲」という。）と株式会社佐藤渡辺萩原営業所（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他予期できない災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が管理又は工事中の施設等（以下「所管施設」という。）の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において所管施設の応急対策に必要な資材の確保及び出荷方法を定め、被害の拡大防止と施設の早期復旧に期することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、甲の所管施設における災害発生箇所とする。

（支援等の協力要請）

第3条 この協定に定める業務は、甲の所管施設に災害が発生し、乙に協力要請を行った時をもって発動するものとする。

（業務内容）

第4条 乙は、前条の協力要請があった場合は、できる限り速やかに所管施設の被災状況を把握し、甲の指示により業務を実施するものとする。

（応急支援資材）

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急支援資材は、別表のとおりとする。

2 乙は、甲が特に必要として、前項に規定する範囲以外に資材の出荷を要請した場合は、できる範囲で協力するものとする。

（費用）

第6条 第4条の規定により乙が供給した資材等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙の業務終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害時直前における市場価格を参考に、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙いずれからも申し出のない場合は期間満了の日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名捺印のうえ、各自その1通を

保有する。

平成24年12月25日

記名押印〔略〕

別 表

応急支援資材

名 称	品 目	平 常 時 所有数量	単位	備 考
アスファルト合材	再生密粒度アスコン (13mmTOP)	—	t	製造能力 (60t/h)
砂	粗 砂	150	m ³	
単粒碎石	5 号碎石 (粒径13~20mm)	100	m ³	
	6 号碎石 (粒径 5 ~13mm)	100	m ³	
	7 号碎石 (粒径2.5~5 mm)	100	m ³	

2-23 災害時における応急生活物資供給に関する協定

下呂市（以下「甲」という。）と飛騨農業協同組合（以下「乙」という。）とは、下呂市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において市民の生命を守りその生活の早期安定を図るため、甲と乙とが相互に協力して応急生活物資を供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行った時をもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給及び搬送業務について協力を要請することができる。

（物資の指定）

第4条 甲が乙に要請する災害時の主な応急生活物資の範囲は別表1のとおりとする。

2 別表1に定める物のほか、応急生活物資は甲乙協議の上指定できるものとする。

（要請手続き）

第5条 甲の乙に対する協力要請手続きは、応急生活物資の供給・搬送業務等要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。また、甲から乙に対して、通常の商品搬送業務と異なる引渡し場所への搬送依頼があった場合においても積極的に協力するものとする。

（物資の引取りと報告）

第7条 応急生活物資の引渡し場所は、甲の指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。

2 乙は業務が完了した後、速やかに業務内容を応急生活物資の供給・搬送業務報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用）

第8条 第3条の規定により乙が供給した保有商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する報告書等に基づ

き、災害時直前における物資の価格を参考に、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の関連店舗との間の提携を強化し、災害時における農業協同組合間相互支援の協定等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第10条 甲は、災害時において市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において被災地域や被災者の状況、生活物資の供給等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、平常時から連絡体制を確保するとともに、応急生活物資等について情報交換を行い災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲と乙は、業務に必要な連絡責任者及び連絡先をあらかじめ指定しておくものとし、年度当初に互いに確認し変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年2月1日

記名押印〔略〕

別表1

区分	分類	品目
最優先供給品目	食料品	水（容器入り）、飲料 パン（菓子パン、調理パン、食パン） 果物（バナナ等） レトルト食品（ごはん、おかず類） ミルク、哺乳瓶
主な供給品目	食料品	弁当、インスタントラーメン 缶詰（イージーオープン）、めん類 卵、バター、ジャム 緑茶、コーヒー、紅茶 肉、魚 野菜、果物類
	生活用品・日用品	卓上ガスコンロ、懐中電灯、電池、バケツ 包丁、アルミホイル、ごみ袋 生理用品、トイレットペーパー 紙おむつ、濡れティッシュ、マスク 裁縫キット ふとん
	季節用品	蚊とり線香 使い捨てカイロ 毛布

- (1) 「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達、供給する品目
- (2) 「主な供給品目」は、上記の他、災害規模や被災者のニーズの変化等の状況に対して調達、供給する品目

第1号様式

平成 年 月 日

応急生活物資の供給・搬送業務等要請書

飛騨農業協同組合

組合長 様

下呂市長

「災害時における応急生活物資供給に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 協力要請業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
物 資 搬 送 場 所	
連 絡 先	
備 考	

2. 供給要請物資

品 目	仕 様	数 量	備 考

第2号様式

平成 年 月 日

応急生活物資の供給・搬送業務等報告書

下呂市長

様

飛驒農業協同組合
組合長

「災害時における応急生活物資供給に関する協定」に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 協力業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
物 資 搬 送 場 所	
業 務 従 事 者	
従 事 車 両	
備 考	

2. 供給物資

品 目	仕 様	数 量	備 考

2-24 災害時における応急対策に関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）と岐阜県自動車整備振興会飛騨ブロック下呂支部（以下「乙」という。）は、下呂市内において地震、風水害、大火災その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害等」という。）における応急対策について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下呂市内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 災害緊急車両の整備
- (2) 災害緊急車両通行のための障害となる車両等の撤去
- (3) 一般車両の故障による二次災害等の危険防止活動
- (4) 倒壊家屋等における活動支援
- (5) 事業所が所有する資機材の提供

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、支援協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により支援要請し、事後速やかに支援協力要請書（別記様式第1号）を送付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容及び場所
- (3) 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（連絡窓口）

第5条 乙は、この協定に関する連絡窓口を、災害時緊急連絡体制表により明らかにしておくものとする。

2 前項の災害時緊急連絡体制表や、加盟会員に変更があった場合は、速やかに甲に連絡するも

のとする。

(費用弁償等)

第6条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

2 応急対策活動従事者が応急対策活動において、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、障がいの状態になった場合の災害補償は、乙の加入する労働者災害補償保険により補償するものとする。ただし、労働者災害補償保険が適用されない場合は、「下呂市消防団員等公務災害補償条例」の規定により補償する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲・乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成25年5月1日

記名押印〔略〕

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

様

下呂市長

支援協力要請書

次のとおり支援協力を要請しますので、通知します。

要請日時	年 月 日() 時 分
要請場所	
協力の種類	
協力期間	
要請理由	
備考	

2-25 災害時における電気の保安に関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会岐阜支店（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害時（以下「災害時」という。）における市内に発生した災害応急対策業務のうち、電気の保安について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安、電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、公共施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条 乙は電気事業法に基づく電気主任技術者業務の外部受託者として甲との委託契約を着実に履行する他、同法の範疇で実施できる災害応急対策について甲の支援を行う。

なお、同法により電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備や、乙以外が保安管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備等の災害復旧については、それぞれ電気事業法上の法的義務を負う者から要請があった場合においては可能な限り協力するものとし、乙が協力する場合は電気事業法上の法的義務を負う者の指揮下で支援するものとする。

2 乙は避難所等での電気の安全使用について、甲の施設管理者に対して必要なアドバイスを行う。

3 乙は大規模災害が発生し、乙が出向する避難場所で生活用品が不足している場合には、乙の備蓄している中から可能な限りこれを提供する。

4 甲と乙は災害復旧に当たって相互に協力し、必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（防災訓練等）

第3条 乙は甲が主催する防災訓練に積極的に参加するとともに、平時から大規模災害に備えた防災訓練、災害時の情報連絡ルートの確保及び非常用資機材の整備、電気の安全使用など啓発活動を行うものとする。

（要請手続き）

第4条 甲は乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所、業務内容を別に定める文書（第一号様式）で指定し、協力要請するものとする。

2 ただし、災害の状況が切迫し、文書による協力要請が出来ない場合は、口頭による協力要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 乙は協定書第2条に基づく電気主任技術者業務の外部受託者として災害応急対策業務を実施した場合の費用は無償とする。

ただし、無償の範囲は人件費ならびに別に定める材料（別紙）及びこれに準ずる品物とす

る。

(損害補償)

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、これを補償するものとする。

(第三者に対する損害補償)

第7条 甲は甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、第三者に被害が生じた場合は甲の求めにより甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

(防災体制の連絡)

第8条 乙は乙の事業所の組織図及び連絡先を記載した書面を年1回、甲に提出するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は平成25年5月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙いづれからも書面による異議の申出のない場合は、この協定書は同一条件をもって有効期間満了後、1年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成25年5月1日

記名押印 [略]

別 紙

災害応急復旧で使用するサービス用品

協定書第2条第1項に基づく災害応急対策業務で使用する応急復旧用品の無償の対象は下表のとおりとする。

品 名	備 考
AOGヒューズ	ホウ酸ヒューズを除く
PCヒューズ	
高压開閉器操作紐	
「高電圧危険」表示札	
鍵札	
危険表示ラベル	
低压ヒューズ	
銅バー	
接地線	
接地棒	低压機器用

2-26 下呂市、知立市災害時相互応援協定書

下呂市と知立市（以下「協定市」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分できない場合において、被災者に対する救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（連絡窓口）

第1条 協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあっせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第2号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に対し速やかにその

旨を連絡しなければならない。

(指揮権)

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市の間で協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 応援に派遣した職員が、業務遂行上に負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(平常時における活動等)

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、立会人同席のもと本協定書2通を作成し、協定市それぞれ署名捺印の上各1通を保有する。

平成25年11月20日

記名押印 [略]

2-27 災害時における物資供給に関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するため必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、災害時における物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかに業務内容を災害時における物資供給業務報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年2月21日

記名押印〔略〕

別 表

災害時における緊急対応可能な物資

区分	品目
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	灯光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

第1号様式

平成 年 月 日

災害時における物資供給要請書

N P O 法人コメリ災害対策センター

理事長 様

下呂市長

「災害時における物資供給に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 協力要請業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
物 資 搬 送 場 所	
連 絡 先	
備 考	

2. 供給要請物資

品 目	仕 様	数 量	備 考

第2号様式

平成 年 月 日

災害時における物資供給業務報告書

下呂市長
様NPO法人コメリ災害対策センター
理事長

「災害時における物資供給に関する協定」に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 協力業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
物 資 搬 送 場 所	
業 務 従 事 者	
従 事 車 両	
備 考	

2. 供給物資

品 目	仕 様	数 量	備 考

2-28 災害時における遺体の収容、安置等の協力に関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）と株式会社冠婚葬祭こころの会、飛騨農業協同組合、株式会社フローラ（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生により、甲に災害対策本部が設置された場合（以下「災害時」という。）に、多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生した際に迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項について乙に要請する。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車、靈きゅう車等による遺体搬送
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 乙は、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して前項各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）を行う。ただし、協力業務の実施期間が長期にわたる場合は、この限りでない。

（協力業務の要請）

第3条 前条に規定する要請は、次の各号に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）の提出をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った担当者の職、氏名
- (2) 要請の内容
- (3) 要請の理由
- (4) 履行の場所
- (5) 協力を要請する期日又は期間
- (6) その他要請に必要な事項

（協力業務の方法）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示に従い、可能な範囲で協力業務を行う。

（報告）

第5条 乙は、協力業務を行ったときは、次の各号に掲げる事項を災害時要請業務報告書（第2号様式）をもって甲に報告する。

- (1) 実施業務内容
- (2) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の使用数量並びに当該作業の従事者
- (3) 遺体安置等に使用した施設（部屋）の数及び使用した日数
- (4) その他必要と認められる事項
(経費の負担)

第6条 甲は、前条の規定による乙の報告があったときは、甲の要請事項に相違ないことを確認の上、甲の要請に基づき乙が行った協力業務に要した経費について負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条に規定する経費を甲に請求するときは、甲の指定する方法により、原則として一括して行う。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える業務を行ったときは、乙は、その経費について当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条第1項の規定による請求があったときは、乙が指定する支払い先に速やかに支払いを行う。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の価格並びに使用した施設等の使用料等は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援態勢及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、総務部防災担当課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の事務局長の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供する。

(守秘義務)

第13条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、第11条に規定する連絡責任者を、5月末日までに甲に通知する。第16条の規定により、この協定の有効期間を更新したときもまた同様とする。

(損害補償)

第15条 応急対策活動従事者が応急対策活動において、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかる
1069の46 障がいの状態になった場合の災害補償は、乙の加入する労働者災害補償保険により
補償するものとする。ただし、労働者災害補償保険が適用されない場合は、「下呂市消防団員
等公務災害補償条例」の規定により補償する。

(有効期間等)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の2箇月
前までに、甲及び乙のいずれからも何ら申し出がないときは、更に1年間更新されるものと
し、その後もまた同様とする。

(協議)

第17条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、
甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲及び乙が記名の上、各1通を保有す
る。

平成26年6月23日

記名押印〔略〕

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

下呂市長

印

災害時協力要請書

このことについて、次のとおり申請します。

要請担当者	職名 氏名	TEL		
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分			
要請内容				
要請理由				
履行場所				
履行期日 又は期間	期日：年 月 日	期間：年 月 日	～	年 月 日
備 考				

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

下呂市長 様

(印)

災害時要請業務報告書

年 月 日付け 第 号の要請に基づく協力業務にかかる内容を次のとおり報告します。

要請担当者	職名 氏名 TEL
実施業務報告	
従事者	
使用資機材及び消耗品等(数量)	
使用施設	
履行期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

2-29 災害時の歯科医療救護に関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）と下呂歯科医師会（以下「乙」という。）とは災害が発生した場合の歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下呂市地域防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、歯科医療救護について、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動（以下「救護活動」という。）の円滑な実施を図るため、歯科医療救護班の編成及び派遣その他救護活動の実施に関する歯科医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護計画に基づき歯科医療救護班を編成し、甲が定める救護所に派遣するものとする。

3 歯科医療救護班は、歯科医師及び歯科衛生士で編成する。

4 乙は、第1項の規定による要請がない場合であっても、緊急やむを得ない事情があると認めるとときは、歯科医療救護班を派遣した後、甲に速やかに報告し、その承諾を得るものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第4条 歯科医療救護班に対する指揮命令及び救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、原則として甲が定める救護所において救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科傷病者の治療優先度の選別
- (2) 歯科傷病者に対する応急処置及び必要な歯科医療
- (3) 第7条の収容歯科医療機関への転送の要否及び順位の決定
- (4) 救護活動の記録
- (5) 前各号に掲げるもののほか、救護活動に必要な事項

（歯科医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する歯科救護班が使用する歯科医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するも
甲が供給するものとする。

(収容歯科医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が歯科傷病者を収容する歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力
するものとする。

(費用の弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、乙が甲へ請求す
るものとする。

- (1) 歯科医療救護班を派遣したときに要した人件費及び諸経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した歯科医薬品等を使用した場合の経費
- (3) 歯科医療救護班の救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡
した場合の災害補償

2 前項に定める費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除くほか、甲、乙協議して
決定するものとする。

(歯科医療事故発生時の処理方法等)

第9条 救護所等において救護活動の結果発生した歯科医療事故については、甲がその処理にあ
たるものとする。

2 前項に規定する場合において、当該歯科医療事故につき、乙が派遣した歯科医療救護班に従
事した者（以下「丙」という）に、故意又は重大な過失がない限り、甲は、乙又は丙に対して
求償しないものとする。

(実施細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(有効期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、この期間満了の
日の1ヶ月前までに、甲、乙双方から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間
延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第12条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議の
うえ定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成26年8月28日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保有す
る。

平成26年8月28日

記名押印〔略〕

2-30 災害時の医療救護活動に関する協定書（薬剤師会）

下呂市（以下「甲」という。）と下呂市薬剤師会（以下「乙」という。）とは災害が発生した場合の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下呂市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち医療救護活動及び医薬品等の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣等）

第2条 甲は、医療救護活動を実施するため、防災計画に基づき、必要に応じ乙に対して薬剤師の派遣を要請できるものとする。

2 乙は、前項により、甲から要請を受けたときは、直ちに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の申請を受けることなく薬剤師班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告し承認を得るものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、避難場所、救護所及び医薬品等の集積場所、その他甲が指定する場所において、医療救護活動を行うものとする。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班の行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の調剤及び服薬指導
- (2) 医薬品等の供給及び保管・管理への協力
- (3) 医薬品等に関する相談業務への協力
- (4) 避難所の衛生管理
- (5) 前各号に掲げるもののほか、救護活動に必要な事項

（指揮命令及び連絡調整）

第5条 乙が派遣する薬剤師班の医療救護活動に係わる指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の供給）

第6条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として当該薬剤師班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（活動記録及び報告）

第7条 薬剤師班の班長は、医療救護活動に係わる記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

(業務災害報告)

第8条 乙または薬剤師班の班長は、薬剤師班の班員に業務災害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(実費弁償)

第9条 甲の要請により乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動で要した次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の派遣に要した人件費及び諸経費
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の医薬品等の費用
- (3) 乙が甲の要請に応じ供給した医薬品等の実費
- (4) 薬剤師班の医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償
- (5) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

2 前項に定める費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除くほか、甲、乙協議して決定するものとする。

(扶助金)

第10条 甲の要請により乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動に係わる業務災害に対しては、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考にして、甲が扶助金を支給するものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、この期間満了日の1ヶ月前までに、甲、乙双方から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年10月20日

記名押印〔略〕

2-31 岐阜県下呂市、富山県中新川郡上市町災害時相互応援協定書

岐阜県下呂市と富山県中新川郡上市町（以下「協定自治体」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、協定自治体の区域内において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分できない場合において、被災者に対する救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（連絡窓口）

第1条 協定自治体は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う協定自治体の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあっせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた協定自治体は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 協定自治体は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

3 応援の要請を受けた協定自治体が応援を実施できない場合は、当該要請をした協定自治体に
にその旨を連絡しなければならない。

(指揮権)

第5条 応援を行う協定自治体の職員が応援に従事するときは、応援を受ける自治体の災害対策
本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として
応援を受ける協定自治体の負担とする。

2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定め
があるものを除くほか、応援を行う協定自治体の負担とする。

3 前2項の規定によりがたい応援経費の負担については、その都度協定自治体の間で協議して
定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 応援に派遣した職員が、業務遂行中に負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合、
又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺
族に対する賠償の責務は、応援を行う協定自治体が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける
協定自治体との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける協定自治体がその賠償の
責務を負うものとする。

(平常時における活動等)

第8条 協定自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その
他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定自治
体が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、立会人同席のもと本協定書2通を作成し、協定自治体それぞれ
署名捺印の上各1通を保有する。

平成27年1月15日

記名押印〔略〕

2-32 災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定

下呂市（以下「甲」という。）と株式会社NTTドコモ東海支社岐阜支店（以下「乙」という。）とは、下呂市内および下呂市を含む周辺地域において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、災害復旧活動用地等の確保と使用に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が所有する用地等を、乙の災害復旧活動の拠点（工事用資機材の設置を含む。）（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として確保し、通信等の迅速かつ的確な復旧対策を構築することを目的とする。

（災害復旧用オープンスペース）

第2条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地の候補地は、次のとおりとする。

	名称	所在地
候補地1	下呂交流会館	森2270-3
候補地2	萩原あさぎり体育館	萩原町羽根1696-1

（使用要請）

第3条 乙は、前条に掲げる災害復旧用オープンスペースを使用する場合は、前条に掲げる候補地から甲乙協議の上甲に対してあらかじめ定められた災害時における災害復旧用オープンスペース使用要請書（別記様式）により使用要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、後日速やかに災害時における災害復旧用オープンスペース使用要請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による使用要請があった場合には、特別の事由がない限り、乙の使用を認めるものとする。

（使用方法）

第4条 乙は、災害復旧用オープンスペース内の施設（以下「施設」という。）の使用を必要とする場合には、使用内容、期間等について甲と協議するものとする。

2 乙は、災害復旧用オープンスペース又は施設に災害復旧活動のための設備を設置する場合は、甲と協議の上、自己の責任と負担において設置する。

（無償使用）

第5条 甲は、災害復旧用オープンスペース及び施設を乙に無償で使用させるものとする。

（原状回復）

第6条 乙は、災害復旧用オープンスペース又は施設を返還する場合は、自己の責任と負担において原状回復を行うものとし、第4条第2項により設置した設備は、自己の責任と負担において撤去するものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、災害復旧用オープンスペース又は施設の使用に際し、自己の責めに帰すべき事由

により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日前1箇月までに、甲、乙いずれか一方から何らの意思表示のないときは、この協定は、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年8月21日

記名押印 [略]

2-33 災害時における物資供給に関する協定

下呂市（以下「甲」という。）と株式会社バロー（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、下呂市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

なお、要請にあたっては、同一の災害において県と市からの要請が重複しないよう、県との連携を充分に図ることとする。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議のうえ速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年7月15日

記名押印 [略]

2-34 中津川市、下呂市、木曽郡6町村による災害時等相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岐阜県2市（中津川市、下呂市）と長野県3町3村（木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村）が、県の境界を超えた協働の精神に基づき、連携市町村において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し被災市町村のみでは十分な応急措置ができない場合に相互に協力し、被災市町村の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するとともに、連携して広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるものとする。

(応援の事項)

第2条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者及び避難者の受入
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援要請)

第3条 応援を要請しようとする市町村（以下「要請市町村」という。）は、次の事項を明らかにして、他の連携市町村に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、時間的余裕がない場合には、口頭、電話等により要請を行うことができる。この場合において要請市町村は、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、業務内容、人員等
- (4) 前条第3号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、世帯数、人数等
- (5) 応援の場所及びその場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された連携市町村（以下「応援市町村」という。）は、誠意をもってこれに応じるものとする。

(物資等の携行)

第5条 応援市町村は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援市町村は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により要請市町村と連絡がとれない

場合には、第3条に定める応援要請を待つことなく、他の連携市町村と連絡調整を図りながら、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第3条に定める応援要請があつたものとみなし、第8条の規定を適用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援市町村の負担とする。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、要請市町村長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として要請市町村の負担とする。

- 2 要請市町村が前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がなく、かつ、要請市町村から要請があつた場合には、応援市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、もしくは障がい者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町村が地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより行うものとする。
- 4 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合においては、要請市町村がその賠償の責めを負うものとする。ただし、その損害が要請市町村への往復途中に生じたものである場合は、応援市町村がその賠償の責めを負うものとする。
- 5 全各項に定めるもののほか経費負担に関し必要な事項は、別途協議するものとする。

(平常時の活動)

第9条 連携市町村は、平時から連携して次の各号に掲げる事項を実施する等、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会等の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料、情報等の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民への啓発等
- (4) 救援に必要な物品等の備蓄連携
- (5) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災対策)

第10条 連携市町村は、広域的な災害対策に関して必要な事項を協議し、及び協働して取り組むことに努めるものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、長野県及び岐阜県並びに連携市町村が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、連携市町村が協議のうえ、決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書を8通作成し、連携市町村記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年10月6日

記名押印〔略〕

2-35 災害時における畳の提供に関する協定

下呂市（以下「甲」という。）と5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、下呂市内で地震・風水害等大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が避難所等で使用する畳を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害時の要請）

第2条 災害時において、甲が畳の提供を受けようとするときは、甲は、乙に対して必要数、受領の日時、受領場所等を明示した支援要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、文書による要請にいとまがないときは、乙に対し電話等により要請し、その後速やかに支援要請書を提出するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲の要請を受けたときは、可能な範囲において畳の提供に努めるものとする。

2 次に掲げる作業においては、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

- (1) 避難所等までの畳の輸送
- (2) 利用後の畳の処理

（費用の負担）

第4条 乙が甲に提供する畳に係る費用は無償とし、その他畳の提供にあたり生じる費用は、甲乙協議して定めるものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を正確かつ円滑に行うため、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に当該変更事項について連絡するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定

の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する
ものとする。

平成27年12月2日

記名押印 [略]

2-36 災害時における物資供給に関する協定

下呂市（以下「甲」という。）と協同組合下呂ショッピングセンター及びマツオカグループ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、市民の生命を守り、その生活を維持するために甲と乙が協力して物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、市内での災害において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、別表災害時における供給物資（別表）に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（要請の方法）

第5条 甲が第3条に基づく要請を行う場合は、物資調達要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を物資供給報告書（様式第2号）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第7条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運搬手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 甲は、物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

(費用負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した調達物資の対価及び乙が行った運搬の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の物資の対価は、災害発生直前における小売価格とする。ただし、災害発生後に価格が著しく変動したものについては、必要に応じて甲及び乙が協議の上、適正な価格を決定できるものとする。

3 第1項の運搬に要した費用は、甲及び乙において協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 前条の物資の対価及び乙が行った運搬に要した費用について、甲は、乙からの請求後速やかに支払うものとする。

(担当者の報告)

第10条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡先等を、協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成27年3月13日

記名押印〔略〕

2-37 災害時における救援物資提供に関する協定

下呂市（以下、「甲」という。）とコカ・コーライーストジャパン株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時における救援物資提供について、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲が認める自動販売機設置に係る施設使用許可（以下、「使用許可」という。）に基づき、次の設置場所に設置している災害対応型自動販売機（以下、「自販機」という。）による、災害時における救援物資提供に関する乙の甲に対する協力について、必要事項を定めることを目的とする。

設置先名称	所在地	機種名
下呂市役所 下呂庁舎	岐阜県下呂市森 960 番地	3915366808

第2条（協力内容）

甲が管轄する行政区域内にて地震・水害等の災害が発生もしくは発生する恐れがある場合において、甲の管轄する行政区域に、災害対策基本法等、国または地方公共団体が定める法令に基づき災害対策本部が設置された場合、甲は乙に対し次項の協力を要請できるものとする。

2. 乙は甲に対し、甲から要請を受けた時点における、自販機の機内在庫商品（以下、「本商品」という。）に限り、無償提供するものとする。
3. 乙は、本条に基づき本商品を提供するにあたり、甲に対しフリーベンドキーを貸与し、甲はフリーベンドキーの預り証を提出すると共に、フリーベンドキーを善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。なお、甲がフリーベンドキーを紛失・破損した場合、乙に対し実費を支払うものとする。
4. 乙は、甲に対し別紙「災害支援に関する覚書」の支援を行う。

第3条（協力要請および実施）

甲は、本協定に基づき本商品の提供が必要な場合、乙に対し別紙救援物資提供要請書による協力要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

2. 乙は、甲から前項に定める内容にて協力要請があった場合、要請内容を確認の上、甲に対し本商品提供の諾否の通知を行うものとする。
3. 自販機の機内在庫状況およびライフラインの停止等協力要請時点または要請後の状況次第では、本商品の提供ができないことを、甲は承諾するものとする。

第4条（期間）

本協定の有効期間は平成28年2月2日から平成29年2月1日までの1年間とする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに、甲または乙いずれからも異議申し出のない場合、本協定は、1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

2. 本協定有効期間中に原使用許可が終了したときは、本協定は当然に終了するものとし、将来に向かって失効する。

第5条（別途協議事項）

本協定に定めのない事項等については、甲乙誠意をもって別途協議の上、解決するものとする。

以上、本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月2日

記名押印〔略〕

2-38 災害時における復旧用前進基地の使用に関する協定

下呂市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）とは、下呂市内および下呂市を含む周辺地域において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、災害復旧活動用地等の確保と使用に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が所有する用地・施設等を、乙の災害復旧活動の拠点（工事用資機材の設置を含む。）（以下「前進基地」という。）として確保し、電力等の迅速かつ的確な復旧対策を構築することを目的とする。

（候補地）

第2条 前進基地として使用する用地・施設等の候補地は、次のとおりとする。

候補地1	所在地	岐阜県下呂市萩原町羽根1696番地1
	施設名称	あさぎりスポーツ公園（あさぎり体育館）
	使用範囲	別紙「施設の概要」記載のうち、甲が使用を許可するもの
候補地2	所在地	岐阜県下呂市萩原町上呂2250番地1
	施設名称	あさぎりスポーツ公園（飛騨川公園）
	使用範囲	別紙「施設の概要」記載のうち、甲が使用を許可するもの
候補地3	所在地	岐阜県下呂市森2270番地3
	施設名称	下呂交流会館
	使用範囲	別紙「施設の概要」記載のうち、甲が使用を許可するもの
候補地4	所在地	岐阜県下呂市金山町金山911番地1
	施設名称	金山リバーサイドスポーツセンター
	使用範囲	別紙「施設の概要」記載のうち、甲が使用を許可するもの

（使用の要請）

第3条 乙は、前進基地を使用する場合は、前条に掲げる候補地から甲乙協議の上候補地を選定し、甲に対し要請するものとする。

2 甲は、前項により要請があったときは速やかに候補地管理者と協議のうえ、使用を認める場合は乙に対し使用許可をするものとする。

（使用期間）

第4条 前進基地の使用期間は、乙が前条の使用許可を受けた日から、災害復旧が完了した日までとする。

2 前項の期間内であっても、甲は、必要があるときは前進基地の使用中止または使用範囲の変更を乙に要請することができるものとし、乙は、これに従うものとする。

（使用方法）

第5条 乙は、前進基地内の施設（以下「施設」という。）の使用を必要とする場合には、使用内容、期間等について甲と協議するものとする。

2 乙は、前進基地又は施設に災害復旧活動のための設備を設置する場合には、甲と協議の上、自己の責任と負担において設置する。

（無償使用）

第6条 甲は、前進基地及び施設を乙に無償で使用させるものとする。

（原状回復）

第7条 乙は、前進基地又は施設を返還する場合は、自己の責任と負担において原状回復を行う

ものとし、第5条第2項により設置した設備は、自己の責任と負担において撤去するものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、前進基地又は施設の使用に際し、自己の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(訓練)

第9条 乙は、甲と協議のうえ、本物件等前進基地を使用した非常災害訓練を、無償で実施できるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日前1箇月までに、甲、乙いずれか一方から何らの意思表示のないときは、この協定は、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、決定するものとする。

以上、本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月21日

記名押印〔略〕

2-39 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

下呂市（以下「甲」という。）は、社会福祉法人飛騨慈光会障がい者支援施設益田やまゆり園（以下「乙」という。）との間に、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下呂市に大規模な地震、風水害及び他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること、及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう務めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（1） 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2） 身元引受人の住所、氏名、連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承諾した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるように看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖の努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的である活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に務めるものとする。

（受入可能人員の把握）

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定める

ものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成29年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3月前までに、甲又は乙書面による解除の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年9月7日

記名押印〔略〕

別表（第4条関係）

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結先一覧表

No	施設名	運営者	種別	所在地	電話番号
1	益田山ゆり園	社会福祉法人 飛驒慈光会	障がい者支援施設	下呂市萩原町尾崎 958番地 302	54-1240

2-40 災害に係る情報発信等に関する協定

下呂市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、下呂市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、下呂市が下呂市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ下呂市の行政機能の低下を軽減させるため、下呂市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおり、下呂市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、下呂市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、下呂市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 下呂市が、下呂市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 下呂市が、下呂市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 下呂市が、災害発生時の下呂市内の被害状況、ライフラインに関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 下呂市が、下呂市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 下呂市が、下呂市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 下呂市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、下呂市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを隨時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく下呂市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、下呂市から提供を受ける情報について、下呂市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、下呂市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、下呂市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、下呂市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年 11月 18日
記名押印 [略]

2-41 災害時における宿泊施設の提供に関する協定

下呂市(以下「甲」という。)は、下呂温泉旅館協同組合(以下「乙」という。)との間に、災害時における避難者への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、下呂市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における避難者への支援に関して、乙が甲に対して、宿泊施設を避難所として円滑に提供すること、及びその手続きを定めるものとする。

(協力要請)

第2条 災害時等において、甲が準備する避難所が不足するときは、甲は、乙に対して、宿泊施設の提供について協力を要請することができる。

(優先提供の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、宿泊施設の被災状況を確認し、可能な場合は積極的に協力するものとする。

(被災状況等の報告)

第4条 前条の規定により、乙は、宿泊施設の被災状況を確認後、速やかに提供可能な宿泊施設及び宿泊可能人数を調査し、甲に報告するものとする。

(宿泊施設の提供)

第5条 提供する宿泊施設の指定は、乙又は乙の指名する者が行うものとする。

2 乙は、甲の要請により協力したときは、甲に対し、速やかに実施した内容を報告するものとする。

(情報提供)

第6条 甲及び乙は、災害時等に宿泊していた観光客等の市外への退避を安全かつ円滑に行うため、道路交通、その他災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(費用負担)

第7条 本協定に基づき提供された宿泊施設、食費等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

(損害賠償)

第8条 避難者が本協定に基づき提供された宿泊施設を使用した際、施設等に損害を与えたときは、甲はその損害を賠償するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、避難者が本協定に基づき提供された宿泊施設に避難した際に発生した事故等に対する責任は、一切負わないものとする。

(災害時等の協力事項の発動)

第10条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として、甲が「下呂市災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日1か月前までに、甲、乙いずれか一方から何らかの意思表示がないときは、この協定は、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各1通を保有するものとする。

令和2年9月7日

署名〔略〕

2-42 災害時における宿泊施設の提供に関する協定

下呂市(以下「甲」という。)は、一般社団法人下呂温泉観光協会(以下「乙」という。)との間に、災害時における避難者への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、下呂市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合(以下「災害時等」という。)における避難者への支援に関して、乙が甲に対して、宿泊施設を避難所として円滑に提供すること、及びその手続きを定めるものとする。

(協力要請)

第2条 災害時等において、甲が準備する避難所が不足するときは、甲は、乙に対して、宿泊施設の提供について協力を要請することができる。

(優先提供の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、宿泊施設の被災状況を確認し、可能な場合は積極的に協力するものとする。

(被災状況等の報告)

第4条 前条の規定により、乙は、宿泊施設の被災状況を確認後、速やかに提供可能な宿泊施設及び宿泊可能人数を調査し、甲に報告するものとする。

(宿泊施設の提供)

第5条 提供する宿泊施設の指定は、乙又は乙の指名する者が行うものとする。

2 乙は、甲の要請により協力したときは、甲に対し、速やかに実施した内容を報告するものとする。

(情報提供)

第6条 甲及び乙は、災害時等に宿泊していた観光客等の市外への退避を安全かつ円滑に行うため、道路交通、その他災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(費用負担)

第7条 本協定に基づき提供された宿泊施設、食費等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

(損害賠償)

第8条 避難者が本協定に基づき提供された宿泊施設を使用した際、施設等に損害を与えたときは、甲はその損害を賠償するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、避難者が本協定に基づき提供された宿泊施設に避難した際に発生した事故等に対する責任は、一切負わないものとする。

(災害時等の協力事項の発動)

第10条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として、甲が「下呂市災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日1か月前までに、甲、乙いずれか一方から何らかの意思表示がないときは、この協定は、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各1通を保有するものとする。

令和2年9月7日

署名〔略〕

2-43 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

下呂市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、下呂市の災害に備え、甲が下呂市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、下呂市の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第3者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年 3月 4日

記名押印 [略]

2-44 災害時における協力体制に関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）及び一般社団法人下呂青年会議所（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下呂市内における災害時において、甲が被災者等を対象として物資、食糧支援を実施する際に、乙が迅速かつ効果的に支援協力を実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（連携及び協力）

第2条 災害時に乙は甲の要請に応じて次の支援協力をを行う。

- (1) 災害支援物資の確保
- (2) 災害用主要食糧の調達
- (3) 被災者等に必要な備品、資材及び機材などの提供、貸与
- (4) その他甲乙が合意した事項

2 前項に定める支援にあたり、甲乙は相互に必要な情報の提供を求めることができる。

（平常時の活動への協力等）

第3条 甲乙は災害時に円滑に連携・協力ができるよう、平常時より連携を図る。

甲乙は平常時の連携を図るため、年度毎に1回以上情報交換の機会を設けることとする。また必要に応じて甲か乙の要請により、それぞれの取り組みや情報を共有する機会を設けることが出来ることとする。

（経費の負担）

第4条 第1条に定める支援の費用は原則として乙の負担とする。

乙が費用負担することにおいて、特段の調整が必要な場合は、乙は甲に費用負担割合等について協議を申し出ることができる。この場合甲乙は誠実に協議を行うこととする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に関わり知り得た情報等について他に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第6条 当事者は、本協定締結後速やかに連絡責任者を定め、相手方間に報告する。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、この期間が満了する30日前までに甲乙いずれかが協定を解除する意思表示を行わない時は、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名のうえ各自1通を保管するものとする。

令和3年11月25日

署名（略）

2-45 災害時や感染症まん延時における医薬品・物資等の供給等に関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）と中北薬品株式会社（以下「乙」という。）とは、地震・風水害その他の災害が発生または発生のおそれがある場合や感染症がまん延した場合に必要な医薬品・物資等（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 下呂市内に災害が発生または発生するおそれがあるとき。
- (2) 下呂市内に感染症がまん延またはまん延するおそれがあるとき。
- (3) 下呂市域外の災害・感染症まん延について、関係自治体等から、物資の調達・あっせんを要請されたとき、または救助・応援の必要があるとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達または製造可能な物資（別表）とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、その他止むを得ない事情により供給できないことがある場合は、乙にて物資の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 食品・飲料水等
- (5) 日用品
- (6) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資調達要請書」（別記様式1）をもって行なうものとする。
ただし、緊急を要する場合は、電話またはその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別記様式2）により甲に提出するものと

する。

(物資の引渡し)

第5条 物資の引渡し場所及び引渡し日時は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙または乙が指定するものが行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定するものが行なうものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員等を派遣するなどして、物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに「物資供給実施状況報告」(別記様式3)により甲に報告するものとする。
 - (1) 引渡しの日時及び場所
 - (2) 引渡しに係わる物資の品目及び数量

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急または優先車両として通行できるよう尽可能な範囲で支援するものとする。

(物資の代金等)

第7条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとし、乙からの請求後速やかにその代金を乙指定口座に振り込みにより支払うものとする。ただし、通常の商品配送ルートにより物資を運搬する場合、その費用は、乙の負担とする。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害については発生直前の乙の店舗での販売推奨価格(災害発生前の取引については取引時の販売推奨価格)とする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別記様式4)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定について疑義が生じた事項またはこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間の1箇月前までに、甲、乙双方いずれからも協定改定の意思表示がないときはさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(解除)

第11条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が有効期間の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

署名（略）

第2条関係 別表

災害時等に調達または製造可能な主な物資

区分	品目
医薬品	医薬品 消毒剤
衛生材料	マスク 紙おむつ(幼児用・大人用) 生理用品 ニトリル手袋 包帯 ガーゼ
医療器具	体温計(腋下型、非接触型)
食品・飲料水等	粉ミルク 液体ミルク 哺乳瓶 離乳食 お茶 飲料水 ※アレルギー対応品含む
日用品	タオル ティッシュ 濡れティッシュ トイレットペーパー

2-46 災害時における被災者支援に関する協定

(目的)

第1条 下呂市（以下「甲」という）と岐阜県石油商業組合 下呂支部（以下「乙」という）とは東海東南海地震内陸型地震をはじめとした大規模地震等により自宅等から避難する者（以下「避難者」という）交通が途絶したため帰宅するのが困難な者のうち徒歩で帰宅する者（以下「帰宅困難者」という）を支援するため必要な事項を定めるものとする。

(協力の効力)

第2条 この協定は甲の各町内に給油所が所在する乙の組合員と 当該町が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援の内容)

第3条 甲は乙に対し災害時に次の各号について協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の組合員の給油所において避難者帰宅困難者に対して水道水トイレ及び一時休憩所等の提供をすること。

(2) 乙の組合員の給油所において避難者帰宅困難者に対してラジオの音声を流しておくなどのメディアを活用した情報及び市町村が作成した防災マップ等による情報等を提供すること。

2 前項に規定する給油所は本協定の趣旨に賛同する組合員の給油所であり前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な空給油所とする。

3 甲及び乙は第1項に定めのない事項について相互に要請することができる。

(支援の実施)

第4条 乙は前条の規定により甲からの支援の要請を受けたときはその緊急性に鑑み可能な範囲において避難者帰宅困難者に対し支援を実施するものとする。ただし甲が乙に対し通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは乙は甲の要請を待たないで状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援の周知)

第5条 甲及び乙は広く住民へ協力給油所の取組の周知を図り防災に関する意識啓発を図ることとする。

(経費の負担)

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は当該支援を実施した者が負担するものとする

(情報の交換)

第7条 甲及び乙はこの協定が円滑に運用されるよう平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする

(適用)

第8条 この協定の効力は協定書締結後1年間とし甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表

示がない場合は更新されたものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は甲乙が協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するためこの本書2通を作成し甲乙両者が署名の上各1通を保有する。

平成17年12月21日

記名押印〔略〕

2-47 災害時の応援業務に関する基本協定

下呂市長（以下「甲」という。）と社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士会理事長（以下「乙」という。）とは、災害の予防及び災害時の応援業務に関する基本協定を定める。

（目的）

第1条 この協定は下呂市防災計画に基づき、甲が乙に対し、下呂市の地域における平常時の災害の予防、災害時の応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの基本的な事項について定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定めるものをいう。

（応援要請の窓口）

第3条 甲及び乙はあらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

（応援業務の種類）

第4条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- (1) 下呂市管理公共施設等の被災状況の調査
- (2) 下呂市管理公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- (3) 登記・境界関係相談所の開設
- (4) 平常時における下呂市管理公共施設等の筆界に関する災害予防策の策定等
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

（応援要請）

第5条 甲は乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合においては、甲は後に前記文書を速やかに乙に送付しなければならない。

- (1) 応援の場所
- (2) 応援の目的
- (3) 被害の状況
- (4) 応援業務の内容
- (5) その他必要な事項

（協力）

第6条 乙は、甲から要請を受けた時は、速やかに乙の社員を動員する。

（情報の交換）

第7条 甲の要請により、乙の社員が応援業務に要した費用の負担は、甲乙協議のうえ決定する。

(名簿等の提出)

第8条 乙は毎年1回次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 応援業務に関する乙の組織図
- (2) 応援業務に関する連絡担当者
- (3) 応援業務に従事できる社員名簿
- (4) その他必要と認められる事項

(資料の交換及び協議)

第9条 甲及び乙は、この協議に基づく応援業務が円滑におこなえるよう、隨時次の資料を交換すると共に必要に応じて協議を行う。

- (1) 地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他必要な事項

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して定める。

(適用)

第11条 この協定は、本契約の締結日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月12日

記名押印〔略〕

2-48 飛騨地域の災害時等における水道の応急活動の相互応援に関する協定書

高山市管設備工業協同組合（以下「甲」という。）、ひだ管設備協同組合（白川地区を含み以下「乙」という。）及び下呂管設備工業協同組合（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）における水道の応急給水、応急復旧（以下「応急活動」という。）に関し、水道事業者からの要請があった場合に速やかに対応できるよう、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時における水道の断滅水等の被害を早期に回復することをめざし、水道事業者からの要請があった場合、甲、乙及び丙は連絡調整を密に行い、水道事業者に協力して実施する応急活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 目的達成のため、甲、乙及び丙は、飛騨地域管組合防災対策協議会（以下「飛騨水道防対協」という。）を設置する。

2 甲に事務局を設置し、乙、丙との連絡調整を行うものとする。

（体制の確立）

第3条 水道事業者からの要請を受けたときに速やかに対処するため、事前に応急活動時の、組織、動員体制を確立するものとする。

（指揮）

第4条 応急活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、水道事業者の指示のもと飛騨水道防対協として対応する。

（費用負担）

第5条 水道事業者の要請に基づき、飛騨水道防対協が応急活動を実施した場合に要する費用は、甲、乙及び丙が関係行政機関との間で締結した協定書に準拠するものとする。

（労災補償）

第6条 応急活動において、飛騨水道防対協の構成員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、甲、乙及び丙が関係行政機関との間で締結した協定書に準拠するものとする。

（協議）

第7条 この協定に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙及び丙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了日の1か月以前に甲、乙及び丙から変更の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

上記協定の締結の証しとして、本協定書を3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年5月17日

記名押印〔略〕

2-49 特設公衆電話の設置等に関する覚書

下呂市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社岐阜支店（以下「乙」という。）は、災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置、利用及び管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、地震及び風水害等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害初発時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払いについては、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（下呂市）」（別紙1）を乙が作成し甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙2）をもって相互に通知することとする。

2 乙は、特設公衆電話の設置に係る電気通信回線を平成29年7月31日迄に設置することとする。

（特設公衆電話の設置場所の閉鎖、移転等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告するものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、「特設公衆電話 定期試験仕様書」(別紙3)に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の利用の開始)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、後日、甲は乙に対し報告するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、乙に対し閉鎖の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害発時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所については、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する利用の開始を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、根本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(表明補償)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不

当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。)であること

- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること

2 甲および乙は、相手方が次の各号の一つに該当するときは、何らかの通知、催告を要せず同時に本契約を解除することができる。

- (1) 第1項に違反したとき
- (2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ① 相手方に対する暴力的な要求行為
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

3 甲および乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項または本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第16条 本覚書は、平成29年4月19日から、その効力を有するものとし、甲乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年4月19日

記名押印〔略〕

2-50 無人航空機を使用した行政業務支援に関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）が行う行政業務において、無人航空機（以下「ドローン」という。）の活用が有効と思われる場合、（株）ドローンコンシェルジュ（以下「乙」という。）は優先的に業務支援・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（本協定の目的）

第1条 甲は、乙が有する設備、技術、知識等を活用することで行政業務の効率化、省力化、高度化を図り、乙は、甲の要請に応じて迅速かつ適切な支援・協力ができる体制を構築することを目的とする。

（業務内容）

第2条 本協定に基づき対象となる業務内容は、次の各号に規定されるものとする。

- (1) 災害発生時の被害状況箇所等点検業務
- (2) 災害発生が予測される箇所等点検業務
- (3) 市有施設等の調査点検業務
- (4) 遭難・行方不明者等の捜索補助業務
- (5) 有害鳥獣捕獲に関する調査補助業務
- (6) レーザー測量・写真測量業務
- (7) 空撮業務
- (8) 児童、生徒へのドローン教育
- (9) ドローンの購入支援及び保守業務
- (10) 下呂市職員へのドローン操作研修
- (11) その他、甲が必要とする業務

2 甲が前項各号に掲げる業務を発注する場合は、下呂市契約規則（平成16年3月1日規則第47号）により行われるものとする。

（知的財産の取扱い）

第3条 本協定に基づき実施される業務の結果、生じた知的財産権の帰属は、双方協議の上決定するものとし、必要に応じて別途覚書を締結するものとする。

（個人情報の取扱い）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報を、第三者に掲示、漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合についてはこの限りでない。

- (1) 本人の書面による事前の同意があるとき
- (2) 法令が許容または義務付けるとき
- (3) 個人の生命、身体または財産の安全を守るために緊急的必要があるとき
- (4) 公的機関からの情報提供依頼があるとき

2 前項の規定は本協定終了後についても存続する。

（機密情報の保持）

第5条 甲及び乙は、文書、口頭、電磁的記録媒体等のいずれの方法によるかを問わず、相手方から開示された図面・データ・仕様書等の資料、ノウハウ・アイデア等の営業上、技術上の情報またはサンプル等の物品のうち、秘密があることが明示されたものについて、厳に秘密を保持するものとし、本協定の目的以外にこれを用いてはならず、また、事前に相手方の承諾を得ずにこれを第三者に開示漏洩してはならない。文書以外の方法によって相手方に開示した上記資料、情報等については、開示後7日以内に秘密であることを相手方に書面で通知しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する情報には適用しない。

- (1) 相手方から知得する以前に既に所有していたもの
- (2) 相手方から知得する以前に公知のもの
- (3) 相手方から知得した後、事故の責に帰し得ない事由により公知となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知得したもの

3 前2項の規定は本協定終了後についても存続する。

(費用の負担)

第6条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(損害賠償)

第7条 甲及び乙は、本協定の履行に際し、自らの責に帰すべき事由によって相手方に損失・損害を与えた場合、相手方に対し賠償の責任を負う。

(協定書に定めのない事項)

第8条 本協定書に定めのない事項、または本協定書の解釈に疑義を生じた事項については、双方協議の上これを決定する。

(信義誠実の原則)

第9条 本協定は、甲及び乙が対等な立場における合意に基づいて締結するものであり、甲及び乙は、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(協定の期間)

第10条 本協定書は双方の署名により発効し、1年間有効とする。

2 有効期間終了の1ヶ月前までに、甲又は乙から、有効期間終了の意思表示がない場合は、1年間延長し以降も同様とする。

上記協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名の上、双方各1通を保有するものとする。

令和5年6月23日

記名押印〔略〕

2-51 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）、西日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、下呂市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッドEV
- (2) 電気自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合（行政区内外から要請があった場合を含む。）は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

（以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。）

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、下呂市内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和5年10月19日

記名押印〔略〕

(様式 1 号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与要請書

会社名

代表 様

下呂市長

災害時における電動車両等の支援に関する協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、次の通り要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分
貸与要請理由	
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日～ 年 月 日
その他必世な事項	

(様式2号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

下呂市長 様

会社名

代表

災害時における電動車両等の支援に関する協定第4条第2項の規定に基づき、次の通り報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日～ 年 月 日
その他必世な事項	

(様式 3 号)

年 月 日

連絡担当部署報告書

団体・会社名

災害時における電動車両等の支援に関する協定第 13 条の規定に基づき、次の通り報告します。

(年 月 日現在)

第一順位 部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス	
第三順位 部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるもののが望ましい。

【本報告書の変更連絡先】

本報告書の記載内容を変更した場合、下記メールアドレス宛てにご連絡ください。

なお、三菱自動車側の記載内容に変更が生じた場合、同メールアドレスから本報告書記載のご担当者様（メールアドレス）宛てにご連絡いたしますので予めご了承ください。

「三菱自動車 DENDO コミュニティサポートプログラム連絡事務局」

メールアドレス : info.dcspl@mitsubishi-motors.com

2-52 下呂市、伊那市災害時相互応援協定書

下呂市と伊那市（以下「協定市」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分できない場合において、被災者に対する救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（連絡窓口）

第1条 協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあっせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第2号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に対し速やかにその旨を連絡しなければならない。

(指揮権)

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市の間で協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 応援に派遣した職員が、業務遂行上に負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(平常時における活動等)

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、立会人同席のもと本協定書2通を作成し、協定市それぞれ署名捺印の上各1通を保有する。

令和5年12月27日

記名押印 [略]

2-53 災害時における応急復旧などの協力に関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）と下呂市森林整備協会（以下「乙」という。）は、「下呂市地域防災計画」に基づき、災害時の倒木その他支障物撤去及びその未然防止、又は災害が発生した場合の応急復旧に係る活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下呂市内で発生し、又は発生のおそれがある地震、風水害、雪害、その他の災害（以下「災害」という。）時において、「下呂市地域防災計画」等に基づく応急復旧活動（以下「活動」という。）の協力について、甲と乙が必要な事項を定め、もって災害に対し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、下呂市内で災害が発生し、又は発生するおそれがあり、乙の協力を必要とするときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして協力を要請するものとする。

- (1) 災害の発生場所又は発生するおそれがある場所
- (2) 灾害の状況及び調査、報告
- (3) 要請内容
- (4) 指示事項
- (5) その他必要な事項

（要請に対する協力）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむ得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請に応じ、甲に協力するものとする。

（協力の状況報告及び協議）

第4条 乙は、前条の活動等の実施にあたっては、隨時、その活動内容等の経過について甲に報告するとともに、その活動内容を変更する場合は速やかに甲と協議するものとする。

（協力の結果報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づいて活動した場合は、次に掲げる事項を当該活動の完了後に速やかに甲に対し報告するものとする。

- (1) 活動した期間
- (2) 活動した場所
- (3) 活動した内容
- (4) 活動した人員
- (5) 使用した資機材等の種類、数量
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 乙が活動に要した費用は、甲乙協議の上、甲がその実費を支払うものとする。

（第三者に対する損害）

第7条 乙は、活動に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は活動に使用した資機材に損害が生じた場合は、その事実が発生後、遅滞なく書面により甲に報告し、その処遇についてその都度、甲及び乙が協議してその処理解決にあたるものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づき活動に従事したものが、その活動に従事したことにより、死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合の補償問題は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「法」という。）により行うものとし、法が適用されない場合は、下呂市消防団員等公務災害補償条例（平成16年条例第151号）の例によるものとする。

（連絡担当者）

第9条 甲及び乙は、要請及び活動に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、予め災害応援協力等に関する連絡担当者を定め、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに必要な情報を共有し、相互間の連絡を密にするものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の期間満了1か月前までに、甲乙いずれからも協定改定の意思表示がない場合は、本協定を1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証とするため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年3月8日

記名押印〔略〕

2-54 災害時における応急復旧などの協力に関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）と南ひだ森林組合（以下「乙」という。）は、「下呂市地域防災計画」に基づき、災害時の倒木その他支障物撤去及びその未然防止、又は災害が発生した場合の応急復旧に係る活動に關し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下呂市内で発生し、又は発生のおそれがある地震、風水害、雪害、その他の災害（以下「災害」という。）時において、「下呂市地域防災計画」等に基づく応急復旧活動（以下「活動」という。）の協力について、甲と乙が必要な事項を定め、もって災害に対し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、下呂市内で災害が発生し、又は発生するおそれがあり、乙の協力を必要とするときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして協力を要請するものとする。

- (1) 災害の発生場所又は発生するおそれがある場所
- (2) 灾害の状況及び調査、報告
- (3) 要請内容
- (4) 指示事項
- (5) その他必要な事項

（要請に対する協力）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむ得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請に応じ、甲に協力するものとする。

（協力の状況報告及び協議）

第4条 乙は、前条の活動等の実施にあたっては、隨時、その活動内容等の経過について甲に報告するとともに、その活動内容を変更する場合は速やかに甲と協議するものとする。

（協力の結果報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づいて活動した場合は、次に掲げる事項を当該活動の完了後に速やかに甲に対し報告するものとする。

- (1) 活動した期間
- (2) 活動した場所
- (3) 活動した内容
- (4) 活動した人員
- (5) 使用した資機材等の種類、数量
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 乙が活動に要した費用は、甲乙協議の上、甲がその実費を支払うものとする。

（第三者に対する損害）

第7条 乙は、活動に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は活動に使用した資機材に損害が生じた場合は、その事実が発生後、遅滞なく書面により甲に報告し、その処遇についてその都度、甲及び乙が協議してその処理解決にあたるものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づき活動に従事したものが、その活動に従事したことにより、死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合の補償問題は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「法」という。）により行うものとし、法が適用されない場合は、下呂市消防団員等公務災害補償条例（平成16年条例第151号）の例によるものとする。

（連絡担当者）

第9条 甲及び乙は、要請及び活動に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、予め災害応援協力等に関する連絡担当者を定め、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに必要な情報を共有し、相互間の連絡を密にするものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の期間満了1か月前までに、甲乙いずれからも協定改定の意思表示がない場合は、本協定を1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証とするため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年3月8日

記名押印〔略〕

2-55 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）は、（社福）下呂福祉会（以下「乙」という。）との間に、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下呂市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること、及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるように看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖の努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的である活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難

所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人員の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各1通を所有するものとする。

令和6年3月21日

記名押印〔略〕

別表（第4条関係）

「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」締結先一覧

No.	施設名	運営者	種別	所在地	電話番号
1	あさぎりサニーランド	社会福祉法人 下呂福祉会	養護・特別養護老人ホーム	下呂市萩原町羽根2710-3	0576-52-279
2	かなやまサニーランド	社会福祉法人 下呂福祉会	特別養護老人ホーム	下呂市金山町金山973-3	0576-32-4800

2-56 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）は、（社福）高佳会（以下「乙」という。）との間に、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下呂市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること、及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるように看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖の努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的である活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難

所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人員の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各1通を所有するものとする。

令和6年3月21日

記名押印〔略〕

別表（第4条関係）

「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」締結先一覧

No.	施設名	運営者	種別	所在地	電話番号
1	粹・いき馬瀬の元気館	社会福祉法人高佳会	特別養護老人ホーム 認知症グループホーム	下呂市馬瀬惣島1518	0576-47-2626
2	グループホーム馬瀬村	社会福祉法人高佳会	認知症グループホーム	下呂市馬瀬名丸27-1	0576-47-2626

2-57 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）は、（社福）慈恵会（以下「乙」という。）との間に、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下呂市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること、及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるように看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖の努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的である活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難

所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人員の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各1通を所有するものとする。

令和6年3月21日

記名押印〔略〕

別表（第4条関係）

「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」締結先一覧

No.	施設名	運営者	種別	所在地	電話番号
1	さわやか ナーシング下呂	社会福祉法人 慈恵会	特別養護老人ホーム	下呂市乗政1267-5	0576-26-3630

2-58 災害時における資機材のレンタルに関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）と株式会社ダイワテック（以下「乙」という。）は災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に甲が乙の協力を得て、資機材を速やかかつ円滑に調達できるようにすることを目的とする。

（要請時）

第2条 甲は、災害時において、資機材の供給を必要とするときは、乙に対して資機材の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙1により行うものとする。ただし緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに別紙1を提出するものとする。

（資機材の供給）

第3条 乙は前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。

2 乙は、前項の規定により資機材の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙2により報告するものとする。

（供給資機材）

第4条 乙が甲に供給する資機材は、ソーラーシステムハウスの他、乙が定めるもののうち、甲から要請を受けた時点で供給可能なものとする。

2 乙は、毎年4月1日現在において、災害時に供給可能な資機材の見込み数量を別紙3にて報告するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第5条 甲は要請した資機材の引渡し場所を指定し、乙は、当該引渡し場所までの資機材の運搬を行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議して輸送手段を決定し、運搬するものとする。

2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、前項の規定による決定後に、第1項の費用を甲に請求するものとする。

（連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡先を選定し、担当部署、連絡先等を記載した

連絡先一覧表（別紙4）を作成する。連絡先が変更になった場合は速やかに連絡し、連絡先一覧を見直すものとする。

（協定の効力）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の日から1か月前までに、双方いずれからも書面による終了の意思表示がないときは、更に1年延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めの無い事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和6年3月28日

記名押印〔略〕

別紙1 (第2条関係)

年 月 日

株式会社ダイワテック
代表取締役 様

下呂市長

災害時におけるレンタル資機材供給要請書

災害時における資機材のレンタルに関する協定書第2条に基づき、次のとおり要請します。

必要とする資機材	数量	引渡場所	引渡日時	備考

別紙2 (第3条関係)

年 月 日

下呂市長 殿

株式会社ダイワテック
代表取締役

災害時におけるレンタル資機材供給書

災害時における資機材のレンタルに関する協定書第3条に基づき、次のとおり供給します。

供給する資機材	数量	引渡場所	引渡日時	備考

別紙3（第4条関係）

年 月 日

災害時に供給可能な資機材		
管理番号	資 機 材	数 量
01	ソーラーシステムハウス（4坪サイズ）	
02	ソーラーシステムハウス（3.5坪サイズ）	
03	車載2坪ソーラーシステムハウス	
04	エコボ	
05	WC付ソーラーシステムハウス	
06	給排水倉庫	
07	やすらぎ	
08	G-cam02K	
09	D+cube	
10	環境改善型BOX	
11	LED街路灯	

別紙4（第7条関係）

連絡先一覧

下呂市

所在地	〒509-2295 岐阜県下呂市森 960 番地
名称	下呂市役所
担当部署	危機管理課
電話番号	代表 0576-24-2222 直通 0576-24-2623 (災害時優先電話)
FAX番号	0576-25-3250
メールアドレス	gco000001@city.gero.lg.jp

株式会社ダイワテック①

所在地	〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町 4-37 ボーセジュール・サツカ 503
名称	(株)ダイワテック 静岡営業所
担当部署	静岡営業所 営業 古川 興二
電話番号	054-297-3027
FAX番号	054-297-3028
メールアドレス	furukawa@daiwatech.info

株式会社ダイワテック②（中日本ブロックが被災した場合）

所在地	〒105-0012 東京都港区芝大門 1-4-10 大蔵ビル 5A
名称	(株)ダイワテック 東京本社
担当部署	東京本社 ブロック長 藤原 史弥
電話番号	03-6274-6701
FAX番号	03-6274-6703
メールアドレス	tokyo2@daiwatech.info

個人情報保護の取り扱い

- 1 個人情報は、この協定の目的の範囲内で利用や提供をし、目的外に利用や提供する場合は本人の同意を必要とする。
 - 2 下呂市と株式会社ダイワテックは、個人情報の紛失や漏洩を防ぐため、適正な管理と必要な措置を講じる。
- また、必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄する。

2-59 災害時における炊き出しの実施に関する協定書

下呂市（以下「甲」という。）と益田調理師会（以下「乙」という。）は災害時における炊き出しの実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害その他の災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲と乙が相互に協力して行う市民生活の安定を図るための炊き出しの実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請時）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が開設した避難所等において炊き出しを必要とするときは、乙に対し、炊き出しの実施について協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条の規定による要請は、災害時における炊き出しの実施に関する協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、

口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、避難所等において優先的に炊き出しを実施するよう努めるものとする。

2 乙が炊き出しを実施する場合の品目は、原則として別表に定める品目のうちから災害に応じて甲が指定するものとする。

3 乙が炊き出しを実施する場合に要する物資は、乙が輸送するものとする。

（物資の提供）

第5条 甲は、乙が第2条の規定による要請に応じて炊き出しを実施する場合において、必要な物資が不足するときは、甲が締結している応援協定等により調達した物資を乙に提供することができる。

（報告）

第6条 乙は、第2条の規定による要請に応じて炊き出しを実施したときは、甲に対し、速やかに災害時における炊き出しの実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が第2条の規定による要請に応じて実施した炊き出しに要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準とし、炊き出しの終了後、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡先を選定し、担当部署、連絡先等を記載した連絡先一覧表（別紙4）を作成する。連絡先が変更になった場合は速やかに連絡し、連絡先一覧表を見直すものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の日から1か月前までに、双方いずれからも書面による終了の意思表示がないときは、更に1年延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めの無い事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年1月28日

記名押印〔略〕

別表（第4条関係）

炊き出し品目

分類	品目名
米飯類	カレーライス、牛丼、おにぎり、その他これらに類するもの
麵類	そば、うどん、ラーメン、焼きそば、その他これらに類するもの
汁物	豚汁、みそ汁、コンソメスープ、コーンスープ、その他これらに類するもの
その他	

様式1号（第2条関係）

年 月 日

益田調理師会

会長 様

下呂市長

災害時における炊き出しの実施に関する協力要請書

災害時における炊き出しの実施に関する協定第2条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

日時	年 月 日 時 分から 時 分
納品場所	
現場担当者 (市職員)	氏名 電話番号
要請担当者	氏名 電話番号

品目	数量	備考

様式2号（第6条関係）

年 月 日

下呂市長 殿

益田調理師会

会長

災害時における炊き出しの実施報告書

年 月 日付け 危管第 号で要請のあった災害時における炊き出しの実施に関する協定第4条の規定に基づく炊き出しが完了したので報告します。

提供品目	数量	備考

様式3号（第8条関係）

連絡先一覧

下呂市

所在地	〒509-2295 岐阜県下呂市森 960 番地
名称	下呂市役所
担当部署	危機管理課
電話番号	代表 0576-24-2222 直通 0576-24-2623（災害時優先電話）
FAX番号	0576-25-3250
メールアドレス	gco000001@city.gero.lg.jp

益田調理師会

所在地	〒509-2202 岐阜県下呂市森 2519 番地 1
名称	益田調理師会
担当部署	
電話番号	0576-25-2288
FAX番号	0576-25-5338
メールアドレス	kamimura@e-onsen.co.jp

個人情報保護の取り扱い

- 1 個人情報は、この協定の目的の範囲内で利用や提供をし、目的外に利用や提供する場合は本人の同意を必要とする。
- 2 下呂市と益田調理師会は、個人情報の紛失や漏洩を防ぐため、適正な管理と必要な措置を講じる。
また、必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄する。

3 通信の確保に関する資料

3-1 下呂市防災行政無線局一覧表

固定系無線設備一覧表

令和3年10月1日現在

区分	送受信施設名	設置場所	備考
親局	下呂庁舎	森960番地	
遠隔制御局	萩原庁舎	萩原町萩原1856番地	
	金山振興事務所	金山町大船渡600番地8	
	小坂振興事務所	小坂町小坂町815番地5	
	馬瀬振興事務所	馬瀬名丸406番地	
	消防本部	森363番地1	
中継局	大平山中継所	少ヶ野1501番地1	
	上村中継所	萩原町上村2083番地22	
	京ヶ尾中継所	小坂町大島2123番地5	
	坊山中継所	金山町金山1847番地3	
	中切中継所	馬瀬中切882番地1	
屋外拡声子局	位山	萩原町山之口2199番地1	
	上之田	萩原町山之口3426番地2	
	山之口中央	萩原町山之口1034番地	アンサーバック
	平	萩原町山之口118番地	
	黍生	萩原町尾崎2204番地5	アンサーバック、再送信
	尾崎中村	萩原町尾崎1636番地	
	口村上	萩原町尾崎958番地250	
	口村下	萩原町尾崎444番地26	
	中四美	萩原町四美1673番地5	アンサーバック
	下四美	萩原町四美2842番地2	
	上野上	萩原町尾崎123番地2	アンサーバック
	下野上	萩原町野上1082番地	
	上羽根	萩原町羽根478番地1	
	中羽根	萩原町羽根1186番地6	
	下羽根	萩原町羽根2302番地3	
	古関	萩原町古関1032番地1	アンサーバック
	跡津	萩原町跡津964番地2	
	上上田	萩原町西上田655番地2	アンサーバック
	定清	萩原町西上田1095番地1	
	釜ヶ野	萩原町西上田1610番地1	
	上宮田	萩原町宮田618番地1	
	下宮田	萩原町宮田1425番地1	アンサーバック
	大ヶ洞上	萩原町大ヶ洞303番地2	アンサーバック
	大ヶ洞下	萩原町大ヶ洞905番地1	
	奥田洞上	萩原町奥田洞1049番地1	アンサーバック
	奥田洞下	萩原町奥田洞149番地3	
	上上呂	萩原町上呂674番地2	
	中上呂	萩原町上呂1647番地1	アンサーバック
	下上呂	萩原町上呂2741番地1	

区分	送受信施設名	設置場所	備考
屋外拡声子局	上呂	萩原町上呂396番地1	
	桜洞	萩原町桜洞411番地	アンサーバック
	向洞	萩原町桜洞2109番地	
	萩原中	萩原町萩原1856番地	
	萩原下	萩原町萩原579番地	
	萩原上	萩原町萩原128番地	
	上村上	萩原町上村2281番地1	
	上村下	萩原町上村395番地	
	花池	萩原町花池258番地	
	中呂	萩原町中呂375番地1	アンサーバック
	松尾	小坂町門坂801番地1	アンサーバック
	柏原	小坂町門坂506番地1	
	門坂	小坂町門坂273番地1	
	岩崎	小坂町岩崎54番地2	アンサーバック
	無数原	小坂町無数原347番地7	アンサーバック
	小坂大垣内	小坂町大垣内1416番地4	
	川井田	小坂町小坂町717番地1	
	小坂町	小坂町小坂町815番地5	
	大島上	小坂町大島1968番地2	
	大島下	小坂町大島1120番地1	
	郷石原	小坂町大島220番地3	アンサーバック
	坂下	小坂町坂下45番地	
	石飛	小坂町坂下505番地1	
	味屋	小坂町長瀬153番地1	
	長瀬	小坂町長瀬536番地1	アンサーバック
	松原	小坂町長瀬1153番地	
	赤沼田	小坂町赤沼田603番地1	
	深作	小坂町赤沼田941番地	
	落合	小坂町落合39番地1	アンサーバック、再送信
	麦島	小坂町落合1184番地3	
	小坂下島	小坂町落合1773番地1	
	濁河	小坂町落合国有林	
	猿沢	小坂町湯屋1073番地	
	小坂湯屋	小坂町湯屋423番地1	アンサーバック
	小和田	小坂町大洞2240番地	
	正子	小坂町大洞1176番地	
	中重	小坂町大洞834番地1	
	鹿山	小坂町大洞176番地	アンサーバック
	保木口	東上田741番地9	
	上野	東上田1509番地1	アンサーバック
	若宮野	湯之島362番地2	
	望川館	湯之島195番地1	
	湯之島	湯之島593番地1	
	幸田	幸田1081番地1	アンサーバック
	森八幡神社	森1321番地1	
下呂庁舎	森960番地		
塙田住宅	森239番地1		
殿町住宅	森1693番地		

区分	送受信施設名	設置場所	備考
屋外拡声子局	合掌村狛犬	森2389番地	
	合掌村	森2565番地5	
	下呂交流会館	森2278番地1	アンサーバック
	下呂大洞	森3316番地1	アンサーバック
	下呂中学校	森455番地1	
	考古館	森1808番地2	
	下小川	小川1245番地8	
	大林	小川547番地6	アンサーバック
	中小川	中小川1035番地8	
	上小川	小川260番地7	
	少ヶ野	少ヶ野1655番地1	
	三原	三原1番地7	
	茂谷	三原376番地	
	乗政第一	乗政222番地1	
	乗政西村	乗政999番地20先	アンサーバック
	共栄	乗政1710番地1	
	乗政湯屋	乗政2477番地	
	三ツ石	乗政3412番地2	アンサーバック
	新開	乗政2703番地23	
	木材市場	乗政3867番地2	
	川合	宮地1770番地1先	
	竹原小学校	宮地600番地	アンサーバック
	竹原公民館	宮地444番地3	
	岩ヶ谷	宮地1254番地6	
	柄村	宮地2756番地2	
	泉	野尻1232番地	
	狩倉	野尻596番地1	
	旧白草保育園	御厩野73番地1	アンサーバック
	見座	御厩野815番地	
	岩野	御厩野2495番地	
	下夏焼	夏焼864番地1	アンサーバック
	鳥屋ヶ野	夏焼1271番地72	
	中組	夏焼1722番地先	
	上原中切	夏焼3082番地1	
	田口	田口678番地2	アンサーバック
	蛇之尾	蛇之尾1481番地	
	大鹿野	蛇之尾1022番地	アンサーバック
	昭和橋	門和佐4177番地4	アンサーバック
	東部	門和佐4668番地2	
	中村	門和佐3340番地	
	門和佐中央	門和佐969番地4	
	門和佐大野	門和佐2163番地	アンサーバック
	西部	門和佐734番地	
	川渡	門和佐7番地1	アンサーバック
	門原	門原708番地1	
保井戸	保井戸1147番地2	アンサーバック	
久野川	久野川745番地	アンサーバック	
三ツ渕	三ツ渕227番地2		

区分	送受信施設名	設置場所	備考
屋外拡声子局	焼石	焼石3328番地1	アンサーバック
	中原大橋	焼石2758番地7	
	和佐グラウンド	和佐2402番地1	アンサーバック
	大和橋	和佐1153番地4	アンサーバック、再送信
	火打	火打230番地3	アンサーバック
	井ノ口	火打1530番地	
	上原保育園	門和佐3688番地	
	弓掛	金山町弓掛515番地	
	乙原	金山町乙原345番地1	アンサーバック
	中原	金山町岩瀬781番地4	アンサーバック
	祖師野上	金山町祖師野303番地	アンサーバック、再送信
	祖師野下	金山町祖師野922番地1	
	戸川京成	金山町戸部118番地1	
	中戸川	金山町戸部3026番地1	
	上戸川	金山町戸部1302番地8	アンサーバック
	舟野	金山町戸部4277番地3	
	上沓部	金山町東沓部2865番地37	
	中沓部	金山町東沓部3498番地92	
	下沓部	金山町東沓部643番地4	
	福来上	金山町福来1256番地	
	福来中	金山町福来1690番地	アンサーバック
	下原中切	金山町中切1443番地1	
	中津原	金山町中津原463番地1	アンサーバック
	下原町	金山町下原町174番地1	
	大船渡	金山町大船渡672番地1	
	金山小学校	金山町金山2151番地	
	渡	金山町渡197番地2	
	奥金山	金山町金山671番地6	
	中宮	金山町金山2247番地1	
	井尻下	金山町金山3260番地1	
	井尻上	金山町金山2949番地1	
	田島	金山町田島2325番地	
	大谷戸	金山町菅田桐洞3788番地1	
	高屋	金山町菅田桐洞3319番地1	
	前洞	金山町菅田桐洞2802番地1	
	月本	金山町菅田桐洞2325番地1	
	貝洞	金山町菅田桐洞1391番地	アンサーバック
	桐洞	金山町菅田桐洞207番地10	アンサーバック
	黒川下	金山町菅田笹洞770番地1	
	黒川上	金山町菅田笹洞1078番地3	アンサーバック
笹洞	金山町菅田笹洞1939番地4	アンサーバック	
前山	金山町菅田笹洞595番地4	アンサーバック	
袋坂	金山町菅田笹洞302番地1		
室洞	金山町菅田桐洞415番地1	アンサーバック	
笹洞新田	金山町菅田笹洞2681番地1	アンサーバック	
貝洞新田	金山町菅田桐洞1884番地2		
川上白山神社	馬瀬川上397番地1	アンサーバック	
芋島	馬瀬川上23番地1		
無笹	馬瀬黒石1561番地1		

区分	送受信施設名	設置場所	備考
屋外拡声子局	黒石	馬瀬黒石259番地8	アンサーバック
	数河	馬瀬数河442番地1	
	青木	馬瀬中切719番地1	
	馬瀬中切	馬瀬中切1144番地1	アンサーバック
	堀之内	馬瀬堀之内287番地1	
	荻原	馬瀬名丸73番地	
	名丸	馬瀬名丸387番地4	アンサーバック
	下名丸	馬瀬名丸615番地1	
	井谷	馬瀬井谷244番地1	アンサーバック、再送信
	馬瀬大野	馬瀬惣島227番地15	
	向惣島	馬瀬惣島1714番地	
	柄尾	馬瀬惣島845番地2	
	馬瀬西村	馬瀬西村846番地1	アンサーバック
	馬瀬西村南	馬瀬西村1518番地	

移動系無線設備一覧表

令和3年10月1日現在

局種	運用形態	設置場所	識別信号
固定局		下呂庁舎	ぎようせいげろ
		金山振興事務所	ぎようせいげろかなやま
		小坂振興事務所	ぎようせいげろおさか
		馬瀬振興事務所	ぎようせいげろまぜ
基地局		下呂大平山	ぎようせいげろおおひらやま
		萩原庁舎	ぎようせいげろはぎわら
		金山坊山	ぎようせいげろぼうやま
		小坂京ヶ尾	ぎようせいげろきょうがお
		馬瀬中切	ぎようせいげろなかぎり
陸上移動局	可搬型	下呂庁舎	げろ101、102
		萩原庁舎	げろ103、104
		金山振興事務所	げろ105
		小坂振興事務所	げろ106
		馬瀬振興事務所	げろ107
	集落可搬型	かみはら子育て・保育ステーション	げろ301
		たけはらこども園	げろ303
		わかばこども園	げろ305
		下呂小学校	げろ308
		竹原小学校	げろ304
		上原小学校	げろ305
		中原小学校	げろ315
		下呂中学校	げろ309
		竹原中学校	げろ306
		竹原支所	げろ310
		上原診療所	げろ311
		なかはら子育て・保育ステーション	げろ312
		みやだ子育て・保育ステーション	げろ313
		みなみこども園	げろ314
		きたこども園	げろ316

局種	運用形態	設置場所	識別信号
陸上移動局	集落可搬型	宮田小学校	げろ319
		萩原小学校	げろ320
		尾崎小学校	げろ321
		南中学校	げろ322
		北中学校	げろ323
		山之口公民館	げろ324
		四季の家	げろ325
		中村公民館	げろ326
		花池公民館	げろ327
		跡津公民館	げろ328
		釜ヶ野公民館	げろ329
		星雲会館	げろ330
		菅田小学校	げろ331
		東第一小学校	げろ332
携帯型	携帯型	かなやまこども園	げろ333
		金山小学校	げろ334
		下原小学校	げろ335
		金山中学校	げろ336
集落可搬型	集落可搬型	菅田公民館	げろ337
		東公民館	げろ338
		金山保健センター	げろ339
		リバーサイドスポーツセンター	げろ340
携帯型	携帯型	金山市民会館	げろ341
		湯屋小学校	げろ342
集落可搬型	集落可搬型	小坂中学校	げろ343
		おさかこども園	げろ344
携帯型	携帯型	小坂小学校	げろ345
		小坂大洞なごやかプラザ	げろ346
携帯型	携帯型	小坂きこちゃんスタジアム	げろ347
		無数原公民館	げろ348
		馬瀬小学校	げろ351
		北部研修センター	げろ353
		清流ふれあい会館	げろ354
		消防本部	げろ401
		東上田浄水場	げろ402
集落可搬型	集落可搬型	北消防署	げろ403
		あさぎりサニーランド	げろ404
携帯型	携帯型	下呂警察署（通常は萩原振興事務所に保管、非常時に持ち出し）	げろ405
		下呂土木事務所（通常は萩原振興事務所に保管、非常時に持ち出し）	げろ406
	携帯型	かなやまサニーランド	げろ407
		金山病院	げろ408
		南消防署	げろ409
		小坂分署	げろ410
		小坂診療所	げろ411

3-1 下呂市防災行政無線局一覧表

局種	運用形態	設置場所	識別信号
陸上移動局	携帯型	下呂庁舎	げろ201～げろ210
		萩原庁舎	げろ211～げろ220
		金山振興事務所	げろ221～げろ227
		小坂振興事務所	げろ228～げろ234
		馬瀬振興事務所	げろ235～げろ239
		下呂三ツ石地区	げろ501
		下呂大洞地区	げろ502
		下呂大林地区	げろ503
		小坂五の池小屋	げろ504
		小坂五の池小屋	げろ505
車載型	車載型	下呂庁舎公用車 萩原庁舎公用車 金山振興事務所公用車 小坂振興事務所公用車 馬瀬振興事務所公用車	げろ1～げろ59
		東上田詰所	げろ801
		湯之島詰所	げろ802
		森詰所	げろ803
		幸田詰所	げろ804
集落可搬型	集落可搬型	小川詰所	げろ805
		少ヶ野詰所	げろ806
		野尻詰所	げろ808
		宮地詰所	げろ809
		乗政詰所	げろ810
		御廻野詰所	げろ811
		門和佐詰所	げろ812
		田口詰所	げろ813
		夏焼詰所	げろ814
		保井戸詰所	げろ815
		焼石詰所	げろ816
		和佐詰所	げろ817
		火打詰所	げろ818
		久野川詰所	げろ819
		萩原1-1（山之口）	げろ820
		萩原1-2（尾崎2）	げろ821
		萩原2-1（野上）	げろ822
車載型	車載型	萩原2-2（上上呂）	げろ823
		萩原2-3（下上呂）	げろ824
		萩原3-1（宮田）	げろ825
		萩原3-3（四美）	げろ827
		萩原4-1（羽根）	げろ828
		萩原4-2（古閑）	げろ829
		萩原5-1（萩上）	げろ830
		萩原5-2（萩中）	げろ831
		萩原5-3（萩下）	げろ832

3-1 下呂市防災行政無線局一覧表

陸上移動局	車載型	萩原5-4 (桜洞)	げろ833
		萩原6-1 (上村)	げろ834
		萩原6-2 (中呂)	げろ835
		萩原6-3 (西上田)	げろ836
		金山1-1 (笹洞)	げろ837
		金山1-2 (桐洞・1044)	げろ838
		金山1-2 (桐洞・1713)	げろ839
		金山1-2 (大谷戸)	げろ840
		金山2-1 (奥金山)	げろ841
		金山2-2 (本町)	げろ842
集落可搬型	車載型	金山2-3 (昭和町)	げろ843
	車載型	金山2-4 (井尻)	げろ844
		金山3-1 (下原町・891)	げろ845
		金山3-1 (下原町・1066)	げろ846
		金山3-2 (大船渡)	げろ847
		金山3-3 (中津原)	げろ848
		金山4-1 (岩瀬)	げろ849
		金山4-1 (乙原)	げろ850
		金山4-2 (祖師野)	げろ851
		金山4-2 (戸部)	げろ852
		金山4-3 (東沓部)	げろ853
		小坂1-1 (大垣内)	げろ855
		小坂1-2 (小坂町下)	げろ856
		小坂1-2 (小坂町上)	げろ857
		小坂2-1 (大島・418)	げろ858
		小坂2-1 (大島・537)	げろ859
携帯型	携帯型	小坂2-2 (坂下)	げろ860
		小坂2-2 (長瀬)	げろ861
		小坂3-1 (赤沼田)	げろ862
		小坂3-1 (落合)	げろ863
		小坂3-2 (湯屋)	げろ864
		小坂3-2 (大洞)	げろ865
		馬瀬1-1 (黒石)	げろ868
		馬瀬1-2 (数河)	げろ869
		馬瀬2-1 (中切)	げろ870
		馬瀬2-2 (堀之内)	げろ871
携帯型	携帯型	馬瀬3-1 (名丸)	げろ875
		馬瀬3-4 (西村)	げろ876
		団長	げろ220
		本部長	げろ901
		副本部長	げろ902
		下呂方面隊隊長	げろ906
		下呂方面隊副隊長	げろ907
		下呂方面隊本部長	げろ908
		下呂方面隊副本部長	げろ909
		下呂方面隊第1分団長	げろ910

陸上移動局	下呂方面隊第4分団長	げろ913
	萩原方面隊隊長	げろ914
	萩原方面隊市指導員	げろ915
	萩原方面隊副本部長	げろ916
	萩原方面本部副分団長	げろ917
	萩原方面隊第1分団長	げろ918
	萩原方面隊第2分団長	げろ919
	萩原方面隊第3分団長	げろ920
	萩原方面隊第4分団長	げろ921
	萩原方面隊第5分団長	げろ922
	萩原方面隊第6分団長	げろ923
	金山方面隊隊長	げろ924
	金山方面隊副隊長	げろ925
	金山方面隊本部長	げろ926
	金山方面隊副本部長	げろ927
	金山方面隊第1分団長	げろ928
	金山方面隊第2分団長	げろ929
	金山方面隊第3分団長	げろ930
	金山方面隊第4分団長	げろ931
	小坂方面隊隊長	げろ932
	小坂方面隊副隊長	げろ933
	小坂方面隊本部長	げろ934
	小坂方面隊市指導員	げろ935
	小坂方面隊第1分団長	げろ936
	小坂方面隊第2分団長	げろ937
	小坂方面隊第3分団長	げろ938
可搬型	馬瀬方面隊隊長	げろ939
	馬瀬方面隊副隊長	げろ940
	馬瀬方面隊本部長	げろ941
	馬瀬方面隊副本部長	げろ942
	馬瀬方面隊第1分団長	げろ943
	馬瀬方面隊第2分団長	げろ944
	馬瀬方面隊第3分団長	げろ945
	下呂庁舎	げろぼうたい1
	萩原庁舎	げろぼうたい2
	金山振興事務所	げろぼうたい4
	小坂振興事務所	げろぼうたい5

3-2 岐阜県防災行政無線

1 岐阜県防災行政無線 FAX番号表

●下 呂 庁 舎	[地上系]	5 6 3 - 7 1 9
	[衛星系]	3 - 5 6 3 - 7 1 9
●消 防 本 部	[地上系]	5 6 6 - 7 1 9
	[衛星系]	3 - 5 6 6 - 7 1 9

通常は特番を付与しない地上系回線でかける

2 岐阜県防災行政無線（衛星系）による庁内電話からの電話通信

「〇〇-3-局番号-内線番号」

発 信 元	〇〇	局番号	内線番号
●下 呂 庁 舎	6 6 または 「県防発信」ボタン ※1	5 6 3	7 0 1
●消 防 本 部	「県防発信」ボタン ※1	5 6 6	7 0 1 7 0 2 7 0 3

(例) 下呂庁舎から消防本部へ通信する場合

「6 6 - 3 - 5 6 6 - 7 0 1」

※1 多機能電話機の場合、「県防発信」等と短縮登録がされていることがあるので注意すること。

3 岐阜県防災行政無線番号一覧表（下呂庁舎→○○○）

●県危機管理部門 (災害対策本部)	66-(3)-400-[700~719]
	FAX 66-(3)-400-[720~724]
●県防災交流センター (災害情報集約センター)	66-(3)-400-[9240~9251]
	FAX 66-(3)-400-[9310~9312、9333・4]
●飛騨県事務所	66-(3)-570-701
	FAX 66-(3)-570-730
●下呂土木事務所	66-(3)-560-702
	FAX 66-(3)-560-731
●陸上自衛隊守山駐屯地	66-(3-400)-652-[701~704]
	FAX 66-(3-400)-652-719
●航空自衛隊岐阜基地	66-(3-400)-653-[701~703]
	FAX 66-(3-400)-653-719
●日本赤十字社岐阜県支部	66-(3-400)-638-701
	FAX 66-(3-400)-638-719
●岐阜地方気象台	66-(3-400)-620-701
	FAX 66-(3-400)-620-719

※ () は、衛星系の場合

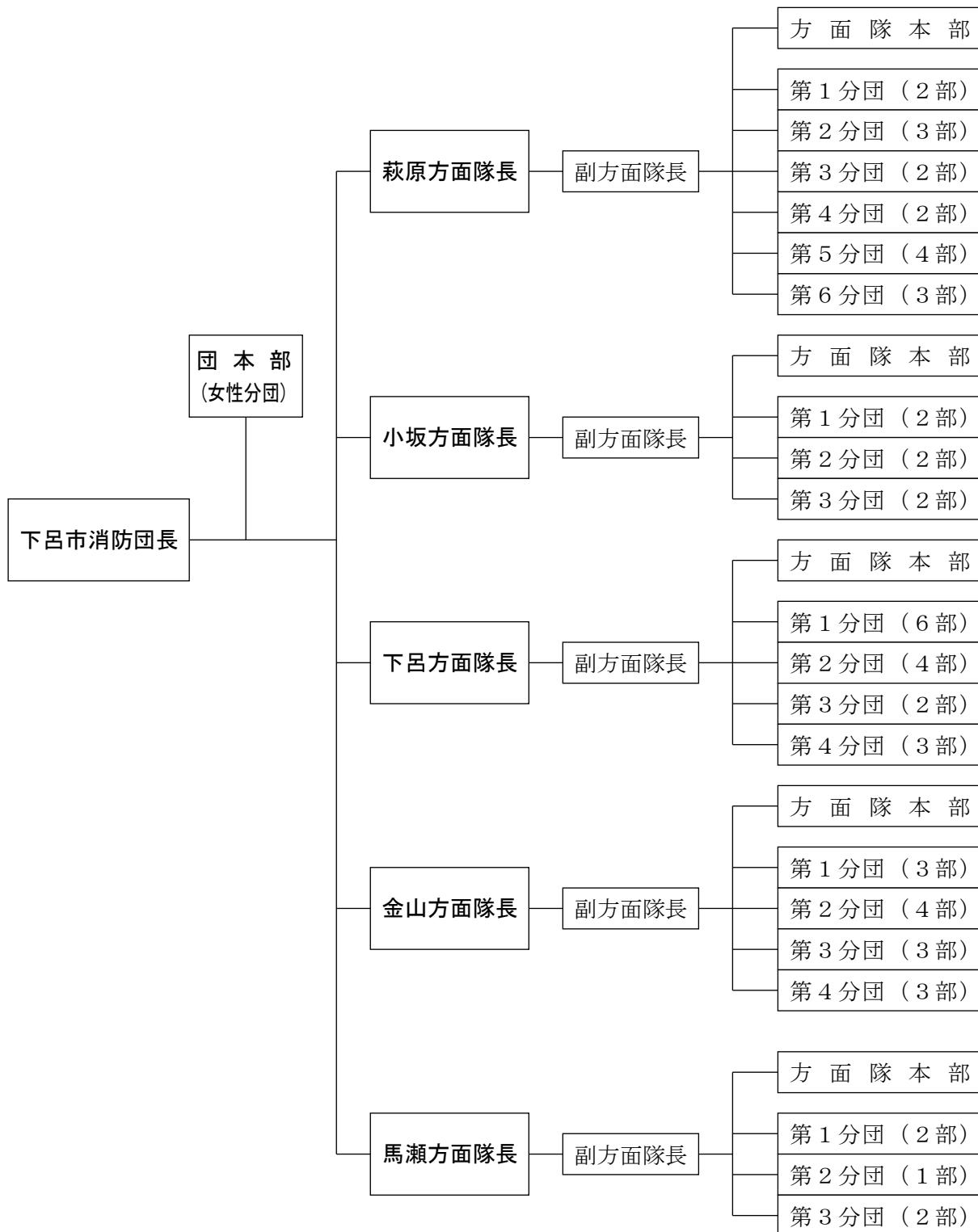
3-3 衛星携帯電話

1 衛星携帯電話番号表

●下呂 庁 舎	010-*-*-*-*-*-*-*-*
●星雲会館(萩原振興事務所)	010-*-*-*-*-*-*-*
●下呂振興事務所	010-*-*-*-*-*-*-*
●小坂振興事務所	010-*-*-*-*-*-*-*
●金山振興事務所	010-*-*-*-*-*-*-*
●馬瀬振興事務所	080-*-*-*-*-*-*
●消防本部	080-*-*-*-*-*-*
●消防本部小坂分署	0010-*-*-*-*-*-*-*
●下呂総合庁舎	080-*-*-*-*-*-*

4 消防・水防に関する資料

4-1 下呂市消防団組織



4-2 消防団の現況

(平成29年4月1日現在)

区分 地域	分団数	実団員数 (条例定員)	消防ポンプ 自動車	小型動力 ポンプ	小型動力 積載車	小型動力 軽積載車
団本部	1	17				
萩原	6	357	8	8	8	
小坂	3	153	3	8	8	
下呂	4	334	6	17	17	2
金山	4	235	4	13	11	
馬瀬	3	97	3	3	3	
計	21	1,193 (1,230)	24	49	47	2

4-3 消防本部の現況

(平成29年4月1日現在)

区分	基準台数	現有台数	不足台数	区分	基準人数	現有人数	過不足数	
施設	1本部3署1分署							
機械	消防ポンプ自動車	5	5	0	消防隊員	93	66	-27
	はしご自動車	1	1	0	救急隊員			
	化学消防車 (泡放出設備を備えたポンプ自動車)	1	0 (1)	0	救助隊員			
	救助工作車	1	1	0	通信員	5	8	3
	救急自動車	4	4	0	庶務の処理等の人員	7	6	-1
	指揮車	1	1	0	予防要員	11	5	-6
	非常用消防自動車	—	2	—				
	資機材搬送車	—	2	—				
	その他の車両	—	6	—	計	116	85	-31

※基準台数・人数は、「消防力の整備指針」に基づくものである。

4-4 消火栓等消防水利の現況

(平成29年4月1日現在)

地 域	設 置 数					備 考	
	消 火 栓		防 火 水 槽		プール、池等		
	150mm未満	150mm以上	40m ³ 未満	40m ³ 以上			
萩 原	429	128	63	45	129		
小 坂	221	44	55	40	6		
下 呂	491	121	24	78	80		
金 山	269	157	34	82	14		
馬 瀬	59	94	5	44	25		
計	1,469	544	181	289	254		

4-5 自主防災組織等結成状況

1 自治会等自主防災組織

(平成29年4月1日現在)

地 域	組 織 数	対象世帯	摘 要
萩 原	22	3,537	
小 坂	11	1,149	
下 呂	13	4,702	
金 山	32	2,441	
馬 瀬	10	404	
計	88	12,233	

注 組織化されていない自治会を含む。対象世帯は地区内全世帯数。

2 幼年消防クラブ

(平成29年4月1日現在)

地 域	ク ラ ブ 名	結成年月日	会員数 (人)
萩 原	みなみこども園幼年消防クラブ	H1. 4. 1	187
	きたこども園幼年消防クラブ	H1. 4. 1	71
	宮田保育園幼年消防クラブ	H1. 4. 1	30
小 坂	おさかこども園幼年消防クラブ	S61. 10. 1	67
下 呂	わかばこども園幼年消防クラブ	S60. 4. 1	170
	たけはらこども園幼年消防クラブ	H25. 11. 18	76

	上原保育園幼年消防クラブ	S56. 4. 1	24
	中原保育園幼年消防クラブ	H5. 4. 1	15
金山	かなやまこども園幼年消防クラブ	S60. 4. 1	123
馬瀬	わかあゆ保育園幼年消防クラブ	H11. 4. 1	21

3 女性防火クラブ

クラブ名	結成年月日	会員数(人)
下呂市女性防火クラブ	H16. 3. 1	5,450

4 少年消防クラブ

クラブ名	結成年月日	会員数(人)
小坂中学校少年消防クラブ	S32. 4. 1	22
萩原南中学校少年消防クラブ	S50. 8. 1	226
萩原北中学校少年消防クラブ	S50. 12. 1	89

5 防火管理者協議会

クラブ名	結成年月日	会員数(人)
下呂市防火管理者連絡協議会	S44. 4. 16	156

(令和元年度10月1日現在)

地域	水防施設				水防資材等																			
	名 称	所 在 地	国 補 非補助 の別	鉄骨造 木造ブ ロック 造の別	トラック	照明器	無線機	発電機	テント	可搬式 排 水 ポンプ	鉄線	土のう袋	縄	シート	掛矢	シャベル スコップ	鋸	斧	ハンマー	ベンチ	唐鋤	両ツル	消防団員	
					台	台	台	台	張	台	kg	枚	玉	枚	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	人	
萩原	羽根水防倉庫	萩原町羽根2488-1	非	木			78			2		2000		20		40								361
小坂	小坂町水防倉庫	小坂町小坂町828-11	非	鉄骨造		6	48	6		3		1000		8	1	2			2				1	146
下呂	下呂市水防倉庫	森960	非	プレハブ		2	82			2	50	2400	3		2	23	5						25	305
金山	金山町水防倉庫	金山町大船渡600-8	非	鉄骨造		9	54	5	1	2		2200			1	20	10	10	3	3	10	5	226	
馬瀬	馬瀬水防倉庫	馬瀬名丸406	非	鉄骨造		2	34	2	1	2		4400			1	10			1				1	93
計						19	296	13	2	11	50	12000	3	28	5	95	15	10	6	3	35	7	1146	

※ 消防団員総数には、団本部15名及び災害支援団員64名を含む。

4-7 気象庁と関係各機関の雨量観測所一覧表

所 属 名	測量所名	測器種類	標高 T P	水系名	河 川 名			所 在 地	測量時刻		観測開始年月日	観測資料保存状況	
					定時	強雨時	期間		期間	場 所		備考	
J R 東 海	飛騨金山	テレメーター	—	木曾川	木曾川	飛騨川		下呂市金山町大船渡	毎正時	毎正時	昭6.12.		
気 象 庁	金 山	〃	233	〃	〃	〃		〃 〃 大船渡	〃	〃	昭53.11.22		岐阜地方気象台
〃	萩 原	〃	425	〃	〃	〃		〃 萩原町羽根	〃	〃	昭51.3.3		〃
国 土 交 通 省	湯 屋	〃	600	〃	〃	〃	小坂川	〃 小坂町落合	〃	〃	昭45.6.25		木曾川上流河川事務所
〃	濁 河	〃	1,575	〃	〃	〃	〃	〃 〃 〃	〃	〃	昭51.6.22		〃
〃	カ ジ ャ	〃	695	〃	〃	〃	山之口川	〃 萩原町山之口	〃	〃	昭55.6.25		〃
〃	上 呂	〃	520	〃	〃	〃		〃 〃 野上	〃	〃	昭46.4.28		〃
水 資 源 機 構	カオレ	〃	939	〃	〃	〃	馬瀬川	〃 馬瀬川上	〃	〃	昭51.3.1		岩屋ダム管理所
〃	数 河	〃	698	〃	〃	〃	〃	〃 中切	〃	〃	昭51.3.1		〃
〃	西 村	〃	519	〃	〃	〃	〃	〃 西村	〃	〃	昭51.3.1		〃
気 象 庁	宮 地	〃	420	〃	〃	〃	竹原川	〃 宮地	〃	〃	昭53.11.21		岐阜地方気象台
国 土 交 通 省	下 呂	〃	550	〃	〃	〃	〃	〃 乗政	〃	〃	昭55.6.25		木曾川上流河川事務所
水 資 源 機 構	弓 掛	〃	447	〃	〃	〃	弓掛川	〃 金山町弓掛	〃	〃	昭51.3.1		岩屋ダム管理所
〃	岩 屋	〃	446	〃	〃	〃	馬瀬川	〃 〃 卯野原	〃	〃	昭51.3.1		〃
中 部 電 力	大船渡堰堤	〃	231	〃	〃	〃	〃	〃 金山町大船渡	〃	〃	昭18.1.1	永	岐阜支店大船渡ダム管理所
〃	下原ダム	〃	270	〃	〃	〃		〃 〃 中切	〃	〃	昭26.10.1	〃	〃
〃	東上田ダム	〃	508	〃	〃	〃		〃 小坂町坂下	〃	〃	昭30.2.1	〃	〃 秋神ダム管理所
〃	西村ダム	〃	454	〃	〃	〃	馬瀬川	〃 馬瀬西村	〃	〃	昭18.1.1	〃	〃 大船渡ダム管理所
〃	馬瀬川第2ダム	〃	317	〃	〃	〃	〃	〃 金山町岩瀬	〃	〃	昭51.8.1	〃	〃
国 土 交 通 省	焼 山	〃	450	〃	〃	〃	門和佐川	〃 門和佐	〃	〃	昭55.6.25		木曾川上流河川事務所

所属名	観測所名	測器種類	標高 T P	水系名	河川名	第1次 支派川名	第2次 支派川名	所 在 地			観測時刻		観測開始年月日	観測資料保存状況		備考	
								都道府県	市郡	町村	大字	定時	強雨時	期間	場 所		
岐阜県	下呂土木事務所		420					岐阜	下呂	萩原	羽根	毎正時	毎正時	昭41.7.8	10年間	下呂土木事務所	

土木事務所以外の雨量観測所

観 测 所 名	所 在 地	担 当 土 木 事 务 所
落 合雨量観測所	下呂市小坂町落合字下林499-1	下 呂
夏 燒 〃	下呂市夏焼字石垣ナギ170-1	〃
小 坂 〃	下呂市小坂町小坂町815-5	〃
大ヶ洞ダム 〃	下呂市萩原町大ヶ洞字大張1314-44	〃

4-8 水位観測所一覧表

注) △印は、県の水防警報発令地点

河川名 1 2 3 4 5 6	設置量水標			位 置	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	計画 高水位	通 報 先	観測員 連絡方法
	機 関	名 称	種 類							
△ 飛騨川	国土交通省	上呂	テレメーター	下呂市萩原町上呂	3.20	4.50	5.40	—	木曽川上流河川事務所	
〃	県	中呂	〃	下呂市萩原町中呂	—	—	—	—	下呂土木事務所	
〃	〃	下呂	〃	下呂市幸田	—	—	—	—	〃	
馬瀬川	〃	金山	〃	下呂市金山町金山	(4.20)	(6.20)	—	—	〃	
〃	〃	馬瀬中切	〃	下呂市馬瀬中切	—	—	—	—	〃	
大ヶ洞川	〃	前野	〃	下呂市萩原町大ヶ洞字内田	—	—	—	—	〃	

4-9 ひ管、ひ門及び陸閘の所在地

河川名	所 在 地	種 類	構 造	管 理 者 (委託先)	備 考
馬瀬川	下呂市金山町妙見	妙見陸閘	横引き 8.6×1.93	岐阜県 (下呂市)	国道

4-10 水防法第15条に基づく浸水想定区域内の施設一覧表

(令和7年2月1日現在)

No.	施設名	所在地	洪水浸水想定最大規模(L2)	備考
1	あさぎりサニーランド	萩原町羽根2710-3	5.0~10m未満	土砂法重複
2	やすらぎセンター萩	萩原町萩原1166-8	5.0~10m未満	土砂法重複
3	ひだまりの家	萩原町萩原1522	0.5m未満	
4	デイサービスセンターみんなみんなよーこそ	萩原町古関401-4	0.5~3.0m未満	
5	グループホーム萩原福寿苑	萩原町古関126-1	3.0~5.0m未満	土砂法重複
6	グループホーム萩	萩原町羽根2095	3.0~5.0m未満	
7	下呂ディサービスセンター	森883番地1	3.0~5.0m未満	
8	すずらんの木	萩原町羽根438-1	3.0~5.0m未満	
9	下呂市障がい者就労支援センター	森134-1	0.5~3.0m未満	
10	中田医院	萩原町萩原1307-2	3.0~5.0m未満	
11	藤岡医院	萩原町萩原911	0.5~3.0m未満	
12	大塚耳鼻咽喉科医院	萩原町上村1007-2	0.5~3.0m未満	土砂法重複
13	村瀬眼科クリニック	萩原町花池17-1	0.5~3.0m未満	
14	小池医院	森996	3.0~5.0m未満	
15	放課後等デイサービス虹の郷	森338-1	0.5~3.0m未満	
16	萩原小学校	萩原町萩原1101	5.0~10m未満	土砂法重複
17	下呂小学校	森285	0.5~3.0m未満	土砂法重複
18	下呂中学校	森455-1	5.0~10m未満	土砂法重複
19	グループホーム朝日ホーム	萩原町羽根2697-2	5.0~10m未満	土砂法重複
20	ハピネス下呂・おかげ庵	森211	5.0~10m未満	
21	萩原北醫院・託児所しのこ	萩原町羽根41	0.5~3.0m未満	土砂法重複
22	南ひだせせらぎ病院	萩原町西上田1936-1	3.0~5.0m未満	土砂法重複
23	グループホームきよたに	萩原町西上田1936-11	3.0~5.0m未満	土砂法重複
24	下呂幸田の杜	幸田972-1	0.5~3.0m未満	土砂法重複
25	近藤医院	小川256-1	3.0~5.0m未満	土砂法重複
26	きたこども園・萩原北児童館	萩原町野上768	0.5m未満	土砂法重複
27	萩原北中学校	萩原町尾崎61	0.5~3.0m未満	土砂法重複
28	デイサービスやすらぎの里	湯之島28番地1	0.5~3.0m未満	
29	リハビリデイサービス ウィル	萩原町西上田248-1	0.5m未満	
30	リハビリデイサービス ケアリハ	萩原町花池293	3.0~5.0m未満	

No.	施設名	所在地	洪水浸水想定最大規模(L2)	備考
31	株式会社 マコト	小川1181	3.0~5.0m未満	土砂法重複
32	小坂医療センター	小坂町大島 1965	10~20m未満(※)	
33	小坂健康ふれあいセンター	小坂町大島1807	10~20m未満(※)	
34	すいめい きんだあらんど	幸田1217	5.0~10m未満	土砂法重複
35	おさかこども園・小坂さくらんぼ教室	小坂町大島622-1		土砂法重複
36	小坂小学校	小坂町小坂町1020		土砂法重複
37	わかあゆ子育て・保育ステーション	馬瀬名丸1041		土砂法重複
38	デイサービスセンターつじ苑	馬瀬名丸1041		土砂法重複
39	馬瀬小学校	馬瀬中切976		土砂法重複
40	馬瀬グループホーム いきいき	馬瀬惣島1518		土砂法重複
41	馬瀬診療所	馬瀬数河259-1		土砂法重複
42	グループホーム 馬瀬村	馬瀬名丸27-1		土砂法重複
43	竹原小学校	宮地600		
44	上原小学校	夏焼3055		土砂法重複
45	上原デイサービスセンター	田口678-2		土砂法重複
46	かみはら子育て・保育ステーション	門和佐3688		土砂法重複
47	中原診療所	焼石2938-1		土砂法重複
48	なごみ庵	和佐2400		
49	阿部医院	金山町大船渡549		土砂法重複
50	グループホーム うららびより金山	金山町金山973-7		土砂法重複
51	特別養護老人ホームかなやまサニーランド	金山町金山973-7		土砂法重複
52	金山病院	金山町金山973-6		土砂法重複
53	金山デイサービスセンター	金山町金山973-7		土砂法重複
54	金山小学校	金山町金山2151		土砂法重複
55	りばすぽ	金山町金山911-1		土砂法重複
56	コミュニティベース讃照庵	金山町金山3479-2		

※ 岐阜県公表の水害危険情報図のうち、飛騨川（上記の洪水予報河川指定区域外）における
「想定し得る最大規模の降雨」(L2)の浸水想定区域内

4-11 土砂法第8条に基づく土砂災害警戒区域内の施設一覧表

(令和7年2月1日現在)

No.	施設名	所在地	警戒区域	特別警戒区域	備考
1	おさかこども園・小坂さくらんぼ教室	小坂町大島622-1	●		水防法重複
2	障害者支援施設 益田山ゆり園	萩原町尾崎958-302	●		
3	グループホーム 朝日ホーム	萩原町羽根2697-2	●		水防法重複
4	萩原北醫院・託児所しののこ	萩原町羽根41	●		水防法重複
5	グループホーム 萩原福寿苑	萩原町古関126-1	●		水防法重複
6	レツツ倶楽部 下呂白樺	萩原町上呂850-1	●		
7	大塚耳鼻咽喉科医院	萩原町上村1007-2	●		水防法重複
8	やすらぎセンター 萩	萩原町萩原1166-8	●		水防法重複
9	南ひだせせらぎ病院	萩原町西上田1936-1	●		水防法重複
10	グループホームきよたに	萩原町西上田1936-11	●		水防法重複
11	グループホームいきいき・事業所げんき	萩原町西上田2096-3	●		
12	馬瀬グループホーム いきいき	馬瀬惣島1518	●		水防法重複
13	デイサービスセンターワンズ	馬瀬名丸1041	●		水防法重複
14	おくむらクリニック	森1419-31	●		
15	下呂幸田の杜	幸田972-1	●		水防法重複
16	わかばこども園・下呂さくらんぼ教室	小川1048-1	●		
17	近藤医院	小川256-1	●		水防法重複
18	特別養護老人ホーム さわやかナーシング下呂	乗政1267-5	●		
19	たんぽぽファーム	御厩野2944-184	●		
20	上原デイサービスセンター	田口678-2	●		水防法重複
21	中原診療所	焼石2938-1	●		水防法重複
22	金山病院	金山町金山973-6	●		水防法重複
23	特別養護老人ホームかなやまサニーランド	金山町金山973-7	●		水防法重複
24	金山デイサービスセンター	金山町金山973-7	●		水防法重複
25	グループホーム うららびより金山	金山町金山973-7	●		水防法重複
26	阿部医院	金山町大船渡549	●		水防法重複
27	小坂小学校	小坂町小坂町1020	●	●	水防法重複
28	小坂中学校	小坂町長瀬466	●		

4-11 土砂法第8条に基づく土砂災害警戒区域内の施設一覧表

No.	施設名	所在地	警戒区域	特別警戒区域	備考
29	みなみこども園・萩原さくらんぼ教室	萩原町萩原600-1	●		
30	きたこども園・萩原北児童館	萩原町野上768	●		水防法重複
31	宮田小学校	萩原町宮田1340	●		
32	尾崎小学校	萩原町尾崎973	●		
33	萩原小学校	萩原町萩原1101	●	●	水防法重複
34	萩原北中学校	萩原町尾崎61	●		水防法重複
35	益田清風高等学校	萩原町萩原326-1	●		
36	あさぎりサニーランド	萩原町羽根2710-3	●	●	水防法重複
37	馬瀬小学校	馬瀬中切976	●		水防法重複
38	たけはらこども園	乗政1005-1	●		
39	かみはら子育て・保育ステーション	門和佐3688	●		水防法重複
40	下呂小学校	森285	●		水防法重複
41	中原小学校	焼石3552-1	●	●	
42	上原小学校	夏焼3055	●	●	水防法重複
43	竹原中学校	宮地2714	●	●	
44	下呂特別支援学校	小川432-1	●	●	
45	かなやまこども園・金山さくらんぼ教室	金山町金山2301-3	●		水防法重複
46	金山児童館	金山町金山2294	●		
47	金山小学校	金山町金山2151	●	●	水防法重複
48	金山中学校	金山町金山2619	●	●	
49	わかあゆ子育て・保育ステーション	馬瀬名丸1041	●		水防法重複
50	馬瀬診療所	馬瀬数河259-1	●		水防法重複
51	ケアハウス下呂温泉	小川1000-2	●		
52	放課後等デイサービス 虹の丘	萩原町西上田692-1	●		
53	元気リハ小川谷	小川 281-1	●		
54	リハビリデイサービス 街のからだクラス	湯之島496-3	●	●	
55	すいめい きんだあらんど	幸田1217	●		水防法重複
56	村瀬眼科クリニック	萩原町花池17-1	●		水防法重複
57	リハビリデイサービス ウィル	萩原町西上田248-1	●		水防法重複
58	やすらぎセンター 四美	萩原町四美861-1	●		
59	介護老人保健施設 共寿	萩原町古閑873-1	●		

4-11 土砂法第8条に基づく土砂災害警戒区域内の施設一覧表

No.	施設名	所在地	警戒区域	特別警戒区域	備考
60	グループホーム 馬瀬村	馬瀬名丸27-1	●		水防法重複
61	株式会社 マコト	小川1181	●		水防法重複
62	りばすぼ	金山町金山911-1	●		水防法重複

5 医療救護に関する資料

5-1 下呂市内医療機関一覧

地域	機 関 名	所 在 地	電話番号	診療科目
下呂	奥田 診療所	下呂市東上田	25-2179	整形外科
	黒木 医院	下呂市森	24-1303	内科、小児科、外科、産婦人科
	独立行政法人下呂温泉病院	下呂市森	23-2222	内科、消化器科、循環器科、小児科、心療内科、外科、整形外科、脳神経外科、眼科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、リハビリ、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科
	小池 医院	下呂市森	25-6688	内科、小児科
	近藤 医院	下呂市小川	25-4428	内科、リハビリ
	上原 診療所	下呂市田口	27-1012	内科、歯科
	中原 診療所	下呂市焼石	28-2004	内科、小児科
	花田 医院	下呂市御厩野	26-2036	内科、外科
	おくむらクリニック	下呂市森	25-6700	内科、糖尿病内科、消化器内科
萩原	大塚耳鼻咽喉科医院	下呂市萩原町上村	52-3387	小児科、耳鼻咽喉科
	南ひだせせらぎ病院	下呂市萩原町西上田	25-5758	精神科、神経科
	中田 医院	下呂市萩原町萩原	52-1022	内科、消化器科、小児科、外科、整形外科、肛門科、リハビリ
	藤岡 医院	下呂市萩原町萩原	52-3033	内科、小児科、消化器科、神経内科、リハビリ、放射線科
	萩原 北 医院	下呂市萩原町羽根	52-3444	内科、小児科、循環器科、呼吸器科
	こばやし整形外科	下呂市萩原町跡津	52-3952	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科
	村瀬眼科クリニック	下呂市萩原町花池	53-1122	眼科
金山	阿部 医院	下呂市金山町大船渡	32-2025	内科、循環器科、消化器科、小児科、皮膚科、放射線科

5-1 下呂市内医療機関一覧

	下呂市立金山病院	下呂市金山町金山	32-2121	内科、小児科、外科、整形外科、歯科口腔外科、耳鼻咽喉科、皮膚泌尿器科、人工透析、リハビリ
	福井 医院	下呂市金山町金山	32-2151	内科、循環器科、消化器科、小児科、皮膚科、放射線科
小坂	下呂市立小坂診療所	下呂市小坂町大島	62-2212	内科、外科、眼科、人工透析
馬瀬	馬瀬 診療所	下呂市馬瀬数河	47-2152	内科

6 被災者救援に関する資料

6-1 主な防災用備蓄物資等の状況

(令和2年1月31日現在)

地 域 名	乾 パ ン (食)	アルファ米 (食)	毛 布 (枚)
萩 原	312	10902	768
小 坂	96	1,810	351
下 呂	330	13,850	1,010
金 山	120	4,722	480
馬 瀬	48	1,370	290
計	1,008	31,131	2,969

6-2 防災用備蓄物資保管場所の状況

地 域 名	保 管 場 所	所 在 地
萩 原	北消防署東防災倉庫	萩原町羽根
	星雲会館北防災倉庫	萩原町萩原
	萩原南中学校体育館倉庫	萩原町萩原
	萩原北中学校倉庫	萩原町尾崎
	宮田小学校体育館倉庫	萩原町宮田
小 坂	小坂診療所前日赤倉庫	小坂町大島
	湯屋地区公民館日赤倉庫	小坂町湯屋
	小坂健康ふれあいセンター	小坂町大島
	小坂小学校体育館倉庫	小坂町小坂町
	湯屋体育館倉庫	小坂町湯屋
下 呂	下呂庁舎西防災倉庫	森
	上原小学校体育館内倉庫	夏焼
	中原小学校体育館内倉庫	焼石
	舞台峠防災倉庫	御厩野
	下呂小学校体育館倉庫	森
	竹原小学校倉庫	宮地
	下呂市民会館倉庫	森
金 山	金山振興事務所西防災倉庫	金山町大船渡

	金山小学校倉庫	金山町金山
	菅田小学校倉庫	金山町菅田桐洞
	東第一小学校倉庫	金山町祖師野
馬瀬	馬瀬振興事務所	馬瀬名丸
	馬瀬小学校体育館倉庫	馬瀬中切

6-3 給水用資器材等保有状況

(令和2年1月31日現在)

市町村名	給水車 (m ³ ×台)	給水タンク (m ³ ×個)	給水袋 (リットル×袋)	濾過器 (m ³ /h×台)	ポンプ (台)	発電機 (台)	備考	応急復旧用 資器材有無
下呂市		0.5×2個 1.0×7個	6×5,000	N=1台	N=4台	N=5台		有

6-4 炊出可能場所

地 域	施 設 名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	炊 飯 能 力 (kg／回)	熱 源	所 要 時 間
萩 原	下呂市北部学校給食センター	萩原町跡津1365-3	53-0783	52-4625	30kg×2釜=60kg	ガス	約30分
金 山	下呂市南部学校給食センター	金山町金山2596-1	32-3346	32-3681	6kg×9釜=54kg	電気	約40分
萩 原	みなみこども園	萩原町萩原600-1	52-2560	52-4366	5 kg × 1 釜 = 5 kg	ガス	約40分
	きたこども園	萩原町野上768	55-0322	55-0322	4.5kg × 1 釜 = 4.5kg	ガス	約40分
	みやだ子育て・保育ステーション	萩原町大ヶ洞74-3	55-0521	55-0521	3.5kg × 1 釜 = 3.5kg	ガス	約30分
小 坂	おさかこども園	小坂町大島622-1	62-2204	62-2204	6 kg × 1 釜 = 6 kg	ガス	約30分
下 呂	わかばこども園	小川1048-1	25-2333	24-1367	3 kg × 1 釜 = 3 kg	ガス	約60分
	なかはら子育て・保育ステーション	焼石3534-2	28-2146	28-2146	6 kg × 1 釜 = 6 kg	ガス	約60分
	かみはら子育て・保育ステーション	門和佐3688	27-1205	27-1205	6 kg × 1 釜 = 6 kg	ガス	約60分
	たけはらこども園	乗政1005-1	26-2044	26-2044	7.5kg × 3 釜 = 22.5kg	ガス	約60分
馬 濱	わかあゆ子育て・保育ステーション	馬瀬名丸1041	47-2107	47-2107	4.2kg × 1、2.8kg × 1	ガス	約30分

※ 7kg = 5升

※ 所要時間には米を洗う時間は含まれない。

7 危険物等施設に関する資料

7-1 危険物施設状況

完成検査済証交付施設数

(平成26年3月31日現在)

施設名	貯蔵所							取扱所		計	
	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内貯蔵所	地下貯蔵所	簡易貯蔵所	移動貯蔵所	屋外貯蔵所	給油所	一般取扱所		
	施設数	ク所	ク所	ク所	ク所	ク所	ク所	營業用	自家用		
区分	18	25	19	93	6	26	2	27	7	40	263
地域名	萩原	6	2	3	19	2	5	2	6	9	54
	小坂	2	3	2	9		3		3	2	3
	下呂	5	11	6	49	3	13		11	3	13
	金山	5	9	7	13	1	4		6	1	12
	馬瀬			1	3		1		1	1	3
種別区分	第1類										0
	第2類										0
	第3類										0
	第4類	18	25	19	93	6	26	2	27	7	40
	第5類										0
	第6類										0
	混在										0
倍数別区分	5倍以下	9	8	14	57	6	26	2		26	148
	5倍を超え 10倍以下	7	9	5	19					9	49
	10倍を超え 50倍以下	2	8		16				7	5	38
	50倍を超え 100倍以下				1				7		8
	100倍を超え 150倍以下								9		9
	150倍を超え 200倍以下								8		8
	200倍を超え 1000倍以下								4		4

8 廃棄物処理施設及び火葬場に関する資料

8-1 ごみ処理施設

名 称	所 在 地	電話番号
クリーンセンター	下呂市小川2390	26-3397
北部リサイクルセンター	下呂市小坂町坂下870	62-2660
南部リサイクルセンター	下呂市金山町金山2906	32-3277

8-2 し尿処理施設

名 称	所 在 地	電話番号
中山浄化園	下呂市三原458	25-5243

8-3 火葬場等

名 称	所 在 地	電話番号
浄郷苑	下呂市三原427	24-1888
小坂斎場	下呂市小坂町大島2125	62-2315

9 地震災害情報の伝達に関する資料

9-1 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

(平成21年3月31日制定)

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じことがある。
5強	大半の人が、物につからまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以後には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以後は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

9-2 南海トラフ地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の広報（例文）

(広報例文1)

広報主体	下呂市	対象者	地域住民
時期	注意情報発表時	手段	広報車
項目	注意情報発表の広報及びテレビ、ラジオの視聴呼び掛け		
例文1	「下呂市役所からお知らせします。南海トラフ沿いで異常な現象が観察されたため、気象庁は、南海トラフ地震臨時情報（注意情報）を発表しました。テレビ、ラジオをつけ、地震についての詳しい情報を入手してください。」		
例文2	「こちらは、下呂市役所です。南海トラフ地震の注意情報が発表されました。テレビ、ラジオをつけ、詳しい情報を入手してください。」		
備考	広報車による広報は、情報文が長いと聞き取りが困難となるので、短い情報文とし、繰り返し広報するよう配慮すること。		

(広報例文2)

広報主体	下呂市	対象者	地域住民
時期	注意情報発表時	手段	同報無線
項目	注意情報発表の広報及びテレビ、ラジオの視聴呼び掛け		
例文	<p>「下呂市役所からお知らせします。南海トラフ沿いで異常な現象が観察されたため、気象庁は、○時○分、南海トラフ地震の注意情報を発表しました。南海トラフ地震が起きるかどうかは、今のところわかりませんが、下呂市役所では、万一に備え、防災態勢を整えています。</p> <p>住民のみなさんは、万一に備え、火の始末をし、ガスの元栓を閉め、倒れやすい家具などの整理をはじめてください。</p> <p>あわてる必要は、ありません。</p> <p>テレビ、ラジオをつけ、詳しい情報を入手してください。」</p>		

(広報例文3)

広報主体	下呂市	対象者	地域住民
時期	警戒情報発令時	手段	広報車
項目	警戒情報発令の一般広報		
例文 (巡回一周目)	<p>「こちらは、下呂市役所です。○時○分、南海トラフ地震の警戒宣言が発令されました。テレビ、ラジオのスイッチを入れ、詳しい情報を入手してください。</p> <p>あなたの落ち着いた行動が、混乱を防ぎ、被害を少なくするのに役立ちます。あわてず、さわがず、落ち着いて行動してください。」</p>		

例 文 (巡回二周目)	「こちらは、下呂市役所です。○時○分、南海トラフ地震の警戒宣言が発令されました。 地震で恐いのは火事です。火の使用は最小限にして、火の元には十分ご注意ください。万一に備えて、消火用の水や飲み水を貯えてください。」 また、斜面の急な場所では土砂災害の恐れもありますので十分注意してください。」
例 文 (巡回三周目)	「こちらは、下呂市役所です。○時○分、南海トラフ地震の警戒宣言が発令されました。 地震が起こるかも知れませんので、火の元には十分注意してください。万一に備えて、消火用の水や飲み水を貯えてください。 また、斜面の急な場所では土砂災害の恐れもありますので十分注意してください。」

(広報例文4)

広 報 主 体	下呂市	対 象 者	地域住民
時 期	警戒情報発令時	手 段	同報無線
項 目	警戒情報発令時の一般広報		
例 文	<p>「こちらは、下呂市役所です。○時○分、南海トラフ地震の警戒宣言が発令されました。南海トラフを震源とする南海トラフ地震が、2・3日（数時間）以内に起こるおそれがあります。</p> <p>下呂市役所では、万一に備え、防災態勢を固めました。</p> <p>住民のみなさんにお願いします。</p> <p>地震で恐いのは火事です。火の使用は最小限にして、火の元には十分ご注意ください。万一に備えて、消火用の水や飲み水を貯えてください。</p> <p>倒れやすい家具などを整理してください。</p> <p>また、斜面の急な場所では土砂災害の恐れもありますので十分注意してください。</p> <p>隣近所で助け合い、地震に備えての準備をしてください。</p> <p>あなたの落ち着いた行動が、混乱を防ぎ、被害を少なくするのに役立ちます。あわてず、さわがず、落ち着いて行動してください。</p> <p>テレビ、ラジオのスイッチを入れ、詳しい情報を入手してください。」</p>		

(広報例文5)

広 報 主 体	下呂市	対 象 者	地域住民
時 期	警戒情報発令時	手 段	同報無線個別放送、広報車
項 目	警戒情報発令時のがけ地崩壊危険地域等に対する避難広報		

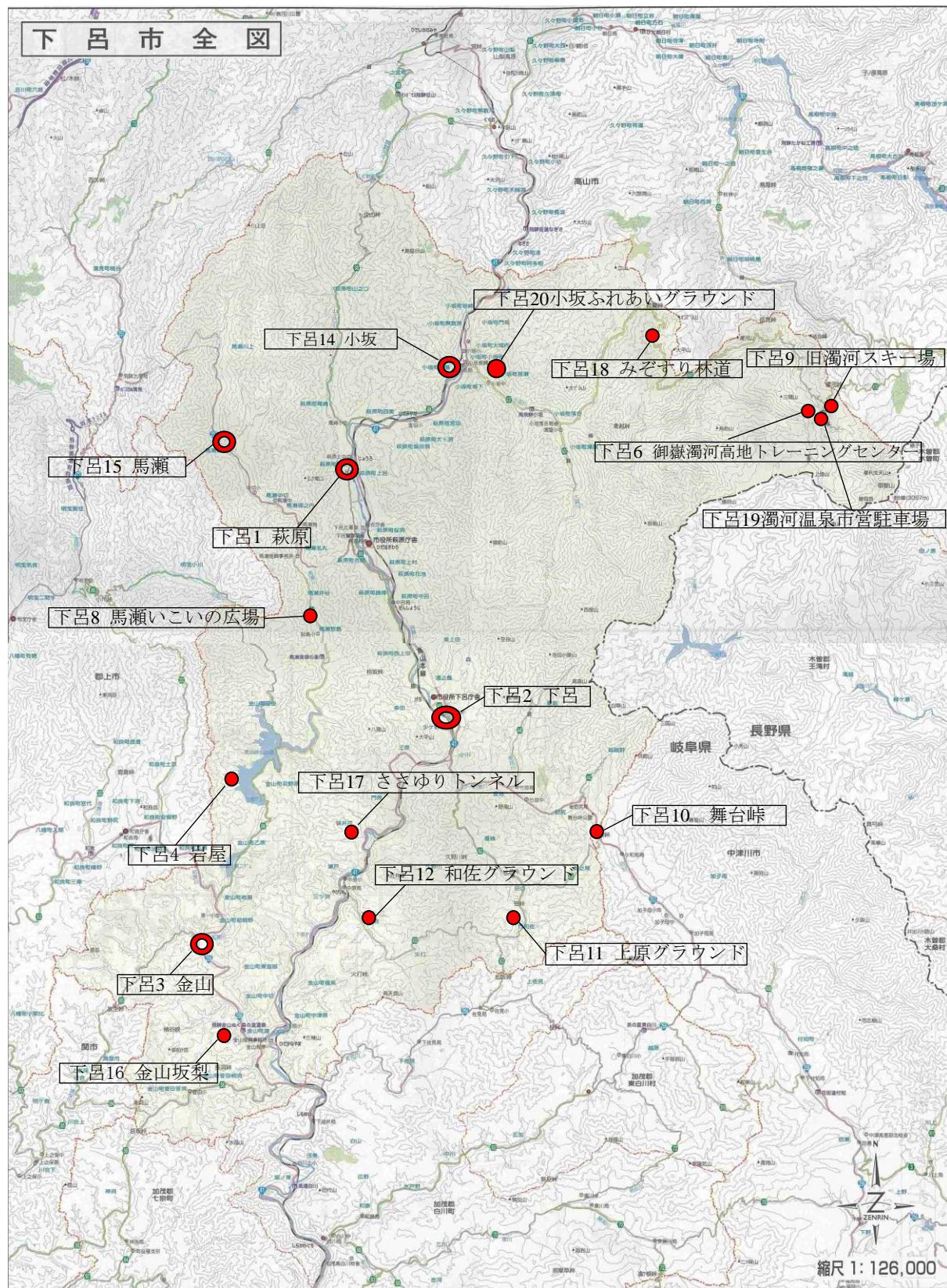
例文	<p>「こちらは、下呂市役所です。○時○分、南海トラフ地震の警戒宣言が発令されました。南海トラフを震源とする南海トラフ地震が、2・3日（数時間）以内に起こるおそれがあります。</p> <p>○○地区は、地震発生により、がけ崩れ（○○○○）の恐れがありますので、○○へ避難してください。</p> <p>なお、避難に当たっては、日頃お願いしておりますとおり、食料、飲み水、毛布などを持参し、火の元、戸締まりを確認後避難してください。」</p>
----	---

10 輸送に関する資料

10-1 防災ヘリコプター・Drヘリコプター臨時離着陸場

岐阜県防災航空隊
 平成31年1月1日現在

共通呼称	場外離着陸場名称	管理者又は所有者	管理者又は所有者の連絡先	携帯電話(可、不可)	LAT(緯度)	LON(経度)
下呂1	萩原	下呂市消防本部	0576-25-5119	可	35° 53' 52"	137° 12' 14"
下呂2	下呂	下呂市消防本部	0576-25-5119	可	35° 47' 52"	137° 15' 12"
下呂3	金山	下呂市消防本部	0576-25-5119	可	35° 42' 13"	137° 07' 34"
下呂4	岩屋	水資源開発機構 岩屋ダム管理所	0576-35-2339	可	35° 46' 05"	137° 08' 38"
下呂6	御嶽渓河高地 トレーニングセンター	市民活動推進課	0576-62-3088	可	35° 55' 39"	137° 26' 25"
下呂8	馬瀬いこいの広場	馬瀬振興事務所	0576-47-2111	可	35° 50' 23"	137° 11' 12"
下呂9	旧渓河スキーセンター	小坂振興事務所	0576-62-3111	可	35° 56' 02"	137° 26' 38"
下呂10	舞台峠	下呂市役所	0576-24-2222	可	35° 45' 11"	137° 19' 44"
下呂11	上原グランド	市民活動推進課	0576-52-2900	可	35° 43' 05"	137° 17' 21"
下呂12	和佐グランド	市民活動推進課	0576-52-2900	可	35° 43' 07"	137° 12' 17"
下呂14	小坂	下呂市消防本部	0576-25-5119	可	35° 56' 50"	137° 15' 25"
下呂15	馬瀬	下呂市消防本部	0576-25-5119	可	35° 54' 15"	137° 08' 51"
下呂16	金山坂梨	金山振興事務所	0576-32-2201	可	35° 39' 55"	137° 07' 58"
下呂17	ささゆりトンネル	岐阜県下呂土木事務所	0576-52-3111	可	35° 44' 52"	137° 12' 15"
下呂18	みぞすり林道	不明		可	35° 57' 36"	137° 21' 22"
下呂19	渓河温泉市営駐車場	小坂振興事務所	0576-62-3111	可	35° 55' 39"	137° 26' 40"
下呂20	小坂ふれあいグランド	市民活動推進課	0576-52-2900	可	35° 56' 08"	137° 16' 50"
下呂21	岩屋ダム	水資源開発機構 岩屋ダム管理所	0576-35-2339	可	35° 45' 39"	137° 09' 22"



10-2 地域内輸送拠点施設

施設名	所在地	面積(m ²)	連絡先	他用途
萩原小学校体育館	萩原町萩原1101	669	52-1600	避難所
小坂きこちゃんスタジアム	小坂町長瀬1127	800	62-2966	避難所
下呂交流会館	森2270-3	3,893	25-5000	避難所
リバーサイドスポーツセンター	金山町金山911-1	1,419	32-3300	避難所

10-3 道路通行規制基準

1 国管理道路

(中部地方整備局)
平成26年4月1日現在

路線名	規制区間	延長	通行注意	通行止	危険内容	担当事務所
国道41号	自 下呂市金山町中切 至 " 三原	17.9	連続110mm 換算70mm	連続150mm 換算100mm	雨量	高山国道工事事務所
国道41号	自 下呂市東上田字柄洞 至 " 小砂場	2.6	連続150mm	連続200mm	同上	同上
国道41号	自 下呂市小坂町門坂 至 高山市久々野町無数洞	10.6	連続110mm	連続150mm	同上	同上

2 県管理国道及び県道

(県土整備部道路維持課)
平成26年4月1日現在

路線名	規制区間	延長	規則基準値		危険内容	迂回路	担当土木事務所	指定年度
			通行注意	通行止				
県道86 金山明宝線	自 下呂市金山町岩瀬 至 下呂市金山町弓掛	km 18.6	連続60mm	連続80mm 時間30mm	雨量	なし	下呂	52
県道431 下山名丸線	自 下呂市馬瀬下山 至 下呂市馬瀬西村	7.3	連続60mm	連続80mm 時間30mm	同上	なし	下呂	52
県道441 濁河温泉線	自 下呂市小坂町落合 至 下呂市小坂町落合	21.4	連続60mm	連続80mm 時間30mm	同上	なし	下呂	49
県道98 宮萩原線	自 下呂市萩原町山之口 至 高山市久々野町	6.8	—	連続80mm 時間30mm	同上	国道41号	下呂	—
県道432 門和差瀬戸線	自 下呂市火打 至 下呂市火打	0.7	—	連続80mm 時間30mm	同上	国道41号	下呂	—

3 市道

路線名	地区	延長	規制区間	規制雨量	備考
新田線	馬瀬	m 5,734	美輝の湯露天風呂から馬瀬大橋まで		下山名丸線に合わせる。
坂本線	馬瀬	300	坂本線2		"
横谷前山線	金山	2,570	四つの滝（白滝）付近から登呂瀬線との取付付近	80mm	
渡祖師野線	金山	1,100	中田橋（奥金山）付近から下沓部集落手前	80mm	
"	金山	1,020	下沓部集落端、平山建材土場付近から谷合集落手前	80mm	
向野岩屋1線	金山	1,150	乙原集落端から岩屋ダム直下	80mm	県道金山明宝線に合わせる。
"	金山	950	馬瀬川第2ダム付近から乙原集落	80mm	
井尻大谷戸線	金山	1,850	井尻団地裏手付近から森繁雄さん宅（菅田）付近	80mm	
愛宕山林道	金山	1,400	金山生コンから井尻（七宗ダム堰堤付近）	80mm	
渡祖師野線	金山	270	境橋付近から渡（お宮手前）	80mm	
川東線	金山	420	JR「中津原トンネル」の前後	80mm	

10-4 災害時活動拠点

施設名	地区	種別	住所	備考
小坂スポーツ公園	小坂	運動施設	小坂町長瀬1064番地	グラウンド
あさぎりスポーツ公園	萩原	運動施設	萩原町羽根1696番地1	グラウンド・体育館
下呂交流会館	下呂	体育館ホール	下呂市森2270番地3	体育館・ホール・駐車場
道の駅かれん	金山	道の駅	金山町金山911番地1	宿泊施設・球場・駐車場

11 避難に関する資料

11-1 指定避難所一覧

●小坂地域

NO	施設名	住所	構造	階数	災害種別			面積	収容人員	指定緊急避難場所との重複	バリアフリー	通信手段		福祉避難所	エアコン	特記事項
					震災	浸水	土砂					TEL (0576)	FAX (0576)			
1	湯屋地区公民館	小坂町湯屋199-3	RC	2階	○	×	○	237m ² (3m ²)	79 (3m ²)	○	-	62-3090	-	-	×	
2	下呂市きこりセンター	小坂町大島987-14	木造	1階	○	×	○	500m ²	67 (3m ²)	○	○	62-3811	-	-	○	
3	小坂小学校(体育館)	小坂町小坂町1020	RC	1階	○	○	○	520m ² (3m ²)	67 (3m ²)	○	一部 ○	62-2724	62-3930	-	×	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)
	小坂小学校(校舎)		RC	4階	○	○	○				一部 ○					浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)
4	小坂中学校(体育館)	小坂町長瀬466	RC	1階	○	○	○	725m ² (3m ²)	80 (3m ²)	○	一部 ○	62-2067	62-2567	-	×	土砂災害警戒区域 (土石流)
	小坂中学校(校舎)		RC	3階	○	○	○				一部 ○					土砂災害警戒区域 (土石流)
5	湯屋体育館	小坂町湯屋46	非木造	1階	○	○	○	504m ²	67 (3m ²)	○	-	62-3111	62-3116	-	×	
6	小坂体育館	小坂町長瀬397	鉄骨	1階	×	○	○	1,500m ²	500 (3m ²)	-	○	62-3111	62-3116	-	×	土砂災害警戒区域 (土石流)
7	小坂デイサービスセンター	小坂町大島1807	RC	4階	○	○	○	801m ²	35	-	○	62-0038	62-3813	○	○	浸水想定区域
8	小坂老人保健施設	小坂町大島1807	RC	3階	○	○	○	1,356m ²	5	-	○	62-2212	62-3613	○	○	浸水想定区域

●萩原地域

NO	施設名	住所	構造	階数	災害種別			面積	収容人員	指定緊急避難場所との重複	バリアフリー	通信手段		福祉避難所	エアコン	特記事項
					震災	浸水	土砂					TEL (0576)	FAX (0576)			
1	あさぎり体育館	萩原町羽根1696-1	RC	2階	○	×	○	1,650m ²	533 (3m ²)	○	-	52-1514	52-1030	-	×	浸水想定区域
2	南部体育館	萩原町西上田653-1	RC	1階	○	○	○	530m ²	167 (3m ²)	○	-	52-2000	52-1966	-	×	
3	星雲会館	萩原町萩原1166-8	RC	4階	○	○	○	4,317m ²	533 (3m ²)	○	○	52-2000	52-1966	-	○	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)
4	山之口公民館	萩原町山之口1375	RC	1階	×	○	○	498m ²	160 (3m ²)	○	-	-	-	-	×	土砂災害警戒区域 (土石流)
5	みやだ子育て・保育ステーション	萩原町大ヶ洞74-3	RC	1階	○	×	○	482m ²	67 (3m ²)	○	-	55-0521	55-0521	-	○	
6	みなみこども園	萩原町萩原600-1	RC 一部木造	1階	○	○	○	2,323m ²	367 (3m ²)	○	○	52-2560	52-4366	-	○	土砂災害警戒区域 (急傾斜)
7	きたこども園	萩原町野上768	木造	1階	○	○	○	3,741m ²	133 (3m ²)	○	-	55-0322	55-0886	-	○	浸水想定区域
8	尾崎小学校(体育館) " (校舎)	萩原町尾崎973	鉄骨 RC	1階 3階	○ ○	○ ○	○ ○	2,792m ²	413 (3m ²)	○ 一部 ○	一部 ○	55-0001 54-1678		-	×	土砂災害警戒区域 (土石流)
9	萩原北中学校(体育館) " (校舎)	萩原町尾崎61	鉄骨 RC	1階 3階	○ ○	○ ○	○ ○	4,114m ²	713 (3m ²)	○ 一部 ○	一部 ○	55-0070 55-0945		-	×	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (急傾斜)
10	萩原小学校(体育館) " (校舎)	萩原町萩原1101	RC RC	1階 4階	○ ○	○ ○	○ ○	6,203m ²	613 (3m ²)	○ 一部 ○	一部 ○	52-1600 52-1886		-	×	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)
																浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)

NO	施設名	住所	構造	階数	災害種別			面積	収容人員	指定緊急避難場所との重複	バリアフリー	通信手段		福祉避難所	エアコン	特記事項
					震災	浸水	土砂					TEL (0576)	FAX (0576)			
11	萩原南中学校(体育館)	萩原町萩原579	RC	1階	○	○	○	5,493m ²	927 (3m ²)	○	一部 ○	52-1109	52-3780	-	×	
	" (校舎)			3階	○	○	○							-	○	
12	宮田小学校(体育館)	萩原町宮田1340-1	RC	1階	○	○	×	2,919m ²	480 (3m ²)	○	一部 ○	55-0077	54-1667	-	×	土砂災害警戒区域 (土石流)
	" (校舎)			3階	○	○	○							-	○	土砂災害警戒区域 (土石流)
13	益田清風高校体育館	萩原町萩原326-1	非木造	1階	○	○	○	1,350m ²	447 (3m ²)	○	-	52-1021	52-1369	-	×	土砂災害警戒区域 (土石流)
14	岐阜県下呂総合庁舎	萩原町羽根2605-1	RC	5階	○	○	○	267m ²	80 (3m ²)	○	○	52-3111	-	-	○	浸水想定区域
15	あさんず会館	萩原町尾崎9-6	RC	2階	○	○	○	161m ²	53 (3m ²)	-	○	55-0234	-	-	○	浸水想定区域
16	やすらぎセンター四美	萩原町四美861-1	RC	1階	○	○	○	790m ²	35	-	○	56-4010	56-4011	○	○	
17	やすらぎセンター萩	萩原町萩原1166-8	RC	1階	○	×	○	616m ²	20	-	○	52-4688	52-4689	○	○	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)
18	益田山ゆり園	萩原町尾崎958-302	RC	2階	○	○	○	1,780m ²	4	-	○	52-1240	54-1262	○	○	土砂災害警戒区域 (土石流)
19	あさぎりサニーランド	萩原町羽根2710-3	RC	1階	○	○	○	98m ²	9~10組	-	○	52-1279	52-3067	○	○	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)

●下呂地域

[下呂防13]

NO	施設名	住所	構造	階数	災害種別			面積	収容人員	指定緊急避難場所との重複	バリアフリー	通信手段		福祉避難所	エアコン	特記事項
					震災	浸水	土砂					TEL (0576)	FAX (0576)			
1	竹原公民館	宮地288-1	RC	1階	○	○	○	472m ²	153 (3m ²)	○	-	26-3108	-	-	○	土砂災害警戒区域 (急傾斜)
2	上原公民館	門和佐3687-2	RC	2階	○	○	○	509m ²	167 (3m ²)	○	-	27-1256	-	-	×	土砂災害警戒区域 (土石流)
3	中原公民館	焼石2926	木造	1階	○	×	○	509m ²	167 (3m ²)	○	-	28-2012	-	-	○	浸水想定区 土砂災害警戒区域 (土石流)
4	わかばこども園	小川1048-1	鉄筋コンクリート	2階	○	○	○	1,765m ²	287 (3m ²)	○	-	25-2333	24-1367	-	○	土砂災害警戒区域 (土石流)
5	たけはらこども園	乗政1005-1	木造一部鉄骨	1階	○	○	○	1,507m ²	152 (3m ²)	○	○	26-2044	26-2044	-	○	土砂災害警戒区域 (土石流)
6	かみはら子育て・保育ステーション	門和佐3688	鉄筋コンクリート	2階	○	○	○	439m ²	60 (3m ²)	○	-	27-1205	27-1205	-	○	土砂災害警戒区域 (急傾斜)
7	なかはら子育て・保育ステーション	焼石3530-1	鉄筋コンクリート	1階	○	×	○	436m ²	87 (3m ²)	○	-	28-2146	28-2146	-	×	浸水想定区域
8	上原小学校(体育館) " (校舎)	夏焼3055	RC	1階	○	○	○	590m ²	400 (3m ²)	○	○	27-1007	27-1275	-	×	土砂災害警戒区域 (土石流)
			RC	3階	○	○	○			○	○			-	○	土砂災害警戒区域 (土石流)
9	下呂小学校(体育館) " (校舎)	森285	RC	1階	○	×	○	6,310m ²	667 (3m ²)	○	○	25-2459	25-3088	-	×	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)
			RC	4階	○	○	○			○	○			-	○	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)
10	下呂中学校(体育館) " (校舎)	森455-1	RC	1階	○	×	○	4,358m ²	820 (3m ²)	○	○	25-2732	24-1051	-	×	浸水想定区域
			RC	4階	○	○	○			○	○			-	○	浸水想定区域

NO	施設名	住所	構造	階数	災害種別			面積	収容人員	指定緊急避難場所との重複	バリアフリー	通信手段		福祉避難所	エアコン	特記事項
					震災	浸水	土砂					TEL (0576)	FAX (0576)			
11	竹原小学校(体育館)	宮地600	RC	1階	○	○	○	2,490m ²	420 (3m ²)	○	○	26-2027	26-3360	-	×	
	" (校舎)			3階	○	○	○			○	○			-	○	
12	竹原中学校(体育館)	宮地2714	RC	1階	○	○	×	2,440m ²	540 (3m ²)	○	○	26-2009	26-2113	-	×	土砂災害警戒区域 (急傾斜・土石流)
	" (校舎)			4階	○	○	×			○	○			-	○	土砂災害警戒区域 (急傾斜・土石流)
13	旧中原小学校(体育館)	焼石3552-1	RC	1階	○	×	×	2,490m ²	347 (3m ²)	○	○	28-2014	28-2107	-	×	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (急傾斜)
	" (校舎)			3階	○	×	○			○	○			-	○	浸水想定区域
14	下呂市民会館	森801-10	RC	3階	○	○	○	800m ²	267 (3m ²)	○	○	25-2252	25-3010	-	○	浸水想定区域
15	下呂交流会館	森2270-3	RC	4階	○	○	○	10,576m ²	1,733 (3m ²)	○	○	25-5000	25-5008	-	○	
16	下呂特別支援学校体育館	小川432-1	非木造	1階	○	○	○	1,350m ²	447 (3m ²)	○	一部 ○	24-1016	24-1018	-	×	県管理物件
17	下呂デイサービスセンター	森883-1	RC	4階	○	×	○	549m ²	15	-	○	25-2082	25-4581	○	○	浸水想定区域
18	上原デイサービスセンター	田口678-2	非木造	2階	○	○	×	278m ²	40	-	○	27-2010	27-1771	○	○	土砂災害警戒区域 (急傾斜)
19	中原なごみ庵	和佐2400	木造	1階	○	○	○	169m ²	15	-	○	28-4013	28-4018	○	○	浸水想定区域
20	下呂市障がい者総合支援センター	森134-1	鉄骨造	2階	○	×	○	373m ²	40	-	○	25-6680	25-4300	○	○	浸水想定区域

NO	施設名	住所	構造	階数	災害種別			面積	収容人員	指定緊急避難場所との重複	バリアフリー	通信手段		福祉避難所	エアコン	特記事項
					震災	浸水	土砂					TEL (0576)	FAX (0576)			
21	下呂福祉会館	森883-1	RC	4階	○	×	○	549m ²	15	-	○	25-2082	25-4581	○	○	浸水想定区域
22	さわやかナーシング下呂	乗政1267-5	RC	3階	○	○	○	232m ²	24	-	○	26-3630	26-3640	○	○	土砂災害警戒区域 (土石流)

●金山地域

NO	施設名	住所	構造	階数	災害種別			面積	収容人員	指定緊急避難場所との重複	バリアフリー	通信手段		福祉避難所	エアコン	特記事項
					震災	浸水	土砂					TEL (0576)	FAX (0576)			
1	リバーサイド スポーツセンター	金山町金山911-1	RC	2階	○	×	○	1,419m ²	467 (3m ²)	○	一部 ○	32-3300	34-0055	-	○	土砂災害警戒区域 (土石流)
2	下原公民館	金山町大船渡600-8	RC	1階	○	○	○	224m ²	75 (3m ²)	○	○	32-2201	-	-	○	浸水想定区域
3	かなやまこども園	金山町金山2301-3	鉄筋 コンクリート	2階	○	○	○	288m ²	96 (3m ²)	○	○	32-2373	32-4392	-	○	土砂災害警戒区域 (急傾斜)
4	金山小学校(体育館)	金山町金山2151	RC	1階	○	○	×	750m ²	250 (3m ²)	○	○	32-2056	32-4389	-	×	土砂災害警戒区域 (急傾斜)
	" (校舎)		RC	4階	○	○	○			○	○			-	○	土砂災害警戒区域 (急傾斜)
5	金山中学校(体育館)	金山町金山2619	RC	1階	○	○	×	883m ²	294 (3m ²)	○	○	32-2044	34-0039	-	×	土砂災害警戒区域 (急傾斜)
	" (校舎)		RC	4階	○	○	○			○	○			-	○	土砂災害警戒区域 (急傾斜)
6	下原体育館 (旧下原小校舎)	金山町下原町113	RC	1階	○	×	○	750m ²	250 (3m ²)	○	○	32-2071	32-4382	-	×	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (急傾斜)
			RC	3階	○	×	○			○	○			-	○	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (急傾斜)
7	菅田体育館 (菅田集学校)	金山町菅田桐洞117	RC	1階	○	○	×	720m ²	240 (3m ²)	○	○	33-2006	33-2061	-	×	土砂災害警戒区域 (土石流)
			RC	3階	○	○	×			○	○			-	○	土砂災害警戒区域 (急傾斜)

NO	施設名	住所	構造	階数	災害種別			面積	収容人員	指定緊急避難場所との重複	バリアフリー	通信手段		福祉避難所	エアコン	特記事項
					震災	浸水	土砂					TEL (0576)	FAX (0576)			
8	東第一体育館	金山町祖師野224-1 (旧東第一小校舎)	RC	1階	○	○	○	705m ²	235 (3m ²)	○	○	35-2015	35-2162	-	×	土砂災害警戒区域 (急傾斜)
				3階	○	○	○			○	○			-	○	
9	金山市民会館	金山町金山2294	RC	3階	○	○	○	458m ²	153 (3m ²)	○	○	32-2449	32-4722	-	○	土砂災害警戒区域 (急傾斜)
10	菅田公民館	金山町菅田桐洞699-3	木造	2階	×	○	○	180m ²	60 (3m ²)	○	○	33-2001	34-0002	-	○	
11	東公民館	金山町岩瀬781-4	RC	2階	○	○	○	183m ²	60 (3m ²)	○		35-2001	35-2601	-	○	
12	いきいきセンター	金山町菅田桐洞4101	RC	1階	○	×	○	70m ²	23 (3m ²)	○	○	32-4010	-	-	○	
13	健康館	金山町金山973-2	RC	2階	○	×	○	320m ²	107 (3m ²)	○	○	-	-	-	○	土砂災害警戒区域 (土石流・急傾斜)
14	金山デイサービスセンター	金山町金山973-7	RC	4階	○	○	○	156m ²	35	-	○	34-0170	34-0170	○	○	土砂災害警戒区域 (土石流)
15	下呂市障がい者総合支援センター金山支所	金山町大船渡600-8	RC	5階	○	○	○	4,410m ²	20	-	一部 ○	32-2817	34-0058	○	○	浸水想定区域
16	かなやまサニーランド	金山町金山973-7	RC	3階	○	○	○	189m ²	13	-	○	32-4800	34-0128	○	○	土砂災害警戒区域 (土石流)

●馬瀬地域

NO	施設名	住所	構造	階数	災害種別			面積	収容人員	指定緊急避難場所との重複	バリアフリー	通信手段		福祉避難所	エアコン	特記事項
					震災	浸水	土砂					TEL (0576)	FAX (0576)			
1	わかあゆ子育て・保育ステーション	馬瀬名丸1041	木造	1階	○	○	○	200m ²	67 (3m ²)	○	○	47-2107	47-2621	-	○	土砂災害警戒区域(急傾斜)
2	馬瀬小学校(体育館)	馬瀬中切976	木造	1階	○	○	○	450m ²	150 (3m ²)	○	○	47-2151	47-0013	-	×	土砂災害警戒区域(土石流)
	" (校舎)		木造	2階	○	○	○			○	○			-	○	土砂災害警戒区域(土石流)
3	清流ふれあい会館	馬瀬中切1281-1	木造	1階	○	○	○	260m ²	87 (3m ²)	○	○	47-2111	47-2621	-	○	土砂災害警戒区域(土石流)
4	馬瀬中央公民館	馬瀬名丸406	RC	1階	○	○	○	450m ²	150 (3m ²)	○	○	47-2111	47-2621	-	○	土砂災害警戒区域(急傾斜)
5	惣島いこいの家	馬瀬惣島1710	木造	1階	○	○	○	190m ²	63 (3m ²)	○	○	-	-	-	○	土砂災害警戒区域(土石流)
6	デイサービスセンターつづじ苑	馬瀬名丸1041	非木造	1階	○	○	○	616m ²	15	-	○	47-2225	47-2228	○	○	土砂災害警戒区域(急傾斜)
7	粹・いき馬瀬の元気館	惣島1518	木造	2階	○	○	○	132m ²	16	-	○	47-2626	47-2727	○	○	土砂災害警戒区域(土石流)
8	グループホーム馬瀬村	名丸27-1	木造	1階	○	○	○	26m ²	6	-	○	47-2020	47-2025	○	○	土砂災害警戒区域(急傾斜)

11-2 指定緊急避難場所一覧

●小坂地域

NO	施設名	住所	構造	災害種別			広域避難場所	面積	収容人員	通信手段		特記事項
				震災	浸水	土砂				TEL (0576)	FAX (0576)	
1	小坂小学校グラウンド	小坂町小坂町1020	クレイ	○	○	○		6,916m ²	2,300 (3m ²)	62-2724	62-3930	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)
2	小坂中学校グラウンド	小坂町長瀬466	クレイ	○	○	○		10,466m ²	3,400 (3m ²)	62-2067	62-2567	土砂災害警戒区域 (土石流)
3	きこりセンター駐車場	小坂町大島987-14	アスファルト	○	×	○		1,380m ²	460 (3m ²)	62-3811	-	浸水想定区域
4	小坂ふれあいグラウンド	小坂町長瀬1064	クレイ	○	○	○	○	11,400m ²	3,800 (3m ²)	-	-	-
5	きこちゃんスタジアム	小坂町長瀬1064	グリーンサンド	○	○	○		800m ²	260 (3m ²)	-	-	室内グラウンド
6	湯屋グラウンド	小坂町湯屋46	クレイ	○	○	○		3,625m ²	1,200 (3m ²)	62-3111	62-3116	-
7	道の駅南飛驒小坂はなもも	小坂町赤沼田11-1	アスファルト	○	×	○		2,100m ²	700 (3m ²)	62-1011	62-1011	-

●萩原地域

NO	施設名	住所	構造	災害種別			広域避難場所	面積	収容人員	通信手段		特記事項
				震災	浸水	土砂				TEL (0576)	FAX (0576)	
1	あさぎり公園	萩原町羽根1696-1	クレイ	○	×	○	○	10,785m ²	8,500 (3m ³)	52-1514	52-1030	浸水想定区域
2	宮田小学校グラウンド	萩原町宮田1340-1	クレイ	○	○	○		4,744m ²	1,500 (3m ³)	55-0077	54-1667	土砂災害警戒区域 (土石流)
3	みやだ子育て・保育ステーショングラウンド	萩原町大ヶ洞74-3	クレイ	○	○	×		600m ²	200 (3m ³)	55-0521	55-0521	砂防指定地
4	北部憩いの広場	萩原町山之口748-1	クレイ	○	○	○		1,800m ²	600 (3m ³)	-	-	土砂災害警戒区域 (土石流)
5	尾崎小学校グラウンド	萩原町尾崎973	クレイ	○	○	○		7,218m ²	2,400 (3m ³)	55-0001	54-1678	土砂災害警戒区域 (土石流)
6	萩原北中学校グラウンド	萩原町尾崎61	クレイ	○	×	○		9,554m ²	3,100 (3m ³)	55-0070	55-0945	浸水想定区域
7	きたこども園グラウンド	萩原町野上768	クレイ	○	×	○		900m ²	300 (3m ³)	55-0322	55-0886	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)
8	萩原小学校グラウンド	萩原町萩原1101	クレイ	○	×	○		8,083m ²	2,600 (3m ³)	52-1600	52-1886	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)
9	星雲会館駐車場	萩原町萩原町1166-8	アスファルト	○	○	○		1,750m ²	550 (3m ³)	52-2000	52-1966	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)
10	益田清風高校グラウンド	萩原町萩原326-1	クレイ	○	○	○		13,950m ²	4,600 (3m ³)	52-1021	52-1369	土砂災害警戒区域 (土石流)
11	萩原南中学校グラウンド	萩原町萩原579	クレイ	○	○	○		12,238m ²	4,000 (3m ³)	52-1109	52-3780	
12	みなみこども園グラウンド	萩原町萩原600-1	クレイ	○	○	○		2,100m ²	700 (3m ³)	52-2560	52-4366	
13	下呂総合庁舎グラウンド・駐車場	萩原町羽根2605-1	クレイ・アスファルト	○	×	○		8,400m ²	2,800 (3m ³)	52-3111		浸水想定区域

●下呂地域

NO	施設名	住所	構造	災害種別			広域 避難 場所	面積	収容 人員	通信手段		特記事項
				震災	浸水	土砂				TEL (0576)	FAX (0576)	
1	湯之島グラウンド	湯之島97-1	クレイ	○	×	○		8,250m ²	2,700 (3m ³)	23-1050	23-1050	浸水想定区域
2	湯本湯けむり広場	幸田1154-1	土	○	×	○		3,225m ²	1075 (3m ³)	25-7030	25-3252	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)
3	幸の瀬湯けむり広場	幸田1162	土	○	×	○		5,078m ²	1692 (3m ³)	25-7030	25-3252	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)
4	下呂市営パーキング	森1126-1	アスファルト	○	○	○		2,692m ²	890 (3m ³)			土砂災害警戒区域 (土石流)
5	下呂小学校グラウンド	森285	クレイ	○	×	○		6,400m ²	2,100 (3m ³)	25-2459	25-3088	浸水想定区域
6	下呂中学校グラウンド	森455-1	クレイ	○	×	○	○	11,350m ²	3,700 (3m ³)	25-2732	24-1051	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)
7	下呂交流会館駐車場	森2270-3	アスファルト	○	○	○		2,100m ²	700 (3m ³)	25-5000	25-5008	
8	イベント広場(仮称)	森1132-3	アスファルト	○	○	○		1,586m ²	528 (3m ³)			土砂災害警戒区域 (土石流)
9	阿多野湯けむり広場	森1075-1	アスファルト	○	○	○		1,430m ²	476 (3m ³)			浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)
10	下呂特別支援学校グラウンド	小川432-1	クレイ	○	○	○		15,478m ²	5,100 (3m ³)	24-1016	24-1018	
11	わかばこども園グラウンド	小川1048-1	クレイ	○	○	○		2,700m ²	900 (3m ³)	25-2333	24-1367	土砂災害警戒区域 (土石流)
12	つつじが丘公園野球場	少ヶ野1827-111	クレイ	○	○	○		9,000m ²	3,000 (3m ³)			土砂災害警戒区域 (土石流)
13	竹原小学校グラウンド	宮地600	クレイ	○	○	○		7,200m ²	2,400 (3m ³)	26-2027	26-3360	

NO	施設名	住所	構造	災害種別			広域避難場所	面積	収容人員	通信手段		特記事項
				震災	浸水	土砂				TEL (0576)	FAX (0576)	
14	竹原中学校グラウンド	宮地2714	クレイ	○	○	×		6,709m ²	2,200 (3m ²)	26-2009	26-2113	土砂災害警戒区域 (急傾斜・土石流)
15	たけはらこども園グラウンド	乗政1005-1	クレイ	○	○	○		998m ²	330 (3m ²)	26-2044	26-2044	土砂災害警戒区域 (土石流)
16	東部グラウンド	御厩野22-1	クレイ	○	○	○		3,900m ²	1,300 (3m ²)			
17	上原小学校グラウンド	夏焼3055	クレイ	○	○	○		4,002m ²	1300 (3m ²)	27-1007	27-1275	土砂災害警戒区域 (急傾斜・土石流)
18	上原グラウンド	門和佐3943-1	クレイ	○	○	○		5,000m ²	1,600 (3m ²)			
19	上原テニスコート	門和佐3943-1	クレイ	○	○	○		2,500m ²	800 (3m ²)			
20	かみはら子育て・保育ステーショングラウンド	門和佐3688	クレイ	○	○	○		1,500m ²	500 (3m ²)	27-1205	27-1205	土砂災害警戒区域 (土石流)
21	中原小学校グラウンド	焼石3552-1	クレイ	○	×	○		5,504m ²	1,800 (3m ²)	28-2014	28-2107	浸水想定区域
22	なかはら子育て・保育ステーショングラウンド	焼石3530-1	クレイ	○	×	○		1,200m ²	400 (3m ²)	28-2146	28-2146	浸水想定区域
23	下呂和佐グラウンド	和佐2394	クレイ	○	×	○		10,004m ²	3,300 (3m ²)			浸水想定区域

●金山地域

NO	施設名	住所	構造	災害種別			広域避難場所	面積	収容人員	通信手段		特記事項
				震災	浸水	土砂				TEL (0576)	FAX (0576)	
1	市営駅前駐車場	金山町大船渡339-2	アスファルト	○	○	○		1,000m ²	300 (3m ³)			浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)
2	下原グラウンド	金山町下原113	クレイ	○	×	○		4,895m ²	1,600 (3m ³)	26-2027	26-3360	浸水想定区域
3	金山小学校グラウンド	金山町金山2151	クレイ	○	○	○		3,000m ²	1,000 (3m ³)	32-2056	32-4389	
4	金山テニスコート	金山町金山2151	クレイ	○	○	○		1,250m ²	400 (3m ³)			
5	かなやまこども園グラウンド	金山町金山2301-3	クレイ	○	○	○		1,200m ²	400 (3m ³)	32-2373	32-4392	
6	金山中学校グラウンド	金山町金山2619	クレイ	○	○	×		20,676m ²	6,800 (3m ³)	32-2044	34-0039	土砂災害警戒区域 (急傾斜)
7	リバーサイドスタジアム	金山町金山911-1	クレイ	○	○	○	○	10,000m ²	3,300 (3m ³)	32-3300	34-0055	土砂災害警戒区域 (土石流)
8	道の駅かれん	金山町金山911-1	アスファルト	○	○	○		1,680m ²	500 (3m ³)	32-4855	32-4777	土砂災害警戒区域 (土石流)
9	東第一グラウンド	金山町祖師野224-1	クレイ	○	○	○		9,555m ²	3,100 (3m ³)	32-2015	32-2162	
10	菅田グラウンド	金山町菅田桐洞117	クレイ	○	○	○		5,089m ²	1,600 (3m ³)	33-2006	33-2061	土砂災害警戒区域 (土石流)

●馬瀬地域

NO	施設名	住所	構造	災害種別			広域避難場所	面積	通信手段		特記事項	
				震災	浸水	土砂			TEL (0576)	FAX (0576)		
1	馬瀬神原ふれあい広場	馬瀬数河1262-2	ハードコート	○	○	○		6,791m ²	2,200 (3m ²)			
2	馬瀬小学校グラウンド	馬瀬中切976	クレイ	○	○	○		3,477m ²	1,100 (3m ²)	47-2151	47-0013	土砂災害警戒区域 (土石流)
3	馬瀬グラウンド	馬瀬中切1852	クレイ	○	○	○		8,650m ²	2,800 (3m ²)			土砂災害警戒区域 (急傾斜)
4	わかあゆ子育て・保育ステーショングラウンド	馬瀬名丸1041	クレイ	○	○	○		1,700m ²	1,100 (3m ²)	47-2107	47-2621	土砂災害警戒区域 (急傾斜)
5	馬瀬憩いの広場	馬瀬惣島1700	クレイ	○	×	○	○	10,000m ²	3,000 (3m ²)			浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)
6	栃尾ふれあい広場	馬瀬惣島789	ハードコート	○	○	○		6,791m ²	480 (3m ²)	-	-	土砂災害警戒区域 (急傾斜)
7	道の駅馬瀬美輝の里	馬瀬西村1695	アスファルト	○	×	○		1,800m ²	600 (3m ²)	47-2133	47-2133	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 (土石流)

指定避難所 66箇所（うち指定一般避難所53箇所、指定福祉避難所13箇所）
 指定緊急避難場所 113箇所（うち指定避難所との重複指定53箇所）

12 災害危険箇所に関する資料

12-1 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）一覧

1 危険箇所（I）

人家戸数5戸以上、又は5戸未満であっても病院、社会福祉施設等の公共建物がある箇所

(下呂土木事務所)
平成16年4月1日現在

※備考欄の○：急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

箇 所 名	所 在 地			保全人家 戸 数	公共建物	備 考
	地 域	大 字	小 字			
小洞	萩原	西上田	小洞	6	2	
多保木		西上田	多保木	3	1	○
巾下		野上	巾下	15	3	○
ヲシ洞		中呂	ヲシ洞	6	0	
平沢		尾崎	平沢	7	0	○
沼		中呂	沼	16	0	○
森下		上村	森下	42	0	○
サイラノ		上呂	サイラ野	14	0	
見座島		四美	見座島	10	0	○
寺山		奥田洞	寺山	5	1	○
垣内		四美	垣内	11	0	○
カミヤ		山之口	カミヤ	7	1	○
尾之上		山之口	尾之上	10	2	○
呼ヶ平		山之口	呼ヶ平	5	0	○
カジヤ		山之口	カジヤ	2	1	
小四郎		萩原	小四郎	6	3	○
狐塚		萩原	狐塚	2	1	○
下カミヤ		山之口	カミヤ	8	2	○
イノ洞		山之口	カジヤ	12	0	
小瀬		野上	小瀬	6	0	
力石		羽根	力石	13	0	
柳添		西上田	柳添	8	0	
釜ヶ野		西上田	小洞	22	0	
森		上呂	森	5	0	

12-1 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）一覧

箇所名	所在地			保全人家 戸数	公共建物	備考
	地域	大字	小字			
三本松	萩原	桜洞	三本松	12	0	
中北		花池	中北	14	1	
上之田		山之口	上之田	9	0	
垣内2		四美	山ノ平	8	0	○
龍泉寺		上呂	ヨロノ	6	1	○
横井		羽根	横井	15	0	
上段		羽根	上段	9	0	○
黍生		尾崎	黍生	0	1	
瀧ノ澤		中呂	瀧ノ沢	4	1	
杉秋		上呂	小洞	10	0	
筒井		上呂	筒井	13	1	
下ナギ		四美	下ナキ	0	1	
湯ノ平2		大ヶ洞	湯ノ平	2	1	
イモジヤ		桜洞	いもじや	8	1	
イモジヤ2		桜洞	いもじや	5	0	
用曾洞		中呂	用曾洞	0	1	
稗畠		西上田	稗畠	8	1	
小洞2		西上田	小洞	0	1	
小洞3		西上田	小洞	0	1	
カミヤ2		山之口	カミヤ	4	1	
森2		上呂	森	5	0	
内垣内		宮田	中垣内	2	1	
向林		大ヶ洞	向林	8	0	
向平		羽根	向平	5	0	
上段2		羽根	上平	1	1	
西ヶ尾		西上田	西ヶ尾	23	0	
西高	小坂	四美	西高	5	0	
大谷		古関	森坂	15	1	○
上之田2		山之口	上之田	13	0	
川サビ		大島	川サビ	24	0	○
山小瀬		大島	山小瀬	12	1	○
山下		大島	山下	15	2	○
前田		小坂	前田	46	3	○
水口		小坂	水口	35	2	○

12-1 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）一覧

箇 所 名	所 在 地			保全人家 戸 数	公共建物	備 考
	地 域	大 字	小 字			
川井田	小 坂	小坂	川井田	34	1	○
清水平		坂下	清水平	30	1	○
白土洞		長瀬	白土洞	21	0	○
深作		赤沼田	深作	24	2	
下落合		落合	水ヶ平山	22	5	○
小井戸		湯屋	小井戸	32	1	
道上		門坂	道上	5	0	○
樋口		門坂	樋口	6	1	
川原なぎ		岩崎	川原ナギ	4	2	
湯屋		湯屋	湯屋	3	1	
こめが平		門坂	コメガ平	0	2	
峠下		大垣内	峠下	5	0	
狐洞		小坂	前平	2	1	
湯の平		大島	湯ノ平	2	1	
溝上		坂下	溝上	8	1	
蕨の洞		坂下	蕨野洞	5	0	
ヤシロ平		長瀬	ヤシロ平	4	2	
ヤシロ平2		長瀬	ヤシロ平	5	0	
森ヶ平		長瀬	森ヶ平	11	0	
猿沢		湯屋	猿沢	11	0	
上ヶ洞		湯屋	上ヶ洞	8	2	
唐谷		落合	唐谷	0	2	
ヤシロ平3		長瀬	ヤシロ平	16	1	
田の幅		赤沼田	田之幅	10	0	
森の上		落合	森ノ上	6	1	
のぞき岩		落合	ノゾキイワ	0	1	
保木口	下 呂	東上田	ビン谷	25	1	○
湯之島		湯之島	平岩	372	2	○
細野		幸田	細野	46	4	
芦谷		幸田	芦谷	48	4	○
羽根		森	羽根	36	3	○
川戸平		少ヶ野	川戸平	38	1	○
少ヶ野		少ヶ野	シミズダ	65	4	○
小瀬		小川	小瀬	6	2	

12-1 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）一覧

箇所名	所在地			保全人家 戸数	公共建物	備考
	地域	大字	小字			
小瀬	下呂	小川	小瀬	37	3	○
道添		小川	道添	22	0	○
三原		三原	ヲオヒラ	18	1	○
大渕		小川	大渕	42	1	○
荒神洞		宮地	荒神洞	20	0	
豊洞		宮地	豊洞	25	1	○
奥柄		乗政	奥柄	5	0	○
庚神ヶ尾		田口	庚神ヶ尾	13	2	○
前山平		門原	前山平	5	1	
清水ヶ平		門原	清水平	6	0	
瀬戸		瀬戸	前平	35	1	○
三ツ渕		三ツ渕		11	1	○
柄洞		焼石	柄洞	6	0	○
島田		和佐	島田	18	1	○
一色		火打	一色	11	0	○
高ヶ平		火打	高ヶ平	12	1	○
下垣内		東上田	下垣内	16	0	○
上見		夏焼	上見	7	1	○
橋戸平1		夏焼	橋戸平	6	1	○
諸平		蛇之尾	諸平	5	0	○
島平		乗政	島ヶ平	12	0	○
殿町		森	(殿町)	55	0	
林		門和佐	林	16	2	○
奥井屋		小川	奥井屋	0	1	
おんまか		少ヶ野	ノボリヲ	0	1	
不動洞		蛇之尾	不動洞	1	1	
御堂ノ前		久野川	御堂ノ前	1	1	
びん谷		東上田	ビン谷	0	1	
小屋ノ宮		東上田	柄洞	0	1	
川戸平2		少ヶ野	川戸平	10	0	
なかをこたる		三原	ナカヲコタル	1	1	
大開		小川	大開	59	2	
春山		乗政	春山	1	1	

12-1 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）一覧

箇所名	所在地			保全人家 戸数	公共建物	備考
	地域	大字	小字			
仏洞	下呂	小川	仏洞	10	0	
井口		小川	井口	6	0	
とこなべ		小川	トコナベ	0	1	
栃山		小川	栃山	0	1	
まんだ尾		宮地	マンダ尾	13	0	
宮ノ前		宮地	宮ノ前	7	0	
竹ノ腰		宮地	竹ノ腰	2	0	○
大洞		焼石	大洞	1	2	
野首		焼石	野首	1	1	○
笛島		瀬戸	笛島	0	1	
洞戸		蛇之尾	洞戸	5	0	
中野		門和佐	中野	6	2	
桑原		火打	桑原	1	1	
平ヶ袖		東上田	平ヶ袖	5	0	
フドノ		東上田	大沢	7	0	
かめがいし		三原	カメガイシ	2	1	
暮石		乗政	暮石	5	0	
渡合野		瀬戸	渡合野	1	1	
どうかい洞		夏焼	どうかい洞	7	0	
高ヶ平2	金山	火打	高ヶ平	6	0	
桑原2		火打	桑原	6	0	
ホキガ平		門和佐	ホキガヒラ	2	1	
加倉		門和佐	加倉	12	0	
宮の前		大船渡	宮の前	10	0	
紙屋		金山	(中井尻)	8	0	○
御滝		金山	御滝	53	0	○
十王坂		金山	十王坂	29	0	○
トドメキ		金山	トドメキ	43	3	○
藤倉		金山	藤倉	10	0	
妙見町		金山	(妙見町)	27	0	○
田渕		金山	田渕	5	0	
白山		金山	(白山)	22	1	○
下沓部		東沓部	(下沓部)	8	0	

12-1 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）一覧

箇所名	所在地			保全人家 戸数	公共建物	備考
	地域	大字	小字			
清水	金山	東沓部	清水	7	0	
觀音		東沓部	觀音	12	0	
万場トロゼ		戸部	万場トロゼ	14	0	
天神堂		戸部	天神堂	12	0	○
祖師野		祖師野		17	0	
広瀬		岩瀬	廣瀬洞	5	0	○
下廻津		岩瀬	下モ廻津	19	0	
下大谷戸		菅田桐洞	小山	13	0	○
中大谷戸		菅田桐洞	縣	5	0	
上大谷戸		菅田桐洞	中野	12	0	○
高屋		菅田桐洞	又八	25	1	○
万場		菅田桐洞	萬場	43	3	○
尾崎		菅田桐洞	尾崎	13	0	○
沖田		菅田桐洞	沖田	9	0	○
和田		菅田桐洞	和田	29	1	○
平瀬		菅田桐洞	平瀬	5	0	○
与市野		菅田桐洞	(与市野)	14	0	○
黒川口		菅田笹洞	黒川口	10	1	○
黒川		菅田笹洞	黒川	5	1	
前山口		菅田笹洞	前山向	13	0	○
中前山		菅田笹洞	中前山	12	1	○
上前山		菅田笹洞	上前山	13	0	○
上袋坂		菅田笹洞	上袋坂	7	0	○
鹿通		菅田笹洞	鹿通	8	0	
舟野		戸部	船野	39	1	
笹洞口		菅田笹洞	下田ノ上	7	0	○
内谷戸		菅田桐洞	内谷戸	6	0	○
茅野		祖師野	茅野	0	2	
下羽根		岩瀬	下羽根	1	1	
笹洞新田		菅田笹洞	(笹洞新田)	1	1	
目黒		菅田桐洞	目黒	4	1	
石佛		福来	石佛	1	1	
石井		金山	石井	3	1	
田島		田島	宮之前	3	1	

12-1 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）一覧

箇所名	所在地			保全人家 戸数	公共建物	備考
	地域	大字	小字			
信濃柿	金山	弓掛	信濃柿	2	1	
上平		弓掛	上平	2	1	
小松平		卯野原	小松平	0	1	
小松平2		卯野原	小松平	0	1	
葛畠		乙原	葛畠	0	1	
峠		中切	峠	0	1	
福来2		福来	松葉	6	0	
水上2		福来	水上	6	0	
焼橋		福来	焼橋	0	1	
宮洞		中津原	宮洞	12	0	
愛宕山		下原町	愛宕山	9	3	
牛落		金山	牛落	1	1	
坂谷		金山	(坂谷)	5	0	
横保木		福来	横保木	5	0	
臼ヶ洞		大船渡	臼ヶ洞	13	0	
東会津		岩瀬	東会津	8	1	
芦谷		戸部	芦谷	4	1	
上中谷己屋洞		金山	上中谷乙屋洞	1	1	
中谷戸		菅田桐洞	中谷戸	5	0	
愛宕山2		下原町	愛宕山	6	0	
上権田		金山	上権田	3	1	
中井尻		金山	(中井尻)	11	0	
黒川2		菅田笹洞	黒川	3	1	
西神田洞		金山	西神田洞	7	0	
西万場		金山	西万場	4	1	
上戸川		戸部	(上戸川)	8	0	
東垣内	馬瀬	川上	東垣内	7	0	
赤梅		黒石	コブチ	5	0	○
数河垣内		数河	数河垣内	5	0	
見広		中切	見広	13	1	
トモエ		中切	上垣内	18	1	○
荻原		名丸	荻原	4	3	○
下も田		井谷	下も田	2	1	○

箇所名	所在地			保全人家戸数	公共建物	備考
	地域	大字	小字			
大野	馬瀬	惣島	大野垣内	5	0	
宮島垣内		惣島	宮島垣内	9	2	
柄尾		惣島	柄尾垣内	9	0	
上ヶ洞		川上	(上ヶ洞)	0	1	
大屋垣内		中切	大屋垣内	1	1	
アカイワ		川上	アカイワ	0	1	
上野		名丸	上野	1	1	
三十		名丸	三十	2	2	
井戸垣内		惣島	井戸垣内	4	1	
蕨野		西村	蕨野	0	1	
下田垣内		西村	下田垣内	3	1	
神手		堀之内	神手	6	0	
藤ヶ瀬		名丸	藤ヶ瀬	2	3	
山本		西村	山本	8	0	
庄ノ下		黒石	庄ノ下	4	1	
相津垣内		中切	相津垣内	6	1	

2 危険箇所（II）

人家戸数1戸以上5戸未満の箇所

(下呂土木事務所)
平成16年4月1日現在

※備考欄の○：急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

箇所名	所在地			保全人家戸数	公共建物	備考
	地域	大字	小字			
カジヤ2	萩原	山之口	カジヤ	2	0	
平ラ		山之口	平ラ	1	0	
洞		尾崎	洞	1	0	
和田洞		尾崎	和田洞	3	0	
クナ洞		尾崎	クナ洞	1	0	
クナ洞2		尾崎	クナ洞	1	0	
和田洞2		尾崎	和田洞	4	0	
小石		尾崎	小石	1	0	
下ノ洞		尾崎	下ノ洞	1	0	
松本		尾崎	小洞	1	0	

12-1 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）一覧

箇 所 名	所 在 地			保全人家 戸 数	公共建物	備 考
	地 域	大 字	小 字			
下張山	萩 原	四美	下張山	1	0	
下張山2		四美	下張山	1	0	
土洞		野上	土洞	1	0	
森ヶ洞		四美	森ヶ洞	2	0	
大門		宮田	大門	1	0	
井戸ノ洞口		宮田	井戸ノ洞口	1	0	
小井戸		大ヶ洞	小井戸	2	0	
かど		奥田洞	栎洞	2	0	
奥田洞		奥田洞	栎洞	1	0	
大ヶ洞		大ヶ洞	下垣内	1	0	
松尾		大ヶ洞	松尾	1	0	
内垣内2		宮田	中垣内	2	0	
杉ノ上		羽根	杉ノ上	1	0	
羽根洞		羽根	羽根洞	1	0	
大将洞		羽根	大将洞	3	0	
はま岩		古関	ハマ岩	1	0	
西浦		古関	宮ノ前	1	0	
橋洞		古関	橋洞	3	0	
橋洞2		古関	橋洞	1	0	
庄田		跡津	庄田	2	0	
夏焼平		花池	夏焼平	2	0	
カクラ山		中呂	カクラ山	2	0	
タヤノ平		中呂	タヤノ平	2	0	
城洞		跡津	城洞	3	0	
瀬内戸		西上田	瀬内戸	3	0	
湯ノ平		大ヶ洞	湯ノ平	1	0	
土野洞		古関	土野洞	1	0	
矢ヶ野林	小 坂	門坂	矢野林	1	0	
松尾谷3		門坂	大平	1	0	
松尾谷2				1	0	
赤谷		門坂	小洞	2	0	
大平		大島	大平	1	0	
清水平2		坂下	清水平	1	0	

12-1 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）一覧

箇所名	所在地			保全人家戸数	公共建物	備考
	地域	大字	小字			
くら平	小坂	長瀬	クラ平	4	0	
かくし洞		長瀬	カクシ洞	4	0	
横道上		赤沼田	横道上	1	0	
のくん洞		赤沼田	ノクン洞	2	0	
東平		落合	東平	2	0	
森の上2		落合	森ノ上	2	0	
はさかけ		落合	ハサカケ	1	0	
はさかけ2		落合	ハサカケ	3	0	
くらがり		落合	クラガリ	3	0	
太の平		大洞	太ノ平	3	0	
太の平2		大洞	太ノ平	4	0	
かくら		大洞	カクラ	2	0	
若柄平		大洞	若柄平	4	0	
唐谷2		落合	唐谷	1	0	
矢ヶ野		小坂	丸山	4	0	
サルバナ		大島	サルバナ	3	0	
西平		落合	西平	2	0	
猿沢②		湯屋	猿沢	1	0	
大沢		赤沼田	大沢	1	0	○
阿多野	下呂	森	下垣内	1	0	
上ヶ平		森	上ヶ平	1	0	
こいど		小川	コイド	1	0	
大開3		小川	大開キ	1	0	
中西洞		乗政	中西洞	1	0	
大開2		小川	大開キ	1	0	
かめがいし2		三原	カメガイシ	1	0	
休ヶ平		宮地	休ヶ平	2	0	
梅原ヶ平		宮地	梅原ヶ平	2	0	
井の口		野尻	井ノ口	1	0	
中根山		野尻	中根山	4	0	
中根山2		野尻	中根山	1	0	
かみなし		野尻	カミナシ	1	0	
下り谷		御厩野	下り谷	4	0	

12-1 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）一覧

箇所名	所在地			保全人家 戸数	公共建物	備考
	地域	大字	小字			
樋ヶ洞	下呂	保井戸	樋ヶ洞	1	0	
小野		保井戸	小野	1	0	
丸山		久野川	丸山	1	0	
細根		久野川	細根	2	0	
観音平		夏焼	観音平	2	0	
橋爪		夏焼	橋爪	3	0	
鳥屋ヶ野		夏焼	鳥屋野	1	0	
木戸ヶ平		夏焼	木戸ヶ平	3	0	
登尾		夏焼	登尾	3	0	
庚神ヶ尾2		田口	庚神ヶ尾	4	0	
日影山		夏焼	日影山	1	0	
井ノ表		田口	新田	4	0	
前平		田口	前平	1	0	
くごた平		田口	くごた平	3	0	
飛驒谷		三ツ渕	飛驒谷	1	0	
曲り松		和佐	曲り松	2	0	
和佐道		和佐	和佐道	2	0	
細江		和佐	(細江)	3	0	
蛇ヌケ		和佐	蛇ぬけ	2	0	
中垣内		和佐	中垣内	4	0	
さいませ		和佐	さいませ	2	0	
茂谷		火打	茂谷	4	0	
三合地		火打	三合地	1	0	
西ヶ平		火打	西ヶ平	1	0	
西ヶ平2		火打	西ヶ平	1	0	
西ヶ平3		火打	高ヶ平	3	0	
二ノ樽		火打	二ノ樽	1	0	
名無洞		門和佐	名無洞	2	0	
鍋ヶ野		門和佐	鍋ヶ野	3	0	
ホキガ平2		門和佐	ホキガヒラ	2	0	
ホキガ平3		門和佐	ホキガヒラ	1	0	
西ヶ洞		門和佐	西ヶ洞	3	0	
ホキ向		門和佐	大野	1	0	
矢高		門和佐	矢高	2	0	

12-1 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）一覧

箇所名	所在地			保全人家 戸数	公共建物	備考
	地域	大字	小字			
加倉2	下呂	門和佐	加倉	4	0	
窪田		門和佐	窪田	1	0	
ホキガ平4		門和佐	ホキガヒラ	1	0	
小の洞		火打	小の洞	1	0	
神ヶ尾		乗政	神ヶ尾	2	0	
あげがを		少ヶ野	アゲガヲ	3	0	
登尾2		夏焼	登尾	2	0	
久野川①		久野川		1	0	
中平	金山	弓掛	中平	1	0	
立尾平		岩瀬	立尾平	1	0	
山之神		中切	山之神	1	0	
向ヒ野		岩瀬	向ヒ野	1	0	
万場トロゼ2		戸部	万場トロゼ	1	0	
倉洞		戸部	倉洞	1	0	
尾垣		戸部	尾垣	1	0	
尾垣2		戸部	尾垣	1	0	
中戸川谷下		戸部	中戸川谷下	2	0	
和田2		戸部	和田	2	0	
芦谷2		戸部	芦谷	1	0	
棒端		東沓部	棒端	1	0	
上荒島		戸部	柄洞	2	0	
高畑		祖師野	高畑	2	0	
下前平		祖師野	下前平	1	0	
下前平2		祖師野	前平	1	0	
下羽根2		岩瀬	水洞	2	0	
桂洞		戸部	桂洞	2	0	
倉洞2		戸部	倉洞	1	0	
下谷		戸部	下谷	3	0	
諸原		戸部	諸原	1	0	
前田会津		東沓部	前田会津	3	0	
惣吉苗木		中切	惣吉苗木	1	0	
小乱木		中切	小乱木	1	0	
曲り檜		中切	曲り檜	1	0	

12-1 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）一覧

箇 所 名	所 在 地			保全人家 戸 数	公共建物	備 考
	地 域	大 字	小 字			
曲り檜2	金 山	中切	曲り檜	1	0	
下厚曾		戸部	下厚曾	1	0	
下厚曾2		戸部	下厚曾	1	0	
厚曾		戸部	厚曾	1	0	
アジメ滝		戸部	アジメタキ	2	0	
柿登路瀬		戸部	柿登路瀬	1	0	
長谷口		戸部	長谷口	2	0	
口坂桶		菅田笹洞	口坂桶	1	0	
水柿洞		菅田桐洞	水柿洞	4	0	
水柿洞2		菅田桐洞	西ヶ洞	2	0	
中横谷藪下タ		金山	中横谷藪下タ	1	0	
京成		戸部	京成	2	0	
京成2		戸部	京成	1	0	
諸原2		戸部	諸原	2	0	
奥坂桶		菅田笹洞	奥坂桶	3	0	
下会津		東沓部	下会津	2	0	
古屋		福来	古屋	1	0	
中綱平		福来	中綱平	2	0	
横保木2		福来	横保木	1	0	
笛平		福来	笛平	3	0	
焼橋2		福来	焼橋	2	0	
中ノ田平		福来	中ノ田平	2	0	
綱平		福来	宮洞	4	0	
岩谷		中津原	岩谷	1	0	
前平山		中切	前平山	1	0	
前平山3		中切	前平山	1	0	
前平山4		中切	前平山	4	0	
前平山2		中切	前平山	2	0	
坂ノ下		菅田笹洞	坂之下	1		
奥大洞		菅田笹洞	奥大洞	1	0	
奥鹿通		菅田笹洞	奥鹿通	1	0	
鹿通2		菅田笹洞	鹿通	1	0	
中大洞		菅田笹洞	中大洞	2	0	

12-1 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）一覧

箇 所 名	所 在 地			保全人家 戸 数	公共建物	備 考
	地 域	大 字	小 字			
祖父利	金 山	菅田笹洞	祖父利	2	0	
中大洞2		菅田笹洞	中大洞	1	0	
月本日面		菅田桐洞	月本日面	1	0	
矢谷戸		菅田桐洞	矢谷戸	1	0	
小麦田		菅田桐洞	小麦田	1	0	
柄ヶ洞		金山	柄ヶ洞	2	0	
坂梨横橋ヶ洞		金山	宮洞	2	0	
横落		金山	横落	1	0	
田中		菅田桐洞	田中	2	0	
矢谷戸2		菅田桐洞	矢谷戸	3	0	
露洞		下原町	露洞	1	0	
愛宕山3		下原町	愛宕山	3	0	
平		金山	平	2	0	
寺之下		金山	寺之下	3	0	
木場尻		田島	木場尻	1	0	
水洞口		田島	水洞口	1	0	
栗本		金山	栗本	1	0	
小鍋ヶ洞		菅田笹洞	小鍋ヶ洞	2	0	
黒川3		菅田笹洞	黒川	2	0	
室洞		菅田桐洞	室洞	1	0	
御座蘿		菅田桐洞	御座蘿	1	0	
新田		菅田桐洞	新田	3	0	
臘		菅田桐洞	臘	3	0	
歩徒山		岩瀬	歩岐山	3	0	
福来		福来	松葉	2	0	
井ノ表	馬 瀬	祖師野	(井ノ表)	3	0	
岩瀬①		岩瀬		3	0	
東沓部		東沓部		2	0	
大谷戸①		菅田桐洞	(大谷戸)	1	0	
東芋島		川上	東芋島	2	0	
日影島		黒石	日影島	1	0	
無笹島		黒石	無笹島	2	0	
無笹		黒石	無笹	3	0	
無笹2		黒石	無笹	1	0	

12-1 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）一覧

箇 所 名	所 在 地			保全人家 戸 数	公共建物	備 考
	地 域	大 字	小 字			
阿ん之上	馬瀬	黒石	あん之上	4	0	
中林		黒石	中林	1	0	
和田平		黒石	和田平	4	0	
上ノ		黒石	上野	3	0	
上ノ2		黒石	上野	4	0	
黒石垣内		黒石	黒石垣内	3	0	
深母		数河	深母	1	0	
神原		数河	神原	3	0	
数河垣内2		数河	数河垣内	3	0	
数河垣内3		数河	数河垣内	1	0	
大坪		数河	大坪	1	0	
渕尻		中切	渕尻	4	0	
わらびの		中切	わらびの	3	0	
小川林		中切	小川林	2	0	
坪鶴		中切	板鶴	1	0	
堀之内		堀之内	松葉	3	0	
堀之内2		堀之内	松葉	2	0	
梅ヶ枝		堀之内	梅ヶ枝	3	0	
板ツル		堀之内	板つる	2	0	
深瀬		名丸	深瀬	1	0	
竹之腰		名丸	竹之越	2	0	
尻高		名丸	尻高	1	0	
梅畠		名丸	梅畠	1	0	
水洞		名丸	(小洞)	3	0	
阿れ田		惣島	阿れ田	1	0	
宮島垣内2		惣島	宮島垣内	1	0	
日面		惣島	森下	1	0	
洞口		西村	洞口	3	0	
深瀬2		名丸	深瀬	1	0	
アラヤ		川上	アラヤ	3	0	
まとば		井谷	まとば	3	0	
東芋島2		川上	東芋島	1	0	
深母②		数河	深母	2	0	

12-2 山腹崩壊危険地区

(下呂農林事務所)
平成23年3月31日現在

※ 保全対象に道路がある場合は、保全対象道路欄に○を表示した。

所 在 地			面積(ha)	保 全 対 象		
地域	大字	字	危険区域	人 家	公共施設	道 路
萩原	中呂	タヤノ洞	2	34		○
	四美	四美	2	8		○
	山之口	山之口	4	27		○
	古関	古関	1	9		○
	桜洞	桜洞	1	10		○
	西上田	西上田	1	2		○
	奥田洞	奥田洞	2	7		○
	上呂	上呂	4	65		○
	上呂	上呂	1	25		○
	西上田	多保木	2	0		○
	西上田	瀬内戸	2	0		○
	跡津	城洞	1	10		○
	古関	旭野	1	0		○
	羽根	向平	1	0		○
	尾崎	和田洞	3	34		○
	尾崎	和田洞	4	5		○
	山之口	カジヤ	2	19		○
	大ヶ洞	ハゲ平	4	0		○
	大ヶ洞	湯ノ平	2	34		○
	奥田洞	栢洞	2	11		○
	奥田洞	保ノ木平	1	27		○
	上呂	小洞	1	2		○
	上呂	中ヶ洞	1	13		○
	桜洞	みざ林	1	8		○
	中呂	タヤノ平	2	16		○
	上呂	小瀬平	6	102	1	○
	古関	宮ノ前	1	19		○
	山之口	尾ノ上	2	10		○
	上呂	サイラノ平	1	6		○
小坂	落合	くらがり	3	0		○
	落合	くらがり	1	1		○
	坂下	清水平	2	26	1	○
	大島	京ヶ尾	2	34		○
	落合	落合	9	0		○
	長瀬	長瀬	2	21		○
	大島	大島	2	32		○
	大島	下平	1	0		○
	大島	森ヶ平	3	7		○
	大島	瀬ヶ平	3	16		○
	大島	樽ヶ平	2	3		○

12-2 山腹崩壊危険箇所一覧

所 在 地			面積(ha)	保 全 対 象		
地域	大 字	字	危険区域	人 家	公共施設	道路
小坂	無数原	林ヶ平	2	0		○
	門坂	前平	4	1	1	○
	門坂	大平	2	0		○
	門坂	矢ヶ野林	2	6		○
	門坂	コバタ	5	12		○
	門坂	大洞口	1	0		○
	門坂	コメガ平	3	0		○
	小坂町	前平	1	81		○
	長瀬	ヤシロ平	3	65	1	○
	長瀬	白土洞	1	16		○
	長瀬	ヨナカラ	2	35		○
	長瀬	森ヶ平	2	3		○
	赤沼田	ノクン洞	8	45		○
	落合	水ヶ平山	1	22	1	○
	落合	西平	4	12		○
	落合	アシ谷	5	0		○
	落合	東平	3	8		○
	落合	クラガリ	2	0		○
	落合	上段	2	0		○
	湯屋	小井戸	2	9		○
	落合	藤原平	2	7		○
	湯屋	上ヶ洞	2	34	1	○
	大洞	若栄平	2	9		○
	大洞	田ノ洞口	2	1		○
	大洞	太ノ平	4	9		○
	湯屋	大ショウ	1	0		○
	湯屋	猿沢	2	0		○
	湯屋	長尾	2	1		○
	赤沼田	タキカ平	2	0		○
	赤沼田	ヤダ	2	0		○
	赤沼田	吉原	5	0		○
	長瀬	クラ平	2	12		○
	長瀬	梯子山	4	0		○
	長瀬	前平	5	0		○
	小坂町	矢ヶ野	1	0		○
	小坂町	丸山	2	22		○
	坂下	清水平	2	13		○
	湯屋	沢上	1	45		○
	大洞	クズレ頭	3	0		○
	長瀬	梯子山	2	0		○
	湯屋	サル沢	4	25		○
	落合	上段	2	37	1	○
	落合	藤原平	2	16		○
下呂	下呂町小川	井口	15	120	3	○
	下呂町御廻野	中根山	1	5		○
	下呂町少ヶ野	アゲカラ	2	31		○
	下呂町宮地	豊洞	2	30		○

12-2 山腹崩壊危険箇所一覧

所 在 地			面積(ha)	保 全 対 象		
地域	大 字	字	危険区域	人 家	公共施設	道路
下呂	乗政	西村	1	26		○
	湯ノ島	湯ノ島	1	66	1	○
	瀬戸	前平	8	54	1	○
下呂	保井戸	井上	2	5		○
	三原	トチホラ	2	4		○
	三原	ヒダニヒラ	1	4		○
	三原	トウゲガオ	3	34		○
	東上田	小砂場	1	0		○
	東上田	滝口	1	0	1	○
	東上田	滝口	1	0		○
	東上田	柄洞	2	1		○
	湯ノ島	若宮平	2	43	1	○
	湯ノ島	平岩	2	18		○
	森	山ノ平	1	24	1	○
	小川	クズレ	2	1		○
	小川	古屋敷	1	0		○
	宮地	荒神洞	2	4		○
	乗政	水留	2	3		○
	湯之島	平岩	3	83		○
	乗政	猪ノ子ゾレ	1	0		○
	御厩野	下り谷	4	26		○
	野尻	青木島	1	0		○
	宮地	マンダ尾	3	7		○
	宮地	唐谷	2	0		○
	夏焼	石垣榔	4	1		○
	久野川	日向小平	1	1		○
	和佐	蛇ぬけ	4	0		○
	火打	茂谷	1	8		○
	火打	高ヶ平	1	2		○
	火打	高ヶ平	1	2		○
	火打	一色	3	21		○
	東上田	滝口	2	1	1	○
	火打	野多押	3	16		○
	小川	仏洞	12	77		○
	森	山ノ平	1	21		○
	火打	鍋ヶ野	23	17		○
	湯之島	幸田山	1	43		○
	湯之島	川戸平	2	53		○
	湯之島	ふなとぼら	14	54	1	○
	三原	大石ヶ洞	17	68	1	○
	宮地	荒神洞	2	4		○
	野尻	中根尾	3	17		○
	夏焼	起ヶ平	4	67	1	○
	久野川	熊煉	7	12		○
	森	井口平	6	48		○
	和佐	島田	4	57		○

12-2 山腹崩壊危険箇所一覧

所 在 地			面積(ha)	保 全 対 象		
地域	大 字	字	危険区域	人 家	公共施設	道路
下呂	三ツ渕	前平	3	15		○
	乗政	暮石	4	22		○
	門原	屏風岩	13	19	1	○
	少々野	川戸平	3	11	1	○
	久野川	大平	9	3		○
	火灯	高ヶ平	2	5		○
	小川	赤石	2	0		○
金山	菅田桐洞	野谷	2	45		○
	祖師野	前平	1	39		○
	岩瀬	舟渡洞	2	38		○
	戸部	森下	2	17		○
	戸部	下谷	1	0		○
	東沓部	羽牧場	2	16		○
	戸部	芦谷	2	1		○
	東沓部	紺会津	2	29		○
	東沓部	藤森	3	22		○
	金山	下田渕	1	17		○
	岩瀬、東沓部	上ノ棚、水洞、 笛平、洞合津	4	5		○
	菅田笛洞	前山	2	25		○
	菅田笛洞	松葉ヶ平	2	0		○
	菅田笛洞	与市野	3	28		○
	菅田笛洞	黒川口	1	6		○
	菅田笛洞	中田之上	1	9		○
	菅田笛洞	和田	1	14	1	○
	菅田笛洞	万場	1	90		○
	菅田桐洞	尾崎	2	24		○
	菅田桐洞	中谷戸	1	7		○
	金山	坂本	3	0		○
	金山	井之上	2	27		○
	金山	御瀧	2	34		○
	金山	藤倉	1	0		○
	金山	藤倉	1	0		○
	金山	柄ヶ洞	2	5		○
	東沓部	西山	2	0		○
	東沓部	西山	1	0		○
	戸部	茂谷	1	36		○
	戸部	下打尾	1	8		○
	戸部	柄洞	1	6		○
	戸部	天神堂	1	25		○
	戸部	落方	2	1		○
	祖師野	月渕	2	0		○
	弓掛	尾原	2	0		○
	祖師野	前平	4	78		○
	岩瀬	焼山	1	12		○
	弓掛	菅原	1	0		○
	東沓部	中会津	1	15		○

所 在 地			面積(ha)	保 全 対 象		
地域	大 字	字	危険区域	人 家	公共施設	道路
金山	東沓部	大出	1	0		○
	東沓部	大出	2	0		○
	東沓部	トンガリ	3	1		○
	金山	上田渕	2	0		○
	渡	舟渡平	2	0		○
	下原町	鯰河	1	1		○
	下原町	愛宕山	2	0		○
	中切	釜平	2	0		○
	中切	下蕨峠	2	0		○
	中切	あし谷	3	5		○
	福来	石佛	2	2	1	○
	福来	横保木	1	2		○
	福来	中鋼平	1	8		○
	中津原	東平	1	13		○
	田島	野畠	1	0		○
	弓掛	弓掛谷	2	0		○
	横谷本洞	横谷本洞	3	0		○
	西山	西山	6	0		○
馬瀬	船野 No. 1	船野	2	6		○
	船野 No. 2	船野	1	44		○
	曲り檜	曲り檜	3	2		○
	田島	木場尻	4	46		○
	数河	数河	1	7		○
	惣島	惣島	2	12		○
	川上	川上	2	0		○
	黒石	黒石	4	0		○
	下山	漆畠	1	0		○
	下山	歩岐高	1	0		○
	名丸	中柵	1	0		○
	名丸	大畠平	1	2		○
	名丸	横平	2	0		○
	名丸	保木平	4	0		○
	中切	カラ谷	1	7		○
	数河	宮ヶ洞	1	0		○
	黒石	阿じめ畠	6	12		○
	川上	ジャレゾレ	2	0		○
	川上	五年カヘシ	2	15		○
	川上	上ヶ洞	1	0		○
	黒石	井ノ洞	2	13		○
	川上	から谷平	4	0		○
	黒石	大サコ	1	0		○
	黒石	大屋垣内	2	7		○
	中切	柏木サコ	2	1	2	○
	名丸	崩	1	4		○
	名丸	水洞	4	5		○
	名丸	大屋平	3	1		○
	惣島	下くずれ	4	0		○

所 在 地			面積(ha)	保 全 対 象		
地域	大 字	字	危険区域	人 家	公共施設	道路
馬瀬	惣島	屋セ尾	4	2		○
	西村	石浦山	2	11		○
	西村	下野	1	0		○
	下山	横平山	4	0		○
	下山	横平山	4	0		○
	下山	四場の空	2	0		○
	黒石	森ヶ洞	3	0	1	○
	黒石	上野	8	9		○

12-3 崩壊土砂流出危険地区

(下呂農林事務所)
平成23年3月31日現在

※ 保全対象に道路がある場合は、保全対象道路欄に○を表示した

所 在 地		面 積(ha)		保 全 対 象			
地域	大 字	字	集水面積	危険地区	人 家	公共施設	道路
荻原	四美	深谷	68.94	0.99	0		○
	古関	若柄	55.97	1.26	11		○
	上村	門洞谷	9.14	0.47	106		○
	跡津	ゴド洞	5.30	0.18	33		○
	跡津	行水洞	36.98	1.01	42		○
	跡津	跡津	4.96	0.07	15		○
	山之口	山之口	128.16	2.30	0		○
	山之口	山之口	290.00	2.92	0		○
	山之口	山之口	16.40	0.55	0		○
	山之口	山之口	6.42	0.08	21		○
	四美	四美	26.68	0.89	25	1	○
	古関	古関	20.24	0.60	0		○
	古関	古関	3.49	0.15	5		○
	上村	上村	12.97	0.24	0		○
	中呂	中呂	16.05	0.08	14		○
	西上田	西上田	17.03	0.59	0		○
	西上田	西上田	10.90	0.31	0		○
	四美	四美	16.75	0.23	13		○
	西上田	西ヶ尾	144.52	2.33	33		○
	西上田	稗畠	44.52	2.95	67	3	○
	西上田	牛ガタワ	15.52	1.33	23	1	○
	西上田	原垣内	15.30	1.41	10		○
	西上田	倉洞	40.33	2.40	52		○
	西上田	溝上	23.89	0.59	12	1	○
	西上田	瀬内戸	46.04	1.86	5		○
	跡津	城洞	35.77	1.20	8		○
	跡津	河戸洞	9.61	0.57	3		○
	古関	橋洞	49.03	2.32	5		○
	古関	上の洞	34.82	1.80	19		○
	古関	檜尾	75.41	3.51	10		○
	羽根	大将洞	39.60	2.30	90	1	○
	羽根	羽根洞	42.99	2.29	88	1	○
	羽根	上段	11.26	0.33	13		○
	羽根	森ヶ洞	41.55	2.06	51		○
	羽根	出水洞	51.32	1.87	51		○
	羽根	大洞	77.22	2.68	15		○
	羽根	大洞	26.56	1.23	12		○
	野上	黒谷	96.01	1.69	6		○
	野上	月ヶ洞	103.04	2.74	30		○
	尾崎	水上洞	122.78	2.59	3		○

所 在 地		面 積(ha)		保 全 対 象			
地域	大 字	字	集水面積	危険地区	人 家	公共施設	道路
萩原	尾崎	和田洞	91.02	2.26	0		○
	尾崎	クナ洞	23.59	0.95	11		○
	尾崎	六郎谷	340.66	4.89	9		○
	山之口	ノジャラ谷	151.09	5.23	2		○
	山之口	上之田	7.54	0.32	9		○
	山之口	深谷	307.80	4.43	3		○
	山之口	南俣	136.59	4.50	0		○
	山之口	鈴ヶ洞	107.31	2.63	0		○
	山之口	カジヤ	10.23	0.53	4		○
	山之口	カジヤ	17.50	0.81	3		○
	山之口	畠キシロ	169.07	3.15	25		○
	四美	横洞	16.07	0.50	19		○
	宮田	ゾヨ洞	55.64	6.22	0		○
	宮田	滝ヶ洞	38.04	2.33	62		○
	宮田	水洞	12.91	0.54	108	6	○
	大ヶ洞	下垣内	22.24	0.84	12		○
	大ヶ洞	松尾	52.13	1.61	0		○
	大ヶ洞	大張	122.12	4.36	0		○
	奥田洞	婦き洞	24.85	0.86	8		○
	上呂	寺洞	29.12	0.76	15	1	○
	桜洞	向洞	12.56	0.62	4		○
	桜洞	桜洞谷	895.26	6.98	5		○
	上村	高畠	72.01	2.05	205		○
	花池	天神谷	65.62	2.45	54		○
	花池	一閑谷	11.30	0.59	24		○
	中呂	大巻谷	128.90	4.93	6		○
	中呂	宮谷	13.11	0.78	67		○
	中呂	用曾谷	19.23	1.44	22	2	○
	山之口	六郎谷	142.95	2.25	5		○
	四美	桐洞	77.84	1.02	16		○
	奥田洞	小井戸	16.16	0.96	16		○
	大ヶ洞	馬セ戸	10.65	0.30	10		○
	尾崎	水上洞	16.92	0.48	5		○
	山之口	カミヤ	7.43	0.31	0		○
	山之口	カミヤ	18.83	0.42	0		○
	尾崎	ネゴイ	47.10	0.85	21		○
	奥田洞	小井戸	8.52	0.07	8		○
	上呂	門洞	52.24	0.27	63		○
	桜洞	家廻り	15.96	0.22	5		○
	中呂	山木戸	14.32	0.41	8	1	○
	尾崎	洞	10.06	0.48	22		○
小坂	湯屋	上垣内	32.36	1.04	53		○
	門坂	古屋	84.57	1.93	16	1	○
	門坂	エンダ	52.05	0.94	19	2	○
	大島	小瀬	91.89	1.16	44		○
	大島	カワレ洞	12.60	1.05	15		○
	大垣内	湯口	70.99	2.73	29		○

所 在 地		面 積(ha)		保 全 対 象			
地域	大 字	字	集水面積	危険地区	人 家	公共施設	道路
小坂	大島	西ヶ洞	63.16	5.42	61	1	○
	無数原	中サコ	21.95	0.86	17		○
	門坂	大洞	27.54	0.87	27		○
	大垣内	倉洞	13.67	0.65	44		○
	小坂町	岩ゴケ	146.19	2.87	13		○
	長瀬	ヨウジケ平	16.27	0.59	32		○
	長瀬	ヤシロ平	50.31	1.50	21		○
	長瀬	北平	132.40	4.62	11		○
	赤沼田	角橋	71.21	1.79	4		○
	落合	小森谷	308.99	3.61	1		○
	落合	東平	19.19	0.87	13		○
	湯屋	森の上	8.18	0.57	60		○
	大洞	一の谷モモ谷	244.18	1.05	0		○
	大洞	弥太郎小弥太郎	78.78	1.56	0		○
	大洞	畠ヶ洞	221.80	6.47	2		○
	大洞	太ノ平	6.55	0.36	2		○
	湯屋	猿沢	112.36	2.18	10		○
	赤沼田	念佛平	32.10	1.63	5		○
	長瀬	胡桃沢	100.14	3.41	6		○
	坂下	から谷	11.82	0.88	11		○
	坂下	ワラビノ谷	48.84	1.70	26		○
	坂下	溝上谷	30.08	1.70	35	2	○
	坂下	見上谷	56.16	3.25	5		○
	坂下	カイ洞	109.23	4.17	5		○
	大垣内	洞口	28.10	1.23	59	4	○
	赤沼田	大沢上	30.71	0.62	4		○
	赤沼田	ノクン洞	9.76	0.09	3		○
	赤沼田	横石洞	170.09	2.00	7		○
	長瀬	長サコ・東平	63.64	1.31	5		○
	赤沼田	ノクン洞	28.26	0.50	6		○
	無数原	倉ヶ袖	56.53	0.79	16		○
	湯屋	大シャウ	11.82	0.12	0		○
下呂	小川	小洞	7.66	0.23	10	2	○
	森		22.65	0.49	34		○
	乗政	蛭洞	2.46	0.08	13		○
	乗政	泉洞	5.97	0.11	20		○
	宮地	マンダ尾	2.31	0.06	8		○
	火打	樽ヶ洞	43.39	1.56	2		○
	小川	仏洞	3.10	0.07	5		○
	御厩野	米搗平	3.26	0.14	1		○
	久野川	瀧ヶ平	11.16	0.31	0		○
	少ヶ野	ヒガシビロ	29.31	0.81	28	1	○
	乗政	柿木平	10.62	0.02	0		○
	宮地	外洞	6.70	0.26	1		○
	御厩野	下り谷	6.76	0.09	22		○
	東上田	手呂谷	204.10	3.38	122		○
	東上田	カラ谷	107.49	2.18	2	1	○

所 在 地		面 積(ha)		保 全 対 象			
地域	大 字	字	集水面積	危険地区	人 家	公共施設	道路
下呂	東上田	滝口	23.83	1.35	0	1	○
	湯之島	平岩	18.89	0.75	143	2	○
	森	丸野	126.68	3.06	57		○
	森	高岩久	115.24	2.96	53		○
	森	籠林	210.11	4.09	184	1	○
	小川	山ノ平	5.55	0.16	114	3	○
	小川	小沢	193.75	3.30	276	5	○
	小川	東又	49.51	2.14	278	5	○
	小川	シッペイ	102.25	3.34	30		○
	小川	井口	14.04	0.67	9		○
	小川	水上	30.83	1.16	57		○
	小川	佛洞	4.89	0.58	21		○
	小川	笛平	78.42	2.26	15		○
	宮地	炭釜	12.86	0.74	3		○
	宮地	休ヶ平	38.57	1.04	9		○
	宮地	梅原ヶ洞	6.00	0.30	9		○
	宮地	不動洞	39.16	1.61	5		○
	宮地	水上	9.01	0.40	44		○
	宮地	此奥	14.74	0.82	140	4	○
	宮地	洞奥	8.95	0.23	52	1	○
	宮地	豊洞	9.10	0.27	21		○
	宮地	木屋ヶ平	22.72	1.20	1		○
	乗政	暮石	5.21	0.29	59		○
	乗政	権太郎沢	4.12	0.34	13	1	○
	乗政	蕨ヶ野	6.63	0.27	32		○
	乗政	中西洞	3.66	0.33	30		○
	乗政	水上	27.91	1.05	87		○
	乗政	棚洞	26.99	1.10	79	1	○
	乗政	唐谷	22.57	1.02	22		○
	乗政	長洞	98.22	2.98	4		○
	乗政	足谷	188.65	2.64	80	1	○
	乗政	欠ヶ平	24.14	2.07	269	5	○
	乗政	春山	20.59	1.21	12		○
	乗政	塩谷	61.64	2.78	6		○
	乗政	イノコゾレ	28.62	2.21	2	1	○
	乗政	神ヶ尾	14.53	0.44	13		○
	乗政	障子ヶ洞	15.88	0.74	15		○
	野尻	コグルミ	55.73	2.59	49		○
	野尻	カミナシ	1.26	0.06	56		○
	野尻	井口	30.81	1.00	10		○
	野尻	東ヶ平	47.33	0.82	12		○
	野尻	神楽	32.37	1.36	4		○
	御厩野	紙屋平	158.12	3.32	10		○
	御厩野	大洞	51.39	1.95	72	1	○
	御厩野	穴洞	51.94	2.48	36		○
	御厩野	中尾	62.13	4.30	32		○
	御厩野	大平	17.66	1.92	47		○

所 在 地		面 積(ha)		保 全 対 象			
地域	大 字	字	集水面積	危険地区	人 家	公共施設	道路
下呂	御厩野	大平	33.14	1.23	71		○
	御厩野	米搗平	24.08	1.53	0		○
	御厩野	鳥越	14.01	0.57	43		○
	御厩野	下り谷	13.84	0.22	50	1	○
	夏焼	喜平郷	14.11	0.79	0		○
	夏焼	橋場ヶ洞	11.37	0.81	0		○
	夏焼	丸野	50.81	0.98	20		○
	蛇ノ尾	不動洞	60.75	0.91	25	1	○
	門和佐	出口	3.98	0.37	33		○
	門和佐	大谷	46.94	1.21	15		○
	門和佐	キリゾコナイ	36.54	0.56	0		○
	門和佐	ホキガヒラ	157.53	1.47	5		○
	門和佐	矢高	39.90	1.25	12		○
	門和佐	大岩	130.98	1.16	4		○
	久野川	大平	14.92	0.56	0		○
	久野川	兎ヶ平	25.56	1.00	0		○
	久野川	赤沢上	45.49	0.84	21		○
	久野川	熊練	24.18	0.75	13		○
	和佐	田洞	25.78	0.98	34		○
	和佐	柄洞	4.62	0.19	38		○
	和佐	和佐道日向平	16.24	0.30	12	1	○
	和佐	倒オンジ	8.01	0.64	51		○
	和佐	倒オンジ	18.97	0.70	49		○
	和佐	三枚押	25.65	0.56	50		○
	火打	高ヶ平	3.19	0.14	3		○
	火打	桑原	61.05	1.96	5		○
	火打	野多押	42.87	1.27	2		○
	火打	西ヶ平	5.15	0.31	27		○
	火打	カラ谷	11.19	0.64	24		○
	三ツ渕	高平	20.78	0.83	0		○
	三ツ渕	水上洞	16.16	0.72	8		○
	三ツ渕	伏岩	32.59	0.69	0		○
	瀬戸	鴉洞	16.44	0.39	1		○
	瀬戸	穴洞	27.42	1.21	5		○
	瀬戸	割谷	93.26	2.00	5		○
	瀬戸	宮谷	105.86	2.51	8		○
	瀬戸	池野	13.81	0.61	3		○
	保井戸	カラ谷	36.45	1.10	6		○
	門原	クルミサコ	20.75	0.44	0		○
	門原	牧ヶ平	34.17	1.14	0		○
	三原	イワイ谷	130.74	1.92	5		○
	三原	茂谷	13.50	0.36	0		○
	少ヶ野	アケガヲ	383.42	5.02	5		○
	少ヶ野	川戸平	3.27	0.08	10	1	○
	少ヶ野	川戸平	11.44	0.38	10	1	○
	少ヶ野	川戸平	5.54	0.34	30		○
	少ヶ野	住吉洞	108.71	2.58	55	1	○

所 在 地			面 積(ha)		保 全 対 象		
地域	大 字	字	集水面積	危険地区	人 家	公共施設	道路
下呂	少ヶ野	清水洞	36.94	1.00	27	1	○
	幸田	芦谷	24.96	1.13	105	1	○
	幸田	細野	35.85	1.42	76	2	○
	夏焼	鳥屋ヶ野	65.53	1.33	17		○
	和佐道	宮谷	140.92	1.79	7		○
	少ヶ野	住吉谷	25.38	0.77	53		○
	夏焼	西洞谷	61.00	1.40	12		○
	久野川	若柄	22.10	0.33	18		○
	門洞	深谷	406.66	9.03	2		○
	御厩野	小田畠	43.79	1.27	16	1	○
	門和佐	又六	150.66	3.79	9		○
	乗政	小沢(三ツ石)	87.15	3.39	4	1	○
	夏焼	栗木山	15.96	0.18	2		○
	小川	尾口洞	87.93	1.61	1		○
	御厩野	中尾	9.26	0.32	0		○
	御厩野	威徳寺	25.69	0.71	0		○
	夏焼	宮洞	96.18	2.03	3	1	○
	夏焼	木積場	26.25	0.41	8	1	○
	蛇之尾	釜ヶ洞	201.95	2.12	0		○
	蛇之尾	細野	26.57	0.47	4		○
	門佐和	伐鳥屋	40.10	0.68	4		○
	門佐和	伊佐	69.95	1.25	3		○
	門佐和	加倉	15.36	0.13	13		○
	門佐和	野路原	21.14	0.33	1		○
	夏焼	カラ谷	73.67	1.07	24		○
	夏焼	さが平	24.93	0.50	0		○
	夏焼	大樽	92.93	1.38	0		○
	夏焼	そぶけ谷	64.75	0.76	0		○
	久野川	樋ヶ平	64.33	1.32	1		○
	和佐道	和佐道	69.82	1.25	0		○
	火打	ホサシ洞	74.02	0.85	0		○
	久野川	樋ヶ洞	69.21	0.97	3		○
	久野川	寺垣内	2.81	0.03	12		○
	東上田	カツソ	12.28	0.14	0		○
	夏焼	木積場	21.78	0.33	6		○
	乗政	不動平	3.75	0.12	37		○
金山	菅田笛洞	鹿通	51.57	0.36	38		○
	中切	樽ヶ洞	14.68	0.36	48	1	○
	中津原	岩谷	2.73	0.08	32		○
	中津原	岩谷	12.21	0.16	19		○
	福来	宮洞	25.73	0.69	8		○
	福来	横保木	2.37	0.02	6		○
	福来	中ノ田平	5.71	0.31	14		○
	福来	中ノ田平	3.42	0.12	5		○
	中津原	下洞	41.03	1.25	20		○
	中津原	下林	2.02	0.12	0		○
	大船渡	田向	5.56	0.22	32		○

所 在 地		面 積(ha)		保 全 対 象			
地域	大 字	字	集水面積	危険地区	人 家	公共施設	道路
金山	田島	水洞口	1.92	0.13	27		○
	金山	修羅本谷	12.49	0.23	0		○
	金山	釜土	3.35	0.09	40		○
	金山	井ノ上	2.64	0.04	4		○
	金山	上樋口	1.96	0.12	28		○
	菅田桐洞	上見	5.86	0.50	1		○
	菅田桐洞	内方	1.58	0.03	11		○
	金山	石道知平	13.62	0.50	121	1	○
	渡	下宮	68.85	1.10	6		○
	菅田桐洞	室洞	30.48	0.70	15		○
	菅田笛洞	黒川	4.46	0.05	12	1	○
	菅田笛洞	黒川	1.21	0.00	12		○
	菅田笛洞	人洞	2.10	0.02	3		○
	菅田笛洞	萬部	4.75	0.26	5		○
	戸部	中戸川谷上	2.76	0.14	29		○
	戸部	中戸川谷下	20.48	0.33	26		○
	戸部	上荒島	7.78	0.30	27		○
	東脊部	菅沼	6.14	0.29	14		○
	東脊部	藤森	4.37	0.07	12		○
	東脊部	下会津	17.09	0.35	0		○
	東脊部	紺会津	4.12	0.16	38		○
	岩瀬	洞口	2.57	0.05	43		○
	祖師野	ゴウロビラ	13.41	0.18	11		○
	岩瀬	井戸モロ洞	31.26	0.48	0		○
	卯野原	上桜谷	125.41	1.42	0		○
	弓掛	菅原	12.35	0.16	0		○
	戸部	京成山	22.29	0.58	17		○
	戸部	下谷洞	277.04	0.40	42		○
	戸部	棚洞	45.00	0.47	20		○
	戸部	万場トロセN.2	76.86	1.26	24		○
	戸部	奥厚曾	31.70	0.44	19		○
	戸部	ヨマセ2	84.05	0.76	10		○
	金山	下樋口	7.98	0.16	11		○
	東脊部	西山	1.45	0.02	6		○
	菅田笛洞	上袋坂	48.16	0.98	14		○
	菅田笛洞	上袋坂	12.62	0.35	4		○
	菅田笛洞	上洞	10.35	0.15	5		○
	菅田笛洞	奥鹿通	5.67	0.42	0		○
	菅田笛洞	弥ヶ洞	13.03	0.28	2		○
	菅田笛洞	鍋ヶ洞	14.39	0.12	1		○
	菅田笛洞	下袋坂	14.61	0.09	5		○
	菅田笛洞	鍋ヶ洞	18.72	0.61	6		○
	菅田笛洞	中田之上	13.95	0.04	6		○
	菅田笛洞	丹部	10.06	0.73	13		○
	菅田笛洞	下大洞	20.63	0.22	11		○
	菅田笛洞	北平	28.06	0.53	4		○
	菅田笛洞	笛洞新田	35.04	1.03	2		○

所 在 地			面 積(ha)		保 全 対 象		
地域	大 字	字	集水面積	危険地区	人 家	公共施設	道路
金山	菅田笹洞	田中	62.42	1.56	1		○
	菅田笹洞	目黒	17.94	0.29	19		○
	菅田笹洞	尾崎	10.99	0.26	11		○
	菅田笹洞	中谷戸	8.01	0.29	6		○
	菅田笹洞	中谷戸	32.49	0.78	6		○
	菅田笹洞	野谷	19.17	0.21	18		○
	菅田笹洞	御祖野	27.23	0.63	26	1	○
	金山	中谷乙ヶ洞	15.00	0.58	52		○
	金山	上横谷	17.76	0.12	6		○
	金山	カシガタハ	41.02	0.03	3		○
	東沓部	西山	15.42	0.09	0		○
	戸部	芦谷	21.72	0.62	2		○
	東沓部	下会津	23.53	0.63	14		○
	東沓部	大出	7.38	0.15	0		○
	戸部	諸原	19.30	1.33	5		○
	戸部	下厚曾	40.50	1.17	3		○
	戸部	柿登路瀬	48.70	2.28	9		○
	戸部	厚曾	6.51	0.28	8		○
	戸部	尾垣	4.55	0.30	5		○
	祖師野	浅谷	3.51	0.11	0		○
	祖師野	浅谷	10.87	0.28	0		○
	岩瀬	下廻津	5.75	0.03	0		○
	岩瀬	下廻津	3.61	0.11	6		○
	岩瀬	下会津	8.76	0.21	59	3	○
	弓掛	中平	31.62	0.50	0	1	○
	弓掛	押洞	56.82	1.36	0		○
	中切	高尾	12.46	0.48	2		○
	福来	柴ヶ谷	11.76	0.41	0		○
	福来	古屋	33.58	0.60	4		○
	福来	水上	12.85	0.44	12		○
	福来	石佛	69.01	1.85	2		○
	福来	勝田洞	9.94	0.30	2		○
	福来	中綱平	1.56	0.08	1		○
	大船渡	宮ノ前	7.08	0.17	82		○
	福来	松葉	2.53	0.11	8		○
	弓掛	築谷	302.27	1.32	4		○
	弓掛	信濃柿	146.41	1.22	3		○
	弓掛	東谷	67.59	1.09	14		○
	中切	がんまく(飛騨谷)	322.59	3.87	1	1	○
	戸部	小沼	3.44	0.10	8		○
	菅田笹洞	醒ヶ井	1.91	0.15	7		○
	戸部	尾垣	7.45	0.12	14		○
	戸部	アジメ滝	9.25	0.11	5		○
	金山	尾滝N.1	11.82	0.55	110	1	○
	東沓部	西山	10.82	0.28	8		○
	戸部	ヨマセ	4.57	0.05	0		○
	戸部	万場トロセ	25.98	0.42	27		○

所 在 地		面 積(ha)		保 全 対 象			
地域	大 字	字	集水面積	危険地区	人 家	公共施設	道路
馬瀬	中切	樽ヶ洞	4.90	0.19	7		○
	黒石	芦谷	62.49	0.92	4		○
	川上	川上	23.24	0.77	0		○
	黒石	黒石	19.68	0.81	1		○
	黒石	黒石	37.22	0.74	12		○
	名丸	名丸	18.30	0.74	26	3	○
	名丸	名丸	7.90	0.26	7		○
	名丸	名丸	35.33	1.02	7	1	○
	名丸	名丸	57.46	0.80	6		○
	名丸	名丸	17.87	0.41	15		○
	井谷	井谷	29.99	0.47	0		○
	惣島	惣島	13.78	0.43	4		○
	西村	西村	3.79	0.13	5		○
	川上	川上	29.28	0.66	10		○
	惣島	葛谷	97.75	2.08	12	2	○
	下山	畠神	56.21	2.01	0		○
	西村	大洞	48.66	0.95	0		○
	西村	元峠山	44.67	1.59	18		○
	惣島	田尻洞	22.87	0.97	9		○
	井谷	井谷洞	65.33	2.05	22		○
	井谷	中ズイ	14.32	0.90	20	1	○
	名丸	小田洞	76.45	1.90	12	2	○
	中切	板鶴平	52.61	1.47	8		○
	中切	小川林洞	222.49	4.01	28		○
	中切	小柿ヶサコ	12.17	0.80	0		○
	黒石	舟ヶサコ	97.05	0.37	22		○
	川上	田代洞	98.40	2.46	7		○
	黒石	カキヶ洞	18.34	0.31	0		○
	数河	小洞	18.89	1.24	66	1	○
	黒石	上ノ洞	11.85	0.54	20		○
	数河	下樽洞	36.88	0.85	11		○
	黒石	上ヶ洞	12.31	0.91	26		○
	中切	芦谷	20.03	0.84	12		○
	堀之内	川戸洞	40.94	0.91	32	1	○
	惣島	大野洞	133.42	1.94	6		○
	西村	石浦	20.40	0.66	38	1	○
	西村	道ヶ洞	84.10	1.88	42		○
	西村	高柄	168.89	3.36	34		○
	下山	若佐洞	152.58	2.41	0		○
	下山	厚谷	321.54	3.06	0		○
	黒石	和田	87.45	1.08	19		○
	中切	入道ヶ洞	6.86	0.18	0		○
	中切	麻畠ヶ洞	17.14	0.53	0		○
	西村	日面平	97.49	2.86	0	1	○
	井谷	嵯峨洞	6.27	0.10	0		○
	惣島	井戸洞	41.78	1.23	11	2	○
	数河	宮ヶ洞	17.78	0.23	0		○

12-3 崩壊土砂流出危険地区

所 在 地			面 積(ha)		保 全 対 象		
地域	大 字	字	集水面積	危険地区	人 家	公共施設	道路
馬瀬	堀之内	中尾	27.15	0.65	0		○
	惣島	九藏	4.00	0.09	15		○
	惣島	柄尾平	101.26	1.49	3		○

12-4 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）

1 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）(I)

人家戸数5戸以上、又は5戸未満であっても病院、社会福祉施設等の公共建物がある渓流

(下呂土木事務所)
平成16年4月1日現在

水系名	河川名	渓流名	所在地		保全対象	
			地域	字	人家戸数	公共施設等
飛騨川	飛騨川	滝谷	萩原	宮田	18	0
		井戸ノ洞谷		宮田	23	1
		水洞谷		宮田	25	1
		小張谷		大ヶ洞	1	1
	今井谷	奥田洞谷		奥田洞	6	0
		洞口谷		奥田洞	6	0
		坂ノ下洞谷		四美	6	0
		柄洞谷		奥田洞	7	0
		ふき洞谷		奥田洞	12	0
		長洞谷		奥田洞	18	0
カジヤ谷	カジヤ谷	源内洞谷		四美	7	0
		高橋洞谷		四美	7	0
		高手洞谷		四美	9	1
	カジヤ支流	横洞谷		四美	12	0
		見座島洞谷		四美	12	0
		井ノ洞谷		カジヤ	6	1
	カジヤ支流	カジヤ支流3号		カジヤ	8	0
		カジヤ支流4号		カジヤ	7	0
		山之口川		山之口	1	1
山之口川	山之口川	山之口1		山之口	7	1
		フド洞谷		山之口	5	0
		梨ヶ瀬洞谷		中切	6	0
		中切谷2号		中切	5	0
		中切谷		中切	7	0
	カミヤ谷	カミヤ谷2号		中切	6	0
		カミヤ谷		山之口	5	0
		洞谷		洞	7	0
		ウルシガ洞谷				

水系名	河川名	溪 流 名	所 在 地		保全対象	
			地 域	字	人 戸 数	公 共 施設等
飛騨川	山之口川	和田洞谷	萩 原	大向	3	1
		祝川谷		黍生	8	0
		古田洞谷		黍生	8	0
		黍生谷		黍生	6	0
		小田洞谷		尾崎	8	0
		ウエノ洞		尾崎	8	0
		赤坂谷		尾崎	4	1
		出店洞		中村	6	0
		下本洞谷		中村	5	0
	飛騨川	ワラビノ洞谷		四美辻	15	1
		カラ谷		四美辻	11	2
		四美辻谷		四美辻	16	0
		関ヶ谷		尾崎	17	0
		杉谷		野上	14	1
		杉秋谷		上上呂	39	2
		黒谷		野上	24	2
		土洞谷		野上	23	0
		小洞谷		中上呂	19	0
		金子谷		中上呂	28	1
		大洞谷 2 号		羽根	18	0
		寺谷		下上呂	18	0
		大洞谷		中羽根	19	0
		唐谷		下上呂	9	0
		森ヶ洞谷		中羽根	20	1
		尾張洞谷		上呂	16	0
		羽根洞谷 2 号		羽根	15	0
		久津谷		下上呂	9	0
		いら洞谷		上呂	18	0
		羽根洞谷		下羽根	37	1
		大将洞谷		下羽根	27	1
		カイゴメ谷		本洞	7	1
		かさ洞谷		本洞	17	0
		大谷		小閑	10	0

12-4 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）

水系名	河川名	溪 流 名	所 在 地		保全対象	
			地 域	字	人 家 戸 数	公 共 施設等
飛騨川	飛騨川	森谷	萩原	小関	29	0
		高畠谷		上村	28	0
		門洞谷		上村	25	0
		白山洞谷		上村	27	0
		神明谷		古関	10	0
		鳥越谷		古関	2	1
		天神谷		花池	32	0
		白洞谷		跡津	10	0
		行水洞谷		跡津	19	1
		宮谷		中呂	24	1
		ヨシ洞谷		中呂	15	0
		ドウ洞谷		中呂	8	0
		用曾洞谷		中呂	5	0
		石浦谷		西上田	39	2
		倉洞谷		上上田	12	2
		北ノ俣谷		西上田	5	0
		稗畑谷 2 号		西上田	6	1
		小洞谷		定清	9	0
		稗畑谷		西上田	21	1
		外林谷		釜ヶ野	24	0
		森野谷		釜ヶ野	3	1
		柿板谷		西上田	5	0
		松尾谷	小坂	松尾門坂	5	0
		林ヶ洞谷		岩崎	9	0
		岩崎谷		岩崎	5	0
		大洞谷		門坂	11	0
		小洞谷		門坂	11	0
		シマガ谷		門坂	9	1
		ナルキ谷		無数原	8	0
		ミトカ洞谷		無数原	17	2
		矢ヶ洞谷		滝ヶ野	13	0
		セツ谷		滝ヶ野	15	1
		コブトチ谷		大垣内	8	1

12-4 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）

水系名	河川名	溪 流 名	所 在 地		保全対象	
			地 域	字	人 家 戸 数	公 共 施設等
飛騨川	飛騨川	上垣内谷	小 坂	大垣内	31	1
		洞口谷		大垣内	29	1
		倉洞谷		大垣内	22	0
		狐洞谷		大垣内	15	1
	濁河川	草木谷		濁河	0	0
		湯ノ谷		落合	0	0
	小黒川	北洞谷		麦島	8	0
	鹿山谷	下が洞口谷		鹿山	5	0
	大洞川	葛谷		大洞	16	2
		上ヶ洞谷		小和田	10	0
		松ヶ洞谷		湯屋	22	0
		田の洞谷		湯屋	2	1
		念仏谷		湯屋	16	0
	小坂川	小野洞谷		赤沼田	6	1
		赤沼田谷		赤沼田	8	0
		大萱谷		赤沼田	7	0
		溝口谷		赤沼田	8	0
		東平谷		長瀬	11	0
		松原谷		長瀬	11	0
		くら平谷		長瀬	5	0
		ヨナカラ谷		長瀬	7	0
		下洞谷		古子	5	0
		白土洞谷		長瀬	38	1
		ヤシロ平谷		長瀬	9	1
		ヨウジケ平谷		味屋	15	0
		高天ヶ原谷		味屋	9	0
	飛騨川	足谷		上段	25	1
		唐谷		蕨野	7	0
		ワラビノ谷		蕨野	12	0
		溝上谷		坂下	17	1
		清水平谷		坂下	19	0
		見上谷		石飛	5	0
		滝谷	下 呂	東上田	0	1

水系名	河川名	溪 流 名	所 在 地		保全対象	
			地 域	字	人 家 戸 数	公 共 施設等
飛騨川	飛騨川	滝谷	下呂	東上田 保木口	32	1
		有連谷		東上田(保木口)／(上野)	14	0
		コウト洞谷		東上田(上野)	15	2
		大沢滝		東上田(上野)	19	0
		カツノ谷		東上田(上野)	2	1
		平岩谷		湯之島(中野)	25	1
		細野谷		幸田(神明町)	66	2
		芦谷		幸田(神明町)	71	3
		阿多野谷		森(大洞)	19	1
		ナルナシ谷		森(大洞)	11	0
		芝切谷		森(大洞)	12	1
		芝切谷		森(大洞)	3	1
		大野林谷		森(大洞)	0	1
		阿多野川		森(宮本第一／宮本第二)	351	5
		藤ヶ野谷		森	79	1
		黒戸谷		森(上森)	69	0
		豊口谷		少ヶ野(船渡)	8	0
		船戸谷		少ヶ野(船渡)	17	1
		トチノシタ谷		少ヶ野(船渡)	6	0
		小川谷		小川(上小川／中小川)	78	3
		小洞谷		小川(上小川)	1	1
		井口谷		小川(上小川)	1	1
		初矢谷		小川(中小川)	7	1
		道添谷		小川	183	3
		住吉谷		少ヶ野(住吉)	32	0
		坂下谷		少ヶ野(愛宕)	15	1
		スミヤキヲ谷		少ヶ野(愛宕)	5	0
		オンマカ谷		少ヶ野(愛宕)	16	0
		垣添谷		小川 大渕	18	0
		大渕谷		小川 大渕	18	0
		大石ヶ洞谷		小川 大渕	15	2
	竹原川	黒石谷		御厩野 小田畠	5	0

水系名	河川名	溪 流 名	所 在 地		保 全 対 象	
			地 域	字	人 家 戸 数	公 共 施設等
飛騨川	白山川	威徳寺谷	下 呂	御厩野（見座）	20	1
	竹原川	上小田畠		御厩野 小田畠	5	0
		中小田畠		御厩野 小田畠	6	0
		中谷		御厩野（大畠）	38	0
		岩野谷		御厩野（大畠）	10	0
		上野谷		御厩野（大畠）	7	0
		新開谷		野尻（向上）	30	1
		白山川		野尻（第二）	20	0
	竹原川	コグルミ谷		野尻（泉）	30	0
		黒石谷		宮地（栃村）	5	0
		高ドヤ谷		宮地（栃村）	1	1
		谷向谷		宮地（栃村）	8	1
		洞奥谷		宮地（栃村）	21	0
		道上谷		宮地	73	0
	乗政川	長洞谷		乗政（乗政上組）	7	0
		日向谷		乗政（乗政上組）	16	1
		棚谷		乗政（乗政上組）	17	0
		水上谷		乗政（共栄／西村）	36	0
		小池谷		乗政（三ツ石）	22	0
		泉洞谷		乗政（第二）	7	0
		奥栢谷		乗政（第一）	10	0
		市右エ門垣内谷		乗政	58	2
		高笛谷		宮地（上組）	6	0
		不動洞谷		宮地（上組）	9	0
		岩ヶ谷		宮地（上組）	20	1
		此ノ奥谷		宮地（中組／川下）	56	3
	竹原川	溝上谷		宮地（川下）	15	0
	飛騨川	茂谷		三原	1	0
		イワヤ谷		三原	1	0
		樋ヶ洞谷		保井戸	5	0
		檜山谷		保井戸／門原	7	0
		押場谷		保井戸	32	1
		押場谷		保井戸	16	1

水系名	河川名	溪 流 名	所 在 地		保全対象	
			地 域	字	人 家 戸 数	公 共 施設等
飛騨川	飛騨川	小野谷	下 呂	保井戸	9	1
	輪川	庄助洞谷		蛇之尾 大鹿野	8	0
		枯尾谷		蛇之尾	3	1
		庚申ヶ尾谷		田口	9	0
		越シケ平谷		夏焼 中切	5	1
		西洞川		夏焼 中組	15	1
		官洞川		夏焼 (中切)	6	0
		カラ谷		夏焼 有里	7	0
		観音平谷		夏焼 鳥屋野	6	0
		水口谷		夏焼 (下夏焼)	22	1
	久野川	細畑谷		久野川	6	0
	飛騨川	境平谷		瀬戸	0	1
		野首谷		焼石	47	3
	門和佐川	寺ヶ洞谷		門和佐 (東部)	6	0
		出口谷		門和佐 (昭和／東部)	9	0
		向山谷		門和佐 (昭和)	4	1
		加倉谷		門和佐 (昭和)	5	0
		中野谷		門和佐 (昭和)	6	3
		伊佐谷		門和佐 (中村)	5	0
		野口谷		門和佐 (中村)	3	0
		下向谷		門和佐 (中村)	8	0
		小野洞谷		門和佐 (中村)	6	0
		宮洞谷		門和佐 (中村)	9	0
		大洞		門和佐 芋沢上	16	0
		尾羽根谷		門和佐 芋沢上	13	0
		大野谷		門和佐 大野	6	1
		上萱場谷		門和佐 大野	5	0
		鈴ヶ洞谷		火打	6	1
		高後谷		火打	6	2
		さいませ谷		和佐	5	0
		和佐谷		和佐	12	0
		森おんじ谷		和佐	22	2
		田ノ洞谷		和佐	6	0

水系名	河川名	溪 流 名	所 在 地		保全対象	
			地 域	字	人 家 戸 数	公 共 施設等
飛騨川	飛騨川	水洞谷	下呂	三ツ渕	6	1
		大脇谷		中切 地蔵野	1	1
		樽ヶ洞谷		中切	7	0
		水上谷		福来	6	0
		妙明谷		中切 地蔵野	6	1
		中切谷		中切	14	0
		前平谷		中切	16	0
		四美谷		福来	2	0
		下洞谷		中津原	45	2
		寺洞谷		中津原	50	1
		下洞谷		中津原	7	1
弓掛川	弓掛川	梅尾谷	金山	弓掛 (奥平)	0	0
		長淵谷		弓掛 中平	0	0
		東谷		弓掛 中平	0	0
馬瀬川	馬瀬川	小松平	弓掛	弓掛	0	0
		細洞		乙原	7	0
		千谷		乙原	25	1
		乙原谷		乙原	9	1
		貝谷		乙原	5	0
		坂ヶ洞		乙原	6	0
		前洞谷		岩瀬 (八坂)	13	2
		久保谷		岩瀬 (中原)	9	0
和良川	ゴウロビラ谷			祖師野	3	0
馬瀬川	馬瀬川	上中原谷		岩瀬 (中原)	8	0
		中原谷		岩瀬 (中原)	13	0
		大新宮谷		祖師野	39	0
		野谷支川		祖師野	15	0
戸川	戸川	戸の洞谷		戸部 (上戸川)	6	0
		尾垣谷		戸部 (上戸川)	3	1
		中戸川谷		戸部 (中戸川)	3	1
下谷洞	羽根洞谷			戸部 (中戸川)	5	0
戸川	戸川	小洞谷		戸部 (中戸川)	5	0
		諸原谷		戸部 (小戸川)	6	0

水系名	河川名	溪 流 名	所 在 地		保 全 対 象	
			地 域	字	人 家 戸 数	公 共 施設等
飛騨川	馬瀬川	藤後野谷	金 山	戸部（打尾）	5	0
		柄洞谷		戸部（打尾）	5	0
		下打尾谷		戸部（打尾）	5	1
		細洞		東沓部（谷合）	5	0
		大洞谷		東沓部（谷合）	14	0
		出合谷		東沓部（谷合）	7	1
		小境谷		東沓部（谷合）	5	1
		大境谷		東沓部（谷合）	5	1
		洞戸谷		東沓部（下沓部）	5	0
		西山谷		戸部（西沓部）	3	0
		藤森谷		東沓部（下沓部）	7	0
		東方谷		東沓部（下沓部）	5	0
		下沓部谷		東沓部（下沓部）	6	0
	横谷川	横谷峡		菅田笹洞（笹洞新田）	4	1
	馬瀬川	登路瀬谷		貝洞新田 登路瀬	5	0
		己屋洞谷		金山（奥金山）	9	0
		水ヶ洞口谷		金山（奥金山）	9	0
		神田谷		金山（奥金山）	11	0
		中谷		金山（奥金山）	32	0
		水ヶ洞谷		金山 田淵	4	4
		湯谷		金山（奥金山）	15	0
	長洞谷	御滝谷		金山（中宮）	18	0
		樽ヶ洞谷		金山（中宮）	22	0
	飛騨川	裏山谷		大船渡（日の出町）	79	2
		大船渡谷		大船渡（日の出町）	72	1
		保木口谷		大船渡（日の出町）	68	1
		田戸洞谷		田島	8	0
	菅田川	湯馬谷		菅田笹洞 前山	8	1
	菅田川	樽ヶ洞谷		菅田笹洞（笹洞）	5	0
		中大洞		菅田笹洞（笹洞）	6	0
		中洞		菅田笹洞（笹洞）	2	1
		丹部谷		菅田笹洞（笹洞）	6	1

12-4 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）

水系名	河川名	溪 流 名	所 在 地		保全対象	
			地 域	字	人 家 戸 数	公 共 施設等
飛騨川	菅田川	浦ヶ洞	金 山	菅田笹洞（前山）	5	0
		人洞谷		菅田笹洞 與市野	6	1
		大林谷		菅田笹洞 與市野	5	0
		室洞川		菅田笹洞 和田	6	0
	貝洞川	貝洞川		菅田笹洞（貝洞）	15	0
		洞之谷		菅田笹洞（貝洞）	13	0
		西ヶ洞谷		菅田笹洞（貝洞）	13	0
		向平谷		菅田笹洞（貝洞）	5	1
		羽根洞谷		菅田笹洞（貝洞）	6	1
		内田谷		菅田笹洞（貝洞）	3	1
		月本谷		菅田笹洞（貝洞）	7	1
	菅田川	小麦田谷		菅田笹洞（月本）	5	0
	前洞谷	八谷戸谷		菅田笹洞（前洞）	5	0
		大島谷		菅田笹洞（神田）	5	0
		口中谷戸谷		菅田笹洞（神田）	0	0
		目黒谷		菅田笹洞（前洞）	9	0
	菅田川	高井洞谷		菅田笹洞（高屋）	7	1
		市坂谷		菅田笹洞（高屋）	6	0
		銅洞谷		菅田笹洞（大谷戸）	6	0
		又八谷		菅田笹洞（大谷戸）	2	1
		氏子谷		菅田笹洞（大谷戸）	14	0
		牛ヶ洞谷		菅田笹洞（大谷戸）	6	0
		河尻谷		菅田笹洞（大谷戸）	7	0
		上井尻谷		金山（中宮）	6	0
		宮洞谷		金山（中宮）	5	0
		坂谷		金山（中宮）	23	0
		井之上谷		金山（井尻）	9	0
馬瀬川	田代洞	馬 瀬	川上（奥川上）	5	0	
			黒石 黒石垣内	0	0	
			黒石 黒石垣内	6	0	
			数河 数河垣内	12	1	
			数河 数河垣内	7	1	
			中切 見広	8	1	

12-4 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）

水系名	河川名	溪 流 名	所 在 地		保全対象	
			地 域	字	人 戸 数	公 共 施設等
飛騨川	馬瀬川	イシヤン谷	馬瀬	中切 見広	8	0
		柏木谷		中切 神垣内	5	0
		小川林谷		中切 小川林	5	0
		里谷		中切／堀之内 神垣内／神手	9	0
		桜谷		堀之内 神手	2	0
		川戸洞谷		堀之内 小垣内	6	0
		水上洞谷		堀之内 小垣内	5	0
		本洞谷		名丸 荻原	6	0
		官洞川		名丸 荻原	1	0
		水洞谷		名丸 荻原	5	0
		日面谷		名丸 藤ヶ瀬	0	1
		藤ヶ瀬谷		名丸 藤ヶ瀬	2	1
		水洞谷		名丸 (下名丸)	2	0
		野黒谷		井谷	4	1
		清水谷		井谷	5	0
		大野谷		惣島 (大野)	5	0
		峠戸谷		惣島 (大野)	8	1
		井戸谷		惣島 (惣島)	1	1
		山ヶ洞谷		惣島 (柵尾／屋形)	7	0
		中尾谷		西村 柿本	14	3
		石浦谷		西村 柿本	12	3
		柿洞谷		西村 柿本	13	0
		坂本谷		西村 坂本	6	0
		歩岐高		西村 坂本	8	0

2 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）（II）

人家戸数1戸以上5戸未満の渓流

(下呂土木事務所)
平成16年4月1日現在

水系名	河川名	渓 流 名	所 在 地		保全対象 人家戸数
			地 域	字	
飛騨川	飛騨川	宮田1	萩 原	宮田	3
		松尾谷		大ヶ洞	2
		林ヶ洞谷		大ヶ洞	2
		大洞谷		大ヶ洞	3
		大洞谷		大ヶ洞	2
		四美1		四美	1
		四美2		四美	1
		四美3		四美	3
	カジヤ谷	カジヤ支流1号		カジヤ	3
		カジヤ支流2号		カジヤ	3
山之口川	山之口川	山之口2	山之口	山之口	1
		クナ洞谷		尾崎	2
飛騨川	飛騨川	奥田洞1		奥田洞	1
		桜谷		桜洞	2
		古関1		古関	3
		中呂1		中呂	2
		跡津1		跡津	3
		稗畑谷3号		定清	2
小坂川	ノクン洞谷	小 坂	深作 赤沼田		2
大島谷	大島谷		福来		1
飛騨川	飛騨川	奥洞谷・栎洞谷	下 呂	東上田	1
		宮地大洞谷		宮地	1
		上ヶ平谷		森	1
		清水坂谷		幸田(栄町)	1
		山本谷		小川(中小川)	1
白山川	白山川	黒石谷		御厩野(見座)	2
		黒石谷		野尻(第二)	4
乗政川	乗政川	足谷		乗政(乗政上組)	3
		権太郎沢谷		乗政(西村)	3

水系名	河川名	渓 流 名	所 在 地		保全対象人家戸数
			地 域	字	
飛騨川	竹原川	溝上谷	下 呂	宮地 (川下)	2
		梅原谷		宮地 (川下)	2
	輪川	桜谷		蛇之尾	2
		沼ヶ平谷		蛇之尾	3
		官洞川		蛇之尾	3
		如来森谷		田口	1
		うるしだわ谷		夏焼 (中組)	4
		湯口谷		夏焼 (下夏焼)	4
	久野川	赤沢上谷		久野川	4
		若柄谷		久野川	4
	飛騨川	割谷		瀬戸	2
		穴洞谷		瀬戸	2
門和佐川	門和佐川	西垣内谷	門和佐 (東部)	門和佐 (東部)	2
		厩ヶ田谷		門和佐 (東部)	2
		窪田谷		門和佐 (東部)	1
		日影谷		門和佐 (昭和)	2
		西ヶ洞谷		門和佐 芋沢上	4
		萱場谷		門和佐 大野	1
		萱場谷		門和佐 大野	1
		日影島田		門和佐 大野	1
		中島谷		門和佐 (西部)	1
		鍋ヶ野谷		門和佐 (西部)	1
		焼山谷		火打	1
		茂谷		火打	4
		大平谷		和佐	1
		田ノ洞谷		和佐	1
飛騨川	飛騨川	阿多野谷	金 山	中切 (飛騨谷)	1
		大洞谷		福来	2
		大洞谷		福来	1
		黒石谷		福来	1
		黒石谷		福来	3
		黒石谷		福来	1
		四美谷		福来	2
	馬瀬川	宮洞川		岩瀬 (八坂)	1

水系名	河川名	溪 流 名	所 在 地		保全対象人家戸数
			地 域	字	
飛騨川	馬瀬川	八福堂谷	金 山	祖師野	2
	戸川	大洞口		戸部 厚曾	2
		カナツバ谷		戸部 厚曾	1
		アジメ滝		戸部	1
		柿登呂瀬谷		戸部	1
		万場谷		戸部 (上戸川)	3
		棚洞		戸部 (上戸川)	2
		内方		戸部 (中戸川)	1
	横谷川	京成山谷		戸部 (中戸川)	1
		カシガタリ谷		金山	1
		横谷峡		菅田笹洞 (笹洞新田)	2
	馬瀬川	横落谷		金山 (諏訪町)	2
		明治谷		渡	1
飛騨川	宮之前谷			田島	2
菅田川	丹部洞			菅田笹洞	1
	和田洞谷			菅田桐洞	4
貝洞川	醒ヶ生谷			菅田桐洞 (貝洞)	2
前洞谷	ヌカスカ谷			菅田桐洞 (前洞)	4
	杉ヶ洞谷			菅田桐洞 (前洞)	2
	中谷戸谷			菅田桐洞 (前洞)	3
菅田川	内方谷			菅田桐洞 (高屋)	3
	野谷			菅田桐洞 (高屋)	1
馬瀬川	アカイワ谷	馬 瀬	川上		1
	大洞谷		川上 (奥川上)		2
	梨ヶ平谷		川上 (奥川上)		3
	大洞谷		川上 (芋島)		2
	黒石谷		川上 (芋島)		1
	黒石谷		黒石 無笹		2
	下沢洞		黒石 (大向)		2
	黒石谷		黒石 黒石垣内		2
	黒石谷		黒石 黒石垣内		1
	中三谷		黒石 大向／和田		3
	大洞谷		黒石 和田		2

12-4 土砂災害警戒区域等（土石流・急傾斜地の崩壊）

水系名	河川名	溪 流 名	所 在 地		保全対象人家戸数
			地 域	字	
飛騨川	馬瀬川	小洞谷	馬瀬	中切 小川林	3
		下樽谷		数河 大坪	2
		梅ヶ枝谷		堀之内 小垣内	1
		尻高洞谷		名丸 三十	2
		大畠平谷		名丸 深瀬	2
		鰯山谷		名丸 (下名丸)	1
		小洞谷		名丸 (下名丸)	1
		松ヶ尾谷		惣島	3
		水口谷		惣島 (屋形)	3

12-5 防災重点農業用ため池

(農林部農務課)
 (令和1年12月1日現在)

ため池名	所在地	受益面積 (ha)	堤高(m)	貯水量(千m³)	緊急連絡体制	備考
杉ノ下ため池	下呂市萩原町羽根	5.0	3.0	1.4	○	
田島第1池	下呂市金山町田島2427	2.6	4.9	2.0	○	
田島第2池	下呂市金山町田島2426	2.6	3.8	1.0	○	

12-6 孤立予想地区一覧表

地域	地区		備考
下呂	小川	大林地区	
	森	大洞地区	
	乗政	三ッ石地区	
	蛇之尾	大鹿野地区	
	門和佐	大野地区	
	久野川	久野川地区	
萩原	山之口	山之口地区	
	尾崎	尾崎1地区	
	尾崎	尾崎2地区	
	大ヶ洞	大ヶ洞地区	
	奥田洞	奥田洞地区	
金山	菅田笹洞	菅田4区	
	菅田桐洞	菅田5区	
	金山	藤倉地区	
	中切	麻生谷地区	
小坂	全地区		
馬瀬	全地区		

12-7 重要水防箇所

注意度	水系名	河川名	左右岸の別	地先名	延長(m)	理由	摘要 ()内は水防工法参考例
A	木曽川	大洞川	左	下呂市小坂町湯屋小坂川合流点から上流	1,000	護岸不備	(積土のう工)
A	木曽川	小坂川	左	下呂市小坂町赤沼田カヌ一場より下流	800	護岸不備	(積土のう工)
A	木曽川	飛騨川	右	下呂市小坂町門坂岩崎大橋より下流、岩崎谷合流点まで	700	護岸不備	(積土のう工)
A	木曽川	飛騨川	右	下呂市小坂町大島見上谷合流点から下流	500	護岸不備	(積土のう工)
A	木曽川	飛騨川	左	下呂市萩原町奥田洞美島橋から上流	300	堤防高不足	(積土のう工)
A	木曽川	飛騨川	右	下呂市萩原町尾崎杉谷合流点上流100mから萩原町羽根朝霧橋下流300mまで	2,800	護岸不備	(裏むしろ張り工、裏シート張り工、むしろ張り工、シート張り工)
A	木曽川	飛騨川	左	下呂市萩原町上呂浅水橋から下流	1,000	堤防高不足	(積土のう工)
A	木曽川	飛騨川	左	下呂市萩原町萩原桜谷合流点から下流萩原町中呂中電輸送管まで	6,000	堤防高不足	(積土のう工)
A	木曽川	飛騨川	右	下呂市萩原町古関益田橋から上流へ500m、下流へ700m	1,200	堤防高不足	(積土のう工)
A	木曽川	飛騨川	右	下呂市萩原町跡津中ノ島大橋から上流600m、下流1,000m	1,600	堤防高不足	(積土のう工)
A	木曽川	飛騨川	右	下呂市萩原町西上田第8益田川鉄橋から下流	900	堤防高不足	(積土のう工)
A	木曽川	飛騨川	左	下呂市東上田瀬戸ダムから上流	1,000	堤防高不足	(積土のう工)
A	木曽川	飛騨川	右	下呂市萩原町西上田南ひだせせらぎ病院から上流200m、下流200m	400	堤防高不足	(積土のう工)
A	木曽川	飛騨川	左	下呂市大渕帶雲橋から上流の下呂市湯之島益田川第7鉄橋付近まで	5,400	堤防高不足	(積土のう工)
A	木曽川	飛騨川	右	下呂市少ヶ野河鹿橋上流200mから下呂市幸田益田川第6鉄橋上流300mまで	2,500	堤防高不足	(積土のう工)

A	木曽川	飛驒川	右	下呂市少ヶ野河鹿橋から下流	600	堤防高不足	(積土のう工)
A	木曽川	飛驒川	右	下呂市三原帶雲橋から下流	500	護岸不備	(積土のう工)
A	木曽川	竹原川	右	下呂市宮地乗政川合流点より下流	600	護岸不備	(積土のう工)
A	木曽川	乗政川	左	下呂市乗政不動橋より下流	300	護岸不備	(積土のう工)
A	木曽川	馬瀬川	右	下呂市馬瀬黒石宝鈴橋から上流200、下流100m	300	堤防高不足	(積土のう工)
A	木曽川	馬瀬川	左	下呂市馬瀬黒石宝鈴橋から下流100m付近から下流	300	堤防高不足	(積土のう工)
A	木曽川	馬瀬川	左	下呂市馬瀬堀之内共益橋から下流	150	護岸不備・堤防高不足	(積土のう工)
A	木曽川	馬瀬川	左	下呂市馬瀬中央橋下流300m付近から下流	200	堤防高不足	(積土のう工)
A	木曽川	馬瀬川	右	下呂市馬瀬井谷井谷橋から上流	200	護岸不備	(積土のう工)
A	木曽川	馬瀬川	左	下呂市馬瀬惣島惣島橋から下流	1,000	堤防高不足	(積土のう工)
A	木曽川	馬瀬川	右	下呂市馬瀬西村坂本橋から下流	80	堤防高不足	(積土のう工)
A	木曽川	馬瀬川	右	下呂市馬瀬惣島(惣島橋から下流)	190	堤防高不足	(積土のう工)

注意度Aとは、被害が次に該当するところとする。

- 1 人命の危険に及ぶと想定される場合
- 2 住居浸水が相当数になると想定される場合
- 3 国道、県道等が冠水し、交通不能が1日以上にわたるものと想定される場合
- 4 その他重大な被害が想定される場合

注意度Bとは、被害が次に該当するところとする。

Aより被害が軽微であると想定されるが、注意を要する箇所。

13 その他下呂市に関する資料

13-1 過去の主な市内の災害・国内の主な災害

発生年月日	災害種別	被 害 の 状 況 等
天正13年11月29日	地震	天正地震による災害（阿寺断層帯など複数の断層地震と伝えられている） 竹原地区的威徳寺七堂伽藍が倒壊焼失
安政元年6月20日	水害	豪雨による災害 数百箇所の山崩れ、人家数戸埋没、死傷者多数 俗に「下呂抜け」と言われる
明治9年3月14日	水害	豪雨による災害 益田川六尺洪水、温泉通り仮橋出来て89日目のところ落橋
明治23年10月6日	風水害	台風による豪雨災害 益田川の沿岸で、流出家屋15棟、堤防破損19箇所、道路決壊43箇所 萩原町羽根地区では田畠22ha、同古閑地区では田畠8ha流出
明治24年10月28日	地震	本巣郡根尾村を震源とする濃尾大地震（M8.0）は「根尾谷断層帯」が活動した典型的な直下型地震で、日本の陸域で発生した地震としては観測史上最大である。 当地域での被害は、道路に亀裂、家屋の一部破損等。
明治29年7月20日	水害	豪雨による災害 旧益田郡内では、床下浸水74戸、家屋流出13戸、同崩壊6戸、耕地浸水8.6ha、道路欠損31箇所、橋墜落95箇所（県調査） 萩原町尾崎・野上・羽根・古閑・跡津地区で益田川が出水 下呂地区では、耕地・家屋の損害や浴槽がほとんど全滅し、大正8年まで復興できず
明治38年6月21日～22日	風水害	台風による豪雨災害 旧益田郡の被害は、死者8人、家屋流失9戸、同崩壊22戸、床上浸水1,169戸 堤防決壊79箇所、道路決壊231箇所
明治39年4月21日	地震	地震による災害 萩原では、道路・障壁の破損 下呂では、倉庫壁に破損 小坂では、道路の亀裂、積石崩壊等
明治43年9月3日～4日	水害	豪雨による災害 益田川流域一帯で洪水が発生し、中原地区では山崩れが発生し、家屋の埋没による死傷者がいる
大正元年9月22日～23日	風水害	台風による暴風災害 金山町下原地区では住家全壊4戸、同半壊6戸、同一部破損44戸 萩原町では、住家半壊4戸、非住家全壊5戸、一部破損400戸余り
大正4年8月10日	水害	台風による豪雨災害 下呂地区では洪水により阿多野橋が流出
大正10年9月26日	風水害	暴風による災害 下呂地区では暴風により一部破損家屋数戸
大正12年7月15日	水害	暴雨による災害 下呂地区では洪水により阿多野橋が流出
昭和2年12月11日	火災	小坂町小坂町地区で町役場庁舎をはじめ45戸全焼
昭和7年7月7日	水害	暴雨による災害 東上田地区では、堤防が全壊し、住家数戸流出
昭和33年7月24日～27日	風水害	豪雨による災害 萩原で家屋全壊流10戸、同半壊5戸、床上浸水99戸、非住家被害147件、3橋流出 下呂で死者1人、負傷者3人、家屋全壊2戸、同半壊12戸、同流出28戸、

		床上浸水92戸、床下浸水176戸、非住家流失13戸、道路決壊13箇所、同流失3箇所、橋流失3箇所、橋梁・道路決壊29箇所、田畠の流失5ha、冠水20ha 小坂で家屋流失5戸、同半壊11戸、橋流失8箇所 馬瀬数河地区で橋流出、堤防決壊、家屋1戸、耕地4ha流出、家屋8戸浸水、川上岳見橋東岸橋台付近崩壊
昭和34年9月26日	風水害	伊勢湾台風（台風15号）による豪雨災害 人的被害：重軽1人・軽傷11人 住家被害：全壊40戸・半壊200戸 浸水被害：床上浸水：12戸・床下浸水：74戸 道路決壊、橋梁流失等史上かつてない大災害をもたらす
昭和35年8月13日	水害	台風12号による豪雨災害 飛騨川・馬瀬川氾濫、金山橋冠水、土砂崩れで2人死亡
昭和36年4月26日	火災	小坂町大島地区の住家9棟、非住家4棟、工場4棟を焼失
昭和36年6月28日	水害	豪雨による災害 萩原で床上浸水1世帯、床下浸水28世帯
昭和36年9月17日	風水害	第2室戸台風による暴風雨災害 萩原で家屋全壊1棟、同半壊4棟、床上浸水6棟
昭和39年11月18日	火災	萩原市街地で12世帯被災
昭和43年8月17日	水害	豪雨による災害 浸水被害：床上浸水：22棟 白川町内の国道41号線で観光バスが山崩れによる土砂に流され飛騨川に転落水没し、100名を超える行方不明者等の人的被害が発生
昭和44年9月9日	地震	郡上郡北部（奥明方村）を震源とする岐阜県美濃中部地震（M6.6）では、金山町北部、馬瀬村南部、萩原町の一部で震度5を記録。 被害は、家屋の一部破損数棟、崖崩れ・落石等による県道損壊などの土木被害が多く発生。
昭和46年9月6日	水害	台風による豪雨災害 下呂では死者1人、負傷者3人、家屋全壊3戸、同半壊6戸、同流失2戸、床上浸水49戸、床下浸水326戸、水路決壊104箇所、橋流失・決壊等62箇所等、特に竹原地区の被害は甚大で激甚災害指定となる
昭和51年9月12日	水害	台風による豪雨災害 浸水被害：床上浸水：1戸・床下浸水：12戸 安八町では長良川右岸堤防が決壊し、3536世帯が床上浸水の被害を受ける等、岐阜県史上最悪の河川災害となる
昭和55年12月29日	雪害	豪雪災害 工場、倉庫、畜舎等が主に被災
昭和56年1月3日～4日	雪害	豪雪災害 馬瀬川上地区で4世帯15人が孤立
昭和58年9月28日	水害	台風による豪雨災害 益田川が大洪水となり、全域に被害が発生 萩原では、床上浸水16戸、床下浸水47戸等 下呂では、負傷者1人、床上浸水20戸、床下浸水104戸等 小坂では、床上浸水7戸、床下浸水14戸等
昭和59年5月25日	林野火災	馬瀬黒石洞、西又で森林5ha焼失
昭和59年9月14日	地震	長野県木曾郡王滝村を震源とした長野県西部地震（M6.8）では、下呂町で推定震度4を記録。 被害は、家屋の一部破損10数棟。
平成7年1月17日	地震	兵庫県淡路島沖の明石海峡を震源とした兵庫県南部地震（M7.3）は、兵庫県を中心に近畿圏の広域が大きな被害を受けた。特に震源に近い神戸市街地の被害の様子は甚大で、国内のみならず世界中に衝撃を与えた。死者行方不明者約6千5百人、建物の被害は約24万9千棟。被害の特徴としては、都市の直下で起こった地震による災害であり、当時の地震災害としては戦後最大規模の被害を引き起こした。 この震災で、道路・鉄道・電気・水道・ガス・電話などのライフラインは寸断され、広範囲で機能しなくなった。これ以降、都市型災害及び地震対策

		<p>を語る上で「ライフライン」の早期復旧、「活断層」などへの配慮、建築工法上の留意点、「仮設住宅」「罹災認定」等の行政の対策などが注目されるようになった。</p> <p>この地震で、益田郡は震度3を記録したものの、被害はなかった。</p>
平成8年6月25日	鉄道事故	<p>J R 高山線 特急ひだ15号脱線事故</p> <p>J R名古屋駅19時40分発高山行き、特急ひだ15号（J R下呂駅21時18分到着予定）が下呂市三原地内、三原トンネル北側出口付近で上方約70mから落下していた3～4m四方の岩に衝突した。5両編成のうち先頭2両が右側線路外へ脱線し、乗客148名乗員2名のうち負傷者は16名（軽傷）であった。</p>
平成11年9月15日	水害	<p>台風16号及び秋雨前線による豪雨災害</p> <p>小坂では、山腹崩壊により全壊1戸、一部破損2戸、床下浸水20戸、15世帯85人に避難勧告、57世帯196人が自主避難</p> <p>金山では、中小河川氾濫による床上浸水21戸、床下浸水34戸、道路、農地等の被害が発生</p>
平成13年4月22日	林野火災	馬瀬村下山で森林65ha焼失
平成14年1月2日	雪害	多いところで積雪60cmに達し、道路・河川に大規模な倒木を引き起こしそれに伴い、道路の通行止め、停電等の被害が発生
平成15年1月18日	車両火災	<p>釣鐘洞門タンクローリー車両火災</p> <p>下呂町三原地内の国道41号釣鐘洞門内で、危険物積載（ガソリン10kℓ）を積載したタンクローリーと大型ダンプトラックが正面衝突、爆発炎上し、両方の車両の運転手2名が死亡。この事故により、国道41号が2日間にわたり通行止めとなった。</p>
平成16年10月20日	水害	<p>台風23号による豪雨災害</p> <p>浸水被害：床上浸水：2棟・床下浸水：16棟 13世帯39人に避難勧告、62世帯140人が自主避難 道路決壊、護岸決壊等、馬瀬地域を中心の大災害をもたらす。</p>
平成23年3月11日	地震津波	<p>宮城県三陸沖の海底を震源とした東北地方太平洋沖地震は、日本における観測史上最大のマグニチュード（M9.0）を記録し、東日本大震災を引き起こした。この地震により未曾有の大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。また、地震の揺れや液状化現象、地盤沈下、農業用ダムの決壊などにより、東北と関東の広大な範囲で被害が発生し、各種インフラも寸断された。震災の死者、行方不明者は約2万人、建物の被害は約30万戸。</p> <p>また、地震と津波の影響を受けた福島原子力発電所では、原子炉の冷却装置が被害を受け、大量の放射性物質の放出を伴う重大な原子力事故に発展した。</p> <p>下呂市からは、消防の緊急援助隊が出動するなど、市職員やボランティアも救援活動に参加した。また、下呂市への避難は、福島県、茨城県から7世帯21人を受け入れた。</p> <p>この地震で、下呂市は震度3を観測したものの、被害はなかった。</p>
平成23年8月23日	水害	<p>局地的豪雨による災害</p> <p>23日の午前7時に市内で1時間に約100mmの雨が観測されたため、岐阜地方気象台は記録的短時間大雨情報を発表した。萩原町では256mmの日雨量が観測され、8月としては31年ぶりに過去最多を記録した。</p> <p>浸水被害：床上浸水：5棟・床下浸水：86棟</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 避難準備情報 小坂湯屋地区(96世帯305人) 2. 避難勧告 飛騨川沿いの地域(4,680世帯12,348人) 3. 土砂災害避難勧告 萩原町尾崎、野上、羽根、宮田地区(978世帯3,025人) <ul style="list-style-type: none"> ・河川水路の決壊、護岸決壊、林道・治山による被害等、萩原下呂地域を中心に豪雨災害をもたらす。 ・人的被害 2名負傷 ・金山町弓掛 上平キャンプ場の利用者48人が一時足止め
平成26年8月17日	水害	<p>局地的豪雨による災害</p> <p>浸水被害：床上浸水：1棟・床下浸水：2棟</p> <p>馬瀬地域全域（412世帯1,264人）に避難勧告、49世帯99人が避難</p> <p>萩原町山之口でも2世帯3人及び山之口キャンプ場の利用者30人が自主避難</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・川上地内吊橋流失により、別荘に4名取り残され、翌日午前9時40分岐阜県防災ヘリにより救出。 ・金山町弓掛 飛騨金山の森キャンプ場の利用者60名が一時足止め ・道路決壊、護岸決壊等、馬瀬地域を中心に被害をもたらす。
平成26年9月27日	御嶽山噴火	<p>1979年噴火口付近で水蒸気爆発を起し、戦後最悪の噴火災害となった。 死者57名、行方不明者6名 (H26.10.23 13時現在長野県発表)</p> <p>27日午前11時52分の噴火を受け、下呂市でも午後1時小坂振興事務所に災害警戒本部を設置。岐阜県側への下山者のうち長野県側からの登山者を80名搬送した。重症者1名については、翌日山岳救助隊により五の池小屋から登山道途中（お助け水付近）まで担架で搬送し、県警ヘリによりピックアップ後高山日赤病院に搬送した。岐阜県側の下山者130名、うち重症者2名、軽症者8名。10月17日午後10時をもって災害警戒本部を解散した。</p>
平成26年12月16日～18日	雪害	<p>豪雪災害 降雪積雪による倒木が多数発生 飛騨地域および下呂市内では国道を含む多数の道路で倒木による通行止めが発生。馬瀬川上では積雪150cmを記録 市内で孤立地域、長時間の停電が複数箇所で発生し馬瀬地域では避難所を開設した。</p>
平成30年6月28日～平成30年7月8日	水害	<p>局地的豪雨による災害（災害救助法適用） 6月27日から7月1日にかけて美濃地方と飛騨地方の境界付近を中心に大雨となり、6月27日から7月1日までの総雨量が萩原町で282mmを記録した。 7月4日に台風7号が日本海で温帯低気圧に変わり、8日にかけて前線が本州に停滞し、岐阜県の飛騨、中濃で7月の平均の2倍を超える大雨となり、金山町では1時間に108mmの猛烈な雨を観測し、統計開始以来の極値を更新した。 また、7月8日に大雨特別警報（土砂災害、浸水害）を発表した。 ・道路橋梁の損壊、河川氾濫、萩原町上上呂山腹崩壊、金山地域を中心に家屋への浸水、人的被害なし ・住家浸水被害：床上浸水：48棟・床下浸水：67棟 ・避難情報発令状況 6/29 避難指示 萩原町上上呂・下上呂 (90世帯293人) 6/29 避難準備・高齢者等避難開始 市全域 (12,236世帯32,823人) 6/29 避難勧告 萩原町下上呂(40世帯130人) 7/4 避難準備・高齢者等避難開始 萩原町上上呂・下上呂 (90世帯293人※1) 7/4 避難勧告 萩原町山之口・上上呂・下上呂、馬瀬全域 (593世帯1,807人※1) 7/5 避難指示 萩原町上上呂・下上呂 (90世帯293人※1) 7/5 避難準備・高齢者等避難開始 萩原・小坂・下呂全域 (9,425世帯25,629人※1) 7/8 避難指示 金山全域、三原・竹原・上原 (3,881世帯10,606人) (※1) 発令中の避難指示・避難勧告世帯人員を含む</p>
令和2年7月3日～令和2年7月14日	水害	<p>局地的豪雨による災害（災害救助法適用）令和2年7月豪雨災害 7月3日から7月14日にかけて断続的に大雨となり、萩原町では3日から8日の降り始めからの雨量が769.5mmを観測し、7日から8日にかけて3時間降水量135.0mm、6時間降水量250.5mm、24時間降水量414.0mmそれぞれ観測史上1位の記録となった。また、飛騨川水位（上呂観測所）において7.76mに達するなど記録的な大雨となり、7月8日に大雨特別警報を発表した。 ・飛騨川からの越水や中小河川の氾濫、土砂災害により道路・橋梁等の損壊、小坂町門坂地内国道41号線路面崩落、小坂、萩原地域を中心に家屋への浸水。人的被害なし。 ・住家被害 全壊4棟、大規模半壊6棟、半壊18棟、一部損壊190棟（床上浸水17棟、床下浸水169棟、その他4棟） 計218棟</p>

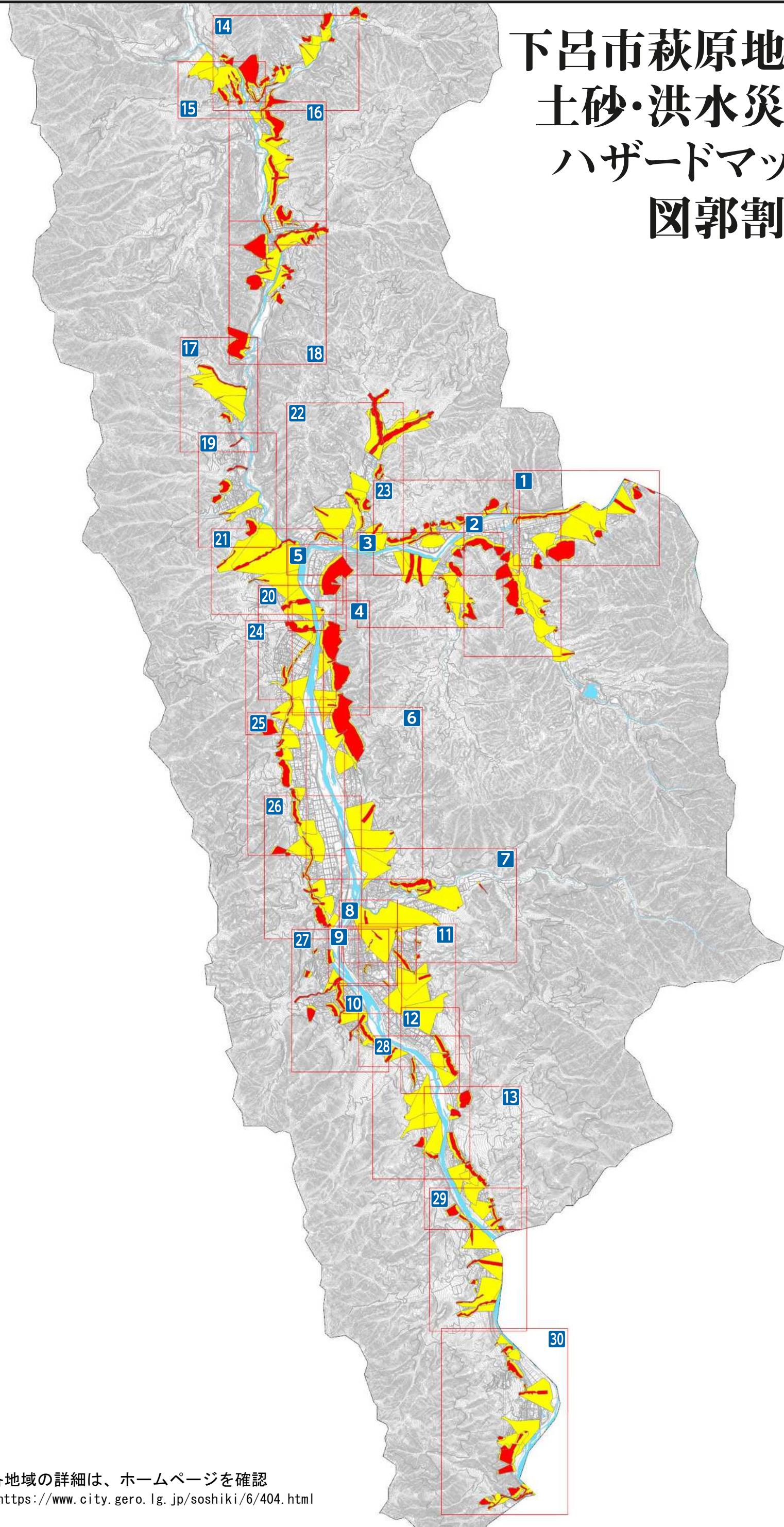
		<p>・避難情報発令状況</p> <p>7/6 避難準備 下呂市全域 避難勧告 萩原町宮田、大ヶ洞、奥田洞、上上呂、下上呂、山之口、尾崎1、尾崎2、尾崎3、四美、野上（1,178世帯3,371人）</p> <p>7/7 避難勧告 萩原町西上田南部（5世帯333人）小坂町長瀬、赤沼田、落合、湯屋、大洞（409世帯1,148人） 小坂地域全域（713世帯1,763人）馬瀬地域全域（403世帯1,093人） 萩原地域全体（2,375世帯6,393人）</p> <p>7/8 避難指示 下呂市全域（12,156世帯31,571人）</p> <p>7/9 避難指示 萩原、小坂、馬瀬全域（5,078世帯14,168人） 避難勧告 下呂、金山全域（7,078世帯17,403人）</p> <p>7/12 避難勧告及び避難指示解除 下呂市全域</p> <p>7/13 避難準備 萩原、小坂、馬瀬地域（5,078世帯14,168人）</p> <p>7/14 避難準備解除</p>
令和3年8月13日～令和3年8月19日	水害	<p>局地的豪雨による災害</p> <p>8月12日から8月19日にかけて断続的に大雨となり、下呂市萩原では8月14日から15日にかけての24時間降水量は294.5ミリ、13日から15日にかけての48時間の降水量は445.0ミリを観測し、これまでの8月の1位の値を更新する大雨となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 飛騨川や中小河川の増水、土砂災害により道路・河川構造物等の損壊、萩原町花池地内国道41号線路面崩落、小坂、萩原、下呂地域で家屋への浸水（床下14件）。人的被害なし ◎ 避難情報発令状況 <p>8/13・高齢者等避難発令 下呂市全域 ・避難指示発令（監視雨量計による） 大ヶ洞区5班の一部（8世帯26人） 小坂町川井田地区・長瀬区2組、3組の一部（88世帯223人）</p> <p>8/14・避難指示発令 小坂町・大島・大垣内・門坂・無数原区（601世帯1,516人） 大ヶ洞区3.4.5班（32世帯109人） 小坂町全域（既避難指示地域を除く）（412世帯1,089人） 西上田区南部地域（4世帯333人） 門原・保井戸・瀬戸・三ツ渕・焼石地区（179世帯460人） 下呂市全域（12,143世帯31,411人）</p> <p>8/15・避難指示解除 下呂市全域</p> <p>8/17・避難指示発令（監視雨量計による） 小坂町川井田地区・長瀬区2組、3組の一部（88世帯223人） 大ヶ洞区5班の一部（8世帯26人） 高齢者等避難発令・下呂市全域（既避難指示地域除く）</p> <p>8/18・避難指示発令 小坂町全域（既避難指示地域を除く）（1,013世帯2,605人） 宮田・大ヶ洞（既避難指示地域を除く）・奥田洞 四美・尾崎3・上上呂・下上呂・野上・羽根区（1,387世帯4,057人） ・避難指示解除 小坂町川井田地区・長瀬区2組、3組の一部及び（大ヶ洞区5班の一部については継続） ・高齢者等避難解除 避難指示以外の地域</p> <p>8/1・避難指示解除小坂町川井田地区・長瀬区2組、3組の一部 大ヶ洞区5班の一部</p>

13-2 文化財保有件数

文化財種別	国指定	県指定	市指定	合計
重要文化財	4	16	257	277
建造物	3	1	19	23
絵画		2	32	34
彫刻	1	7	70	78
工芸品		3	57	60
書跡		2	22	24
典跡			8	8
古文書		1	21	22
考古資料			8	8
歴史資料			20	20
重要無形文化財				0
重要有形民俗文化財	1	5	23	29
重要無形民俗文化財	1		10	11
史跡		7	55	62
名勝		2	4	6
天然記念物	3	27	88	118
登録有形文化財（建造物）	9			9
合計	18	57	437	512

下呂市萩原地域 土砂・洪水災害 ハザードマップ 図郭割図

- 1 宮田
- 2 大ヶ洞
- 3 奥田洞
- 4 上上呂①
- 5 上上呂②
- 6 下上呂
- 7 桜洞
- 8 萩原上
- 9 萩原中
- 10 萩原下
- 11 上村
- 12 花池
- 13 中呂
- 14 山之口①
- 15 山之口②
- 16 山之口③
- 17 尾崎1区①
- 18 尾崎1区②
- 19 尾崎2区
- 20 尾崎3区①
- 21 尾崎3区②
- 22 四美①
- 23 四美②
- 24 野上
- 25 羽根①
- 26 羽根②
- 27 古関
- 28 跡津
- 29 西上田①
- 30 西上田②

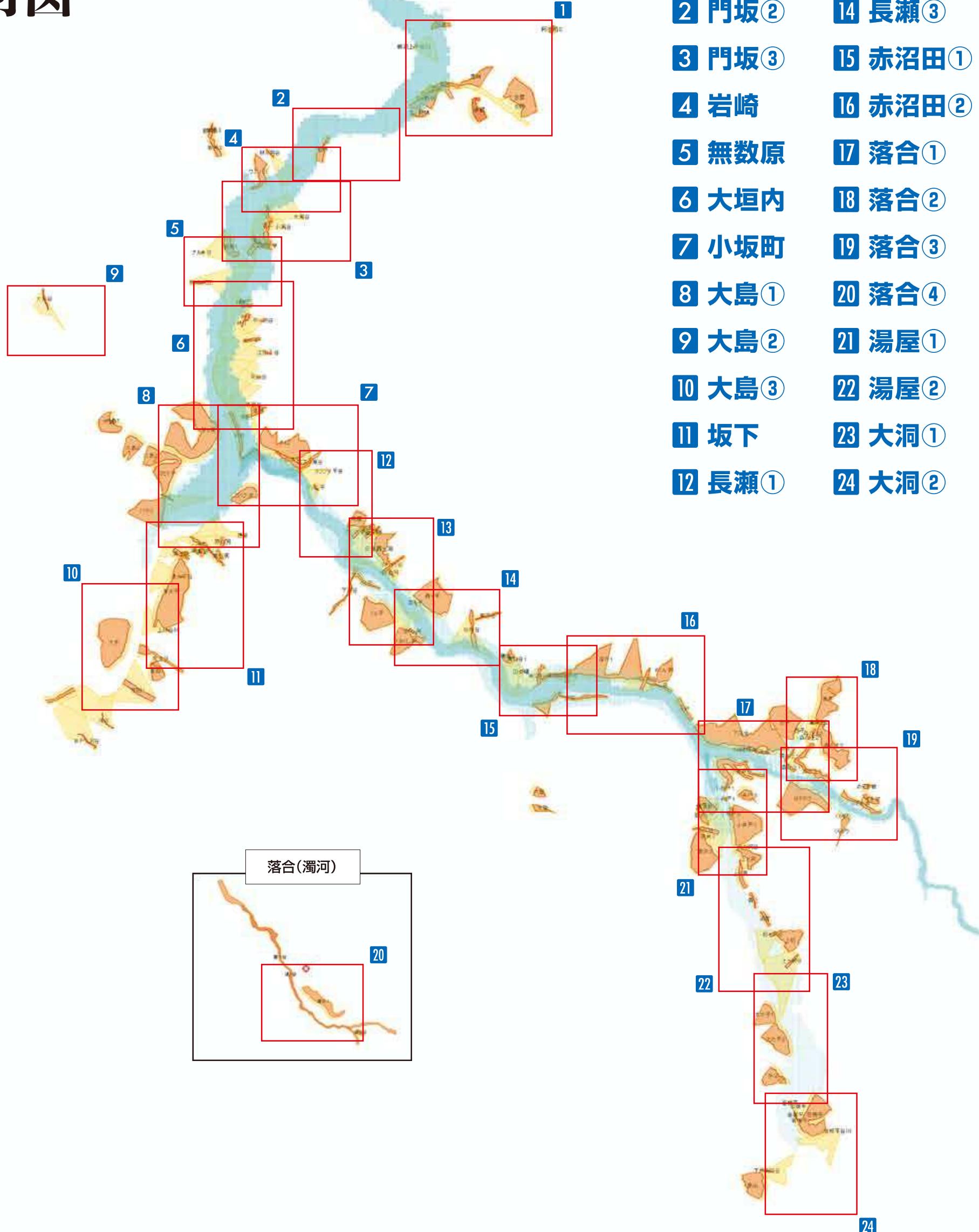




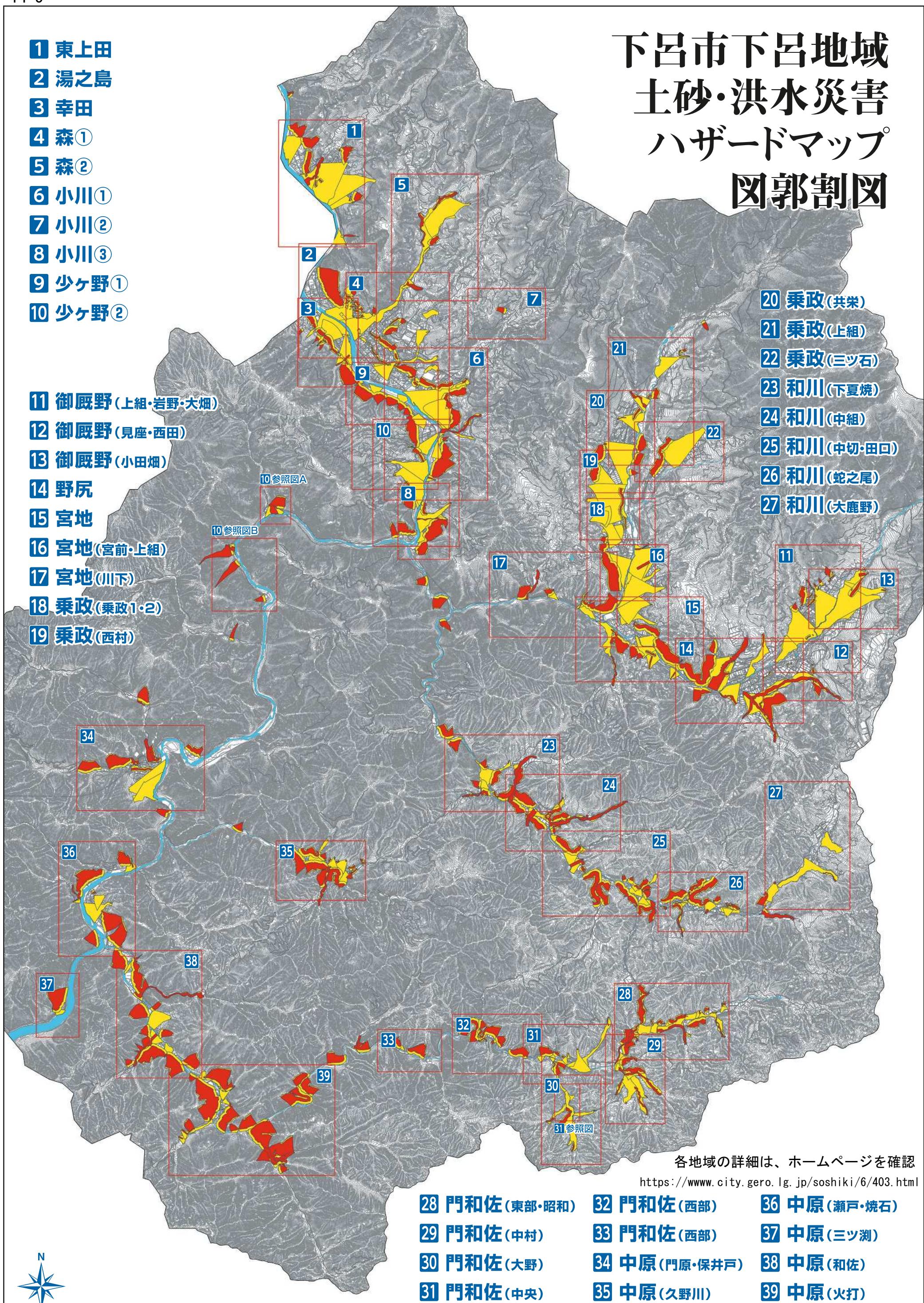
小坂地区 土砂・洪水災害 ハザードマップ 割付図

各地域の詳細は、ホームページを確認

<https://www.city.gero.lg.jp/soshiki/6/430.html>



下呂市下呂地域 土砂・洪水災害 ハザードマップ 図郭割図



下呂市金山地域 ハザードマップ 図郭割図



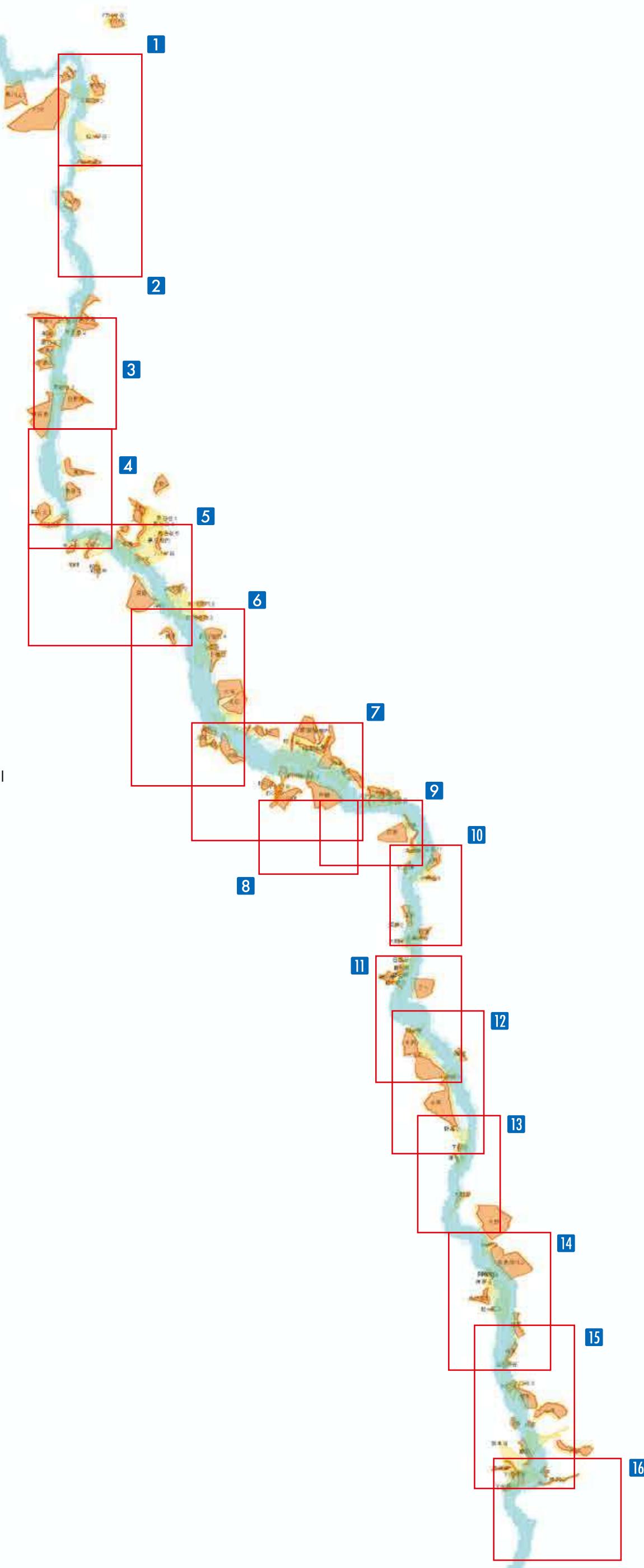
- 1 金山①**
- 2 金山②**
- 3 金山③**
- 4 金山④**
- 5 菅田1区**
- 6 菅田2区**
- 7 菅田3区**
- 8 菅田4区**
- 9 菅田5区・登呂瀬**
- 10 菅田6区**
- 11 菅田7区**
- 12 菅田8区**
- 13 菅田9区**
- 14 菅田10区①**
- 15 菅田10区②**
- 16 菅田11区**
- 17 大船渡**
- 18 田島区**
- 19 渡区**
- 20 下原**
- 21 中津原区**
- 22 福来区①**
- 23 福来区②**
- 24 福来区③**
- 25 中切区**
- 26 下沓部区**
- 27 谷合区**
- 28 上沓部区**
- 29 西沓部区①**
- 30 西沓部区②**
- 31 戸川区①**
- 32 戸川区②**
- 33 戸川区③**
- 34 祖師野区**
- 35 広瀬区**
- 36 中原区**
- 37 八坂区**
- 38 乙原区**
- 39 麻生谷①**
- 40 麻生谷②**
- 41 弓掛**

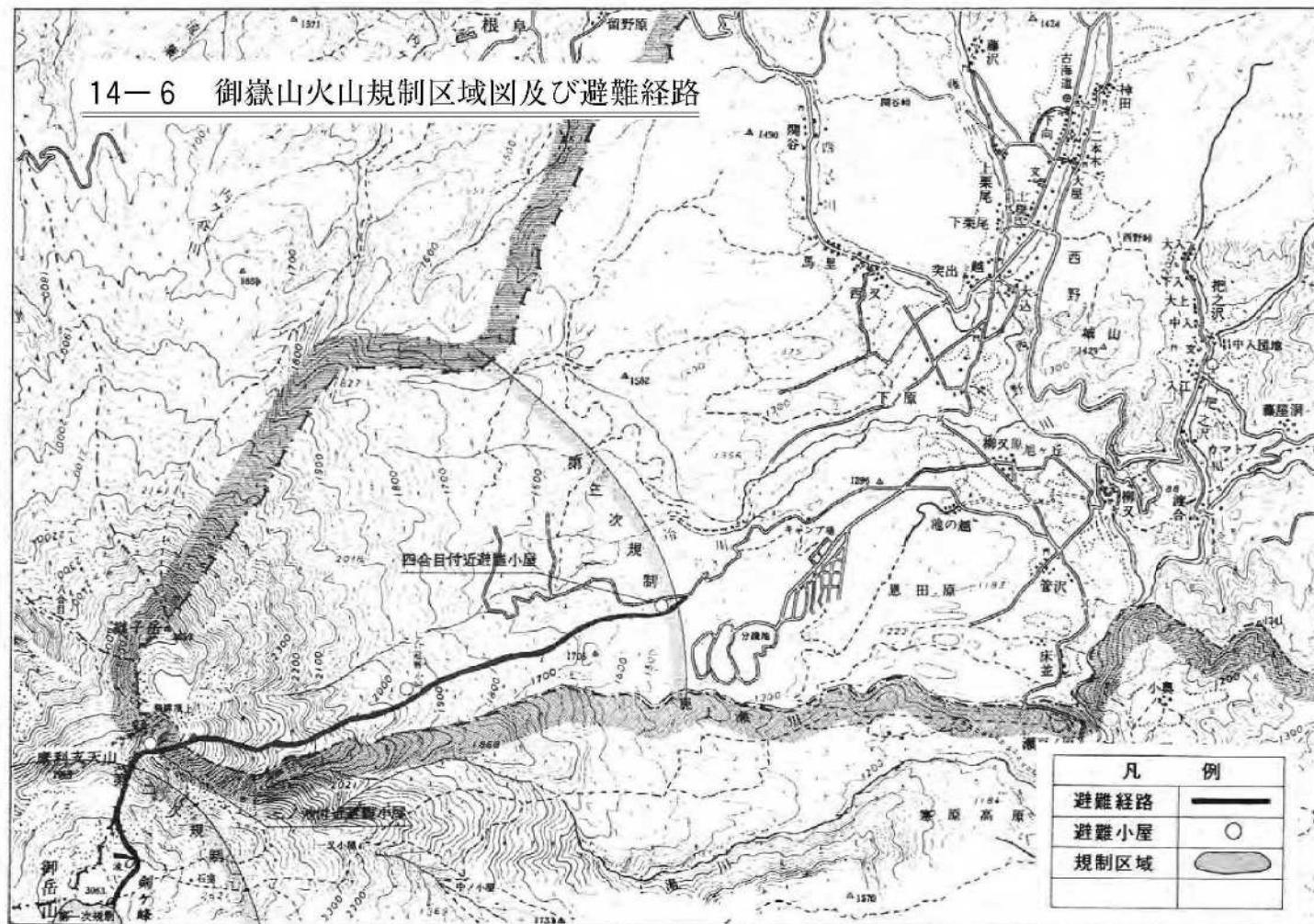
各地域の詳細は、ホームページを確認

<https://www.city.gero.lg.jp/soshiki/6/402.html>



馬瀬地区 土砂・洪水災害 ハザードマップ 割付図

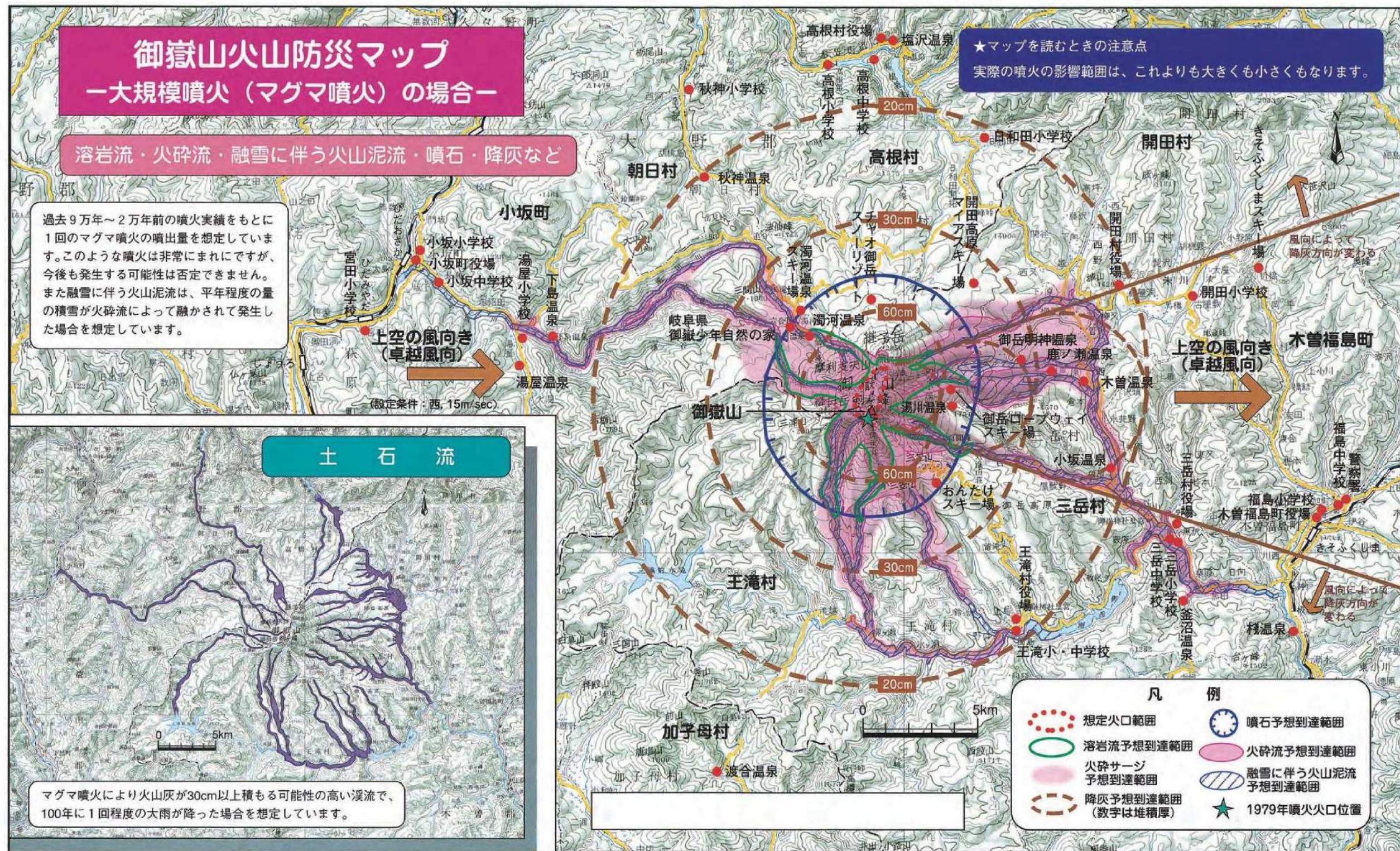




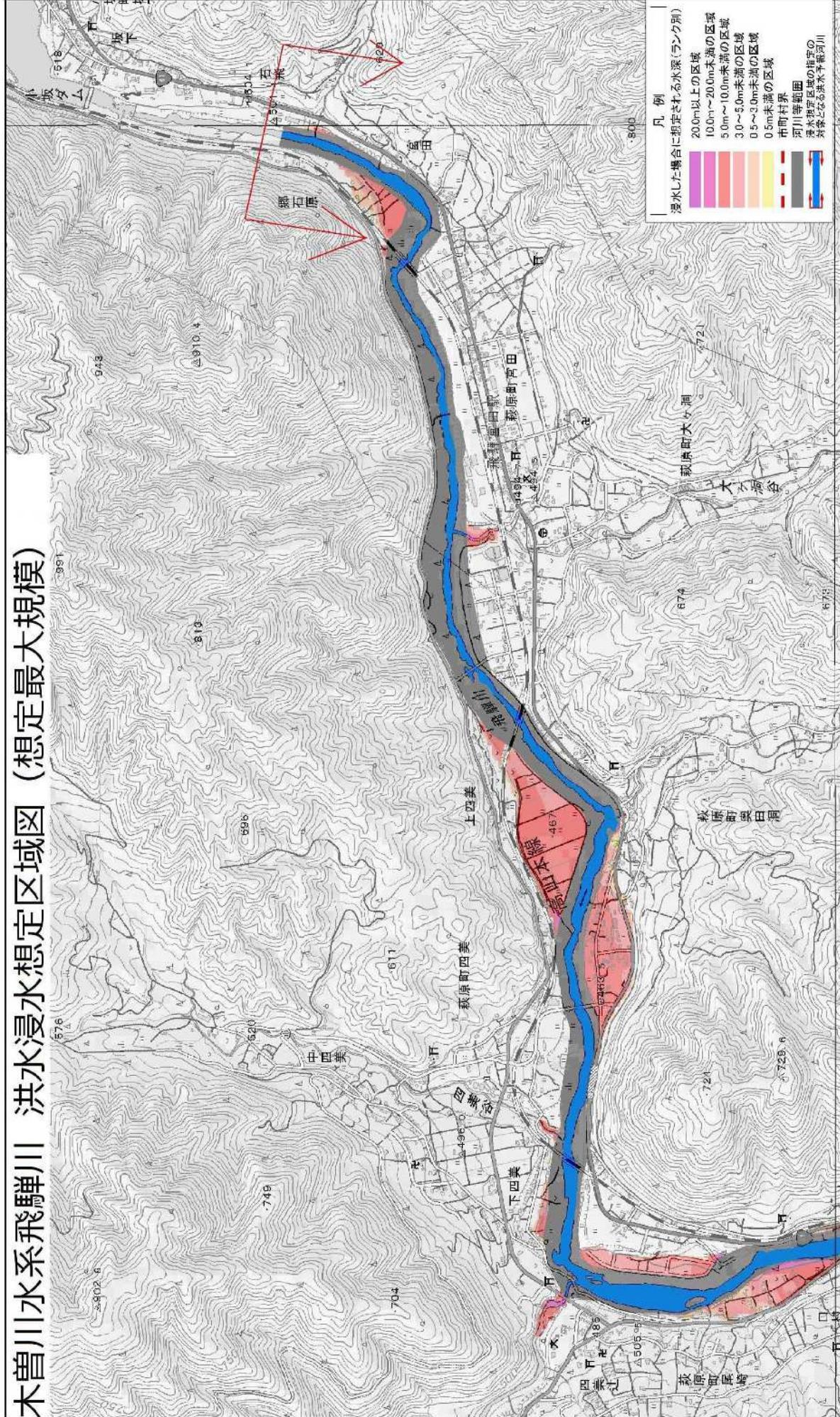
14-6 御嶽山火山規制区域図及び避難経路

14-7 御嶽山火山防災マップ



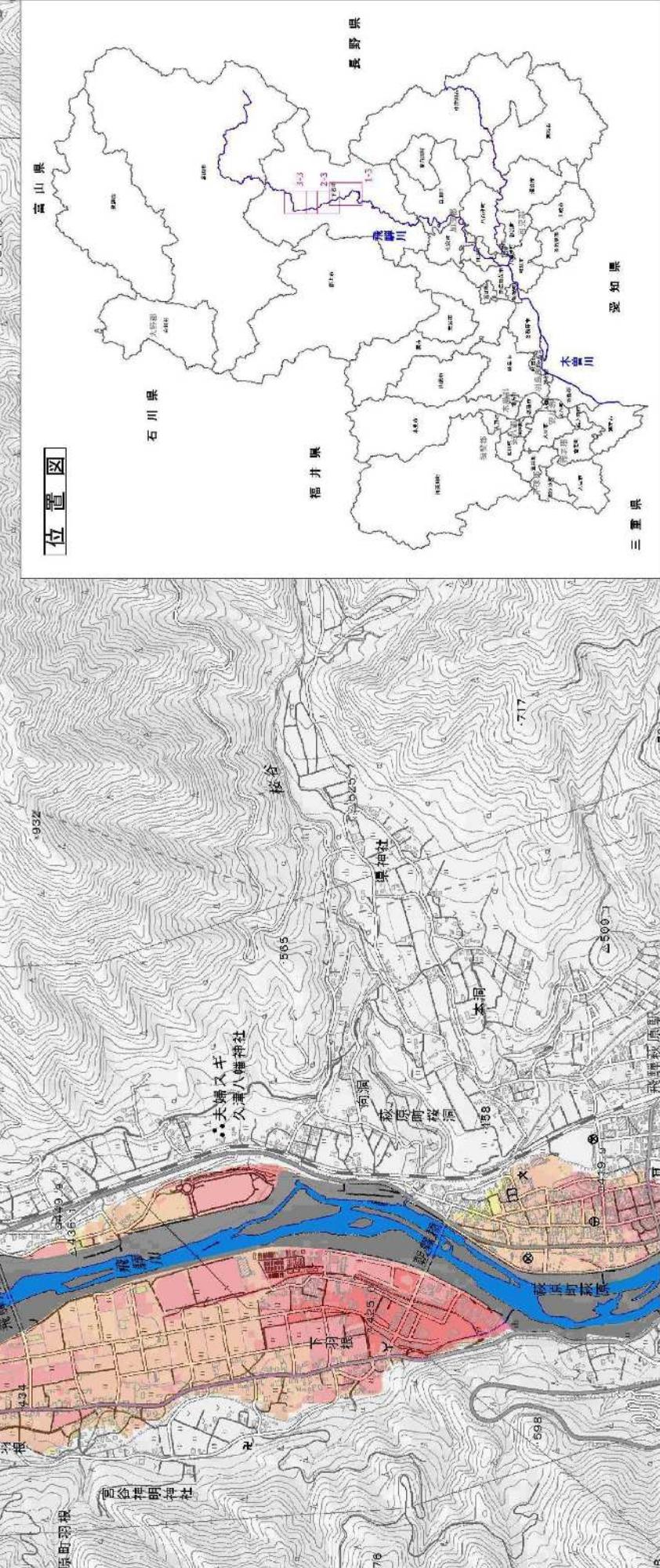


木曽川水系飛騨川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

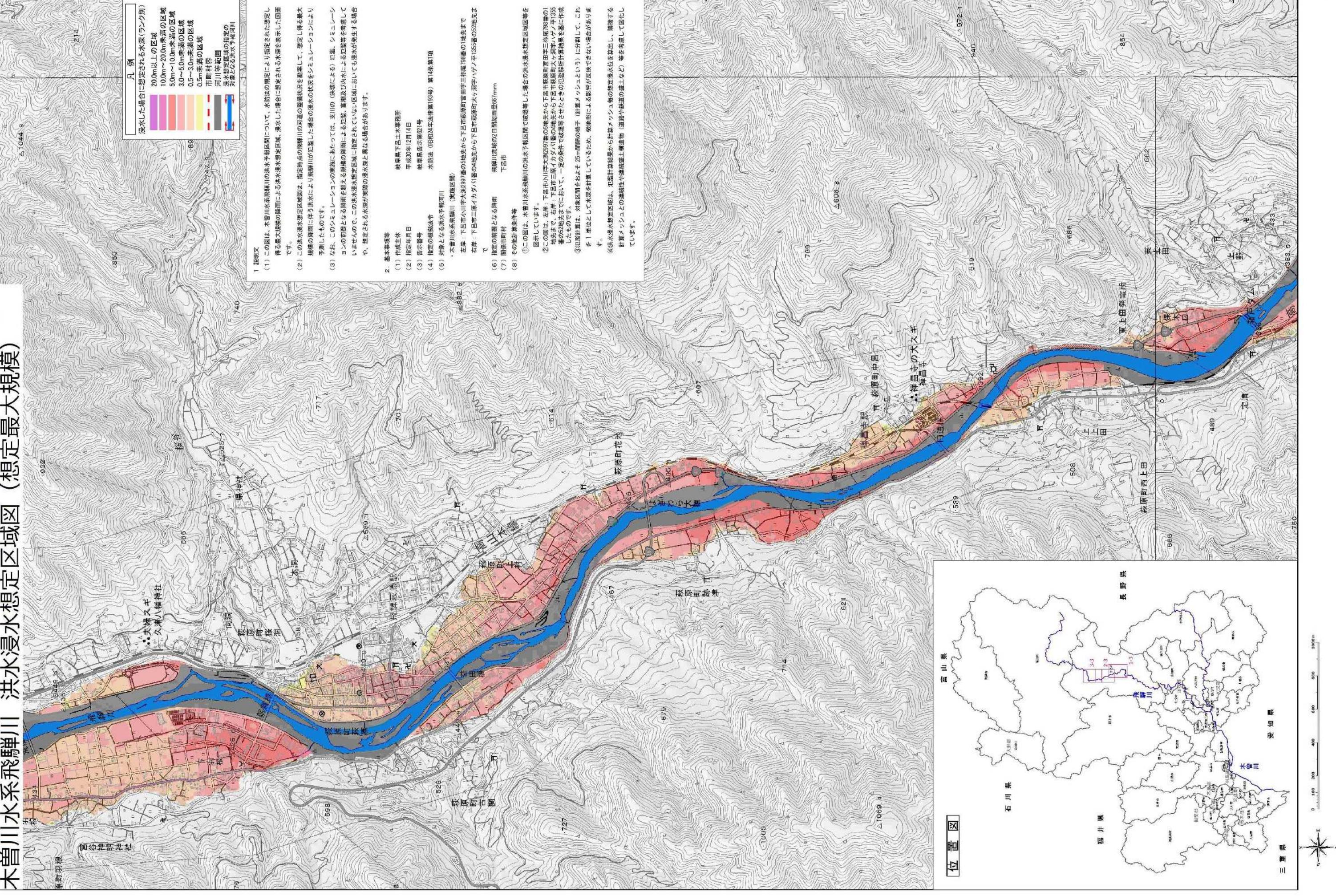


1. 説明文
(1) この図は、木曽川水系飛騨川の洪水予報区間にについて、水筋法の規定により指定された想定する最大規模による洪水浸水想定区域図。浸水した場合に規定される水深を表示した図面です。
(2) この洪水浸水想定区域図は、指定地点の飛騨川の河量の蓄積状況を基準として、想定し導る最大規則の降雨により洪水が発生した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものであります。
(3) なお、このシミュレーションの基準における氾濫、面積及び内水による影響等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

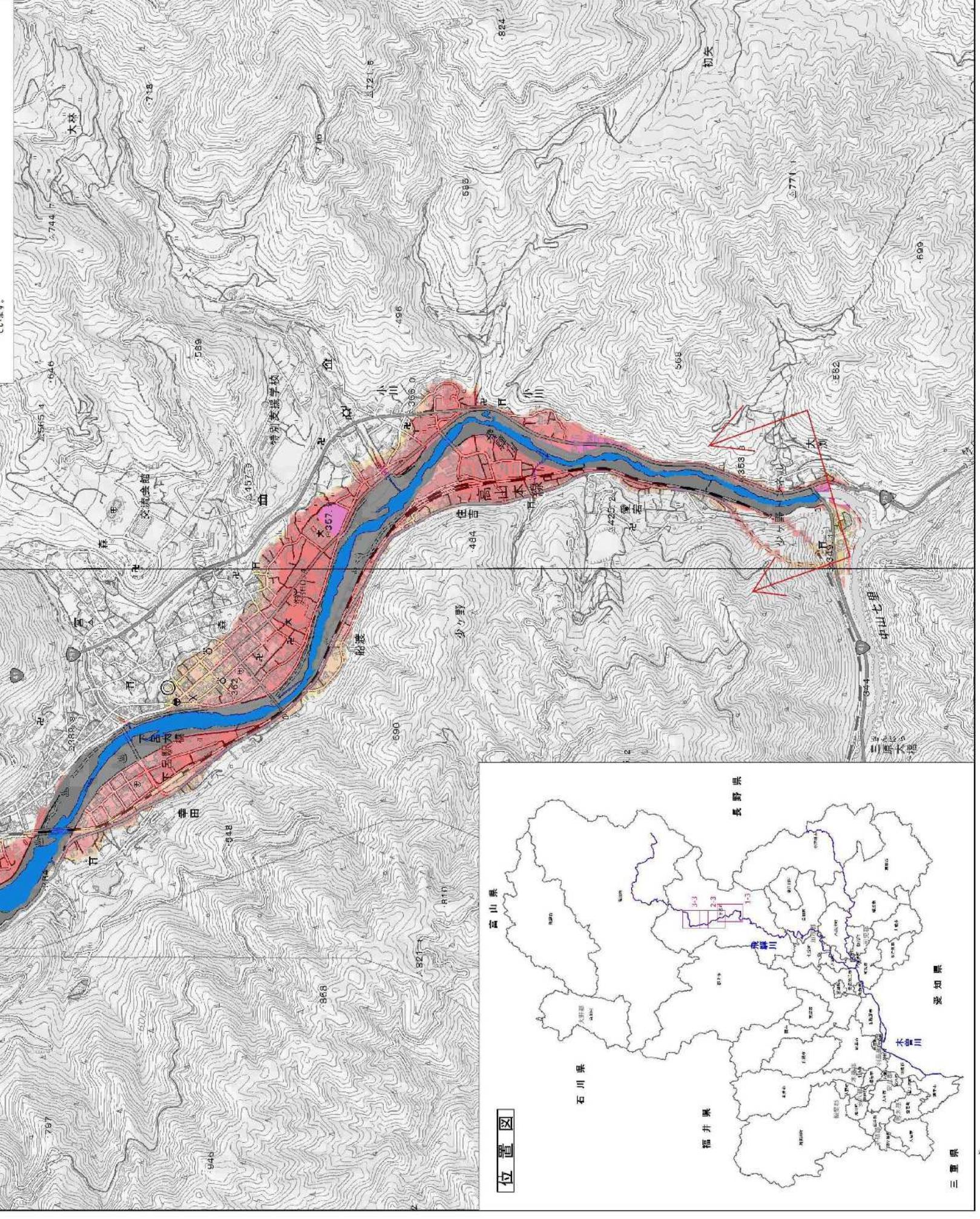
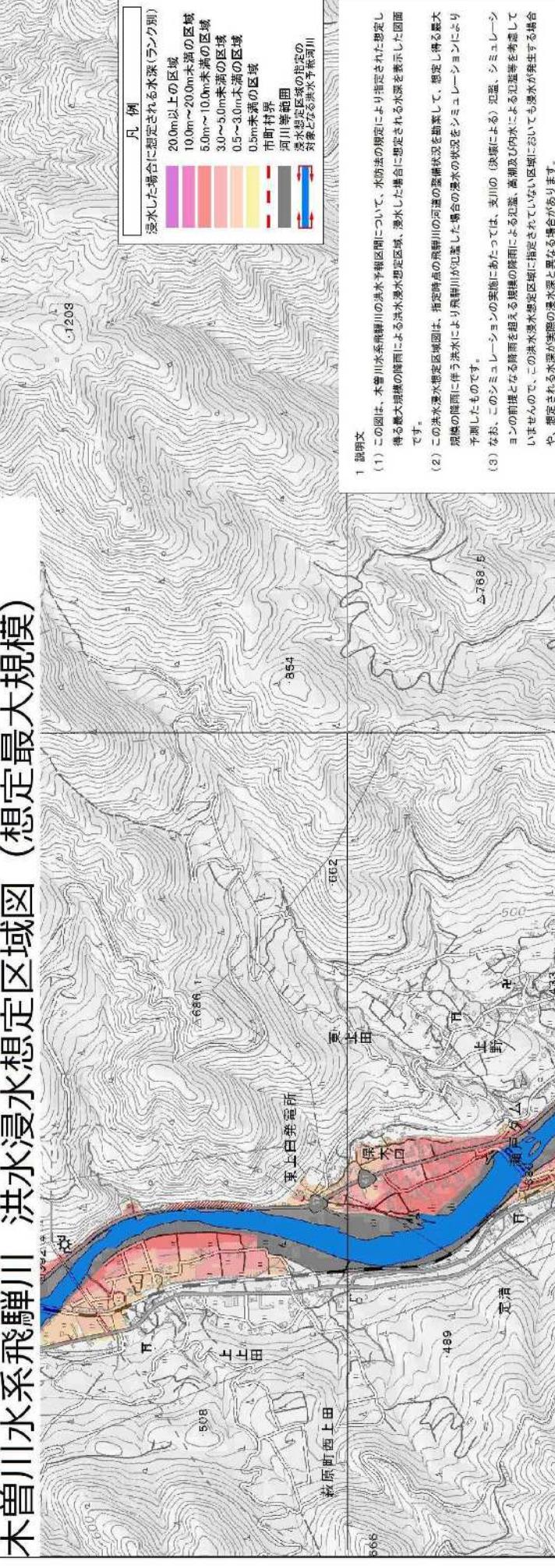
2. 基本事項等
(1) 作成主体
岐阜県下呂土木事務所
平成30年12月14日
岐阜県告示第621号
(2) 指定年月日
水防法（昭和24年法律第190号）第4条第3項
(3) 告示番号
木曽川水系飛騨川（流域区域）
(4) 指定の範囲法令
木曽川水系飛騨川の流域区域
(5) 対象となる洪水予報河川
右岸：下呂市三原伊カダハバ番の5地先から下呂市萩原町宮田字三折尾73番の1地先まで
左岸：下呂市三原伊カダハバ番の5地先から下呂市萩原町大ヶ洞字ハグノ平135番の2地先まで
(6) 指定の雨量となる降雨
飛騨川(木曽川の2日間雨量)867mm
(7) 関係市町村
下呂市
(8) その他計算条件等
①この図は、木曽川水系飛騨川の洪水予報区間に融通等した場合の洪水浸水想定区域図等を示しています。
②この図は、石井、下呂市川上字大根堀90番の5地先から下呂市萩原町宮田字三折尾73番の1地先まで、右岸：下呂市三原伊カダハバ番の5地先から下呂市萩原町大ヶ洞字ハグノ平135番の2地先までにおいて、一定の条件で被災等させたときの氾濫計算結果を基に作成したもののです。
③氾濫計算は、計算区間をおよそ25m間隔の格子（計算メッシュといいます）に分割して、これを1単位として水深を計算しているため、幾何学による影響が反映できない場合があります。
④洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの計算結果や構造物（道路や橋梁等）等を考慮して図化しています。



木曾川水系飛騨川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

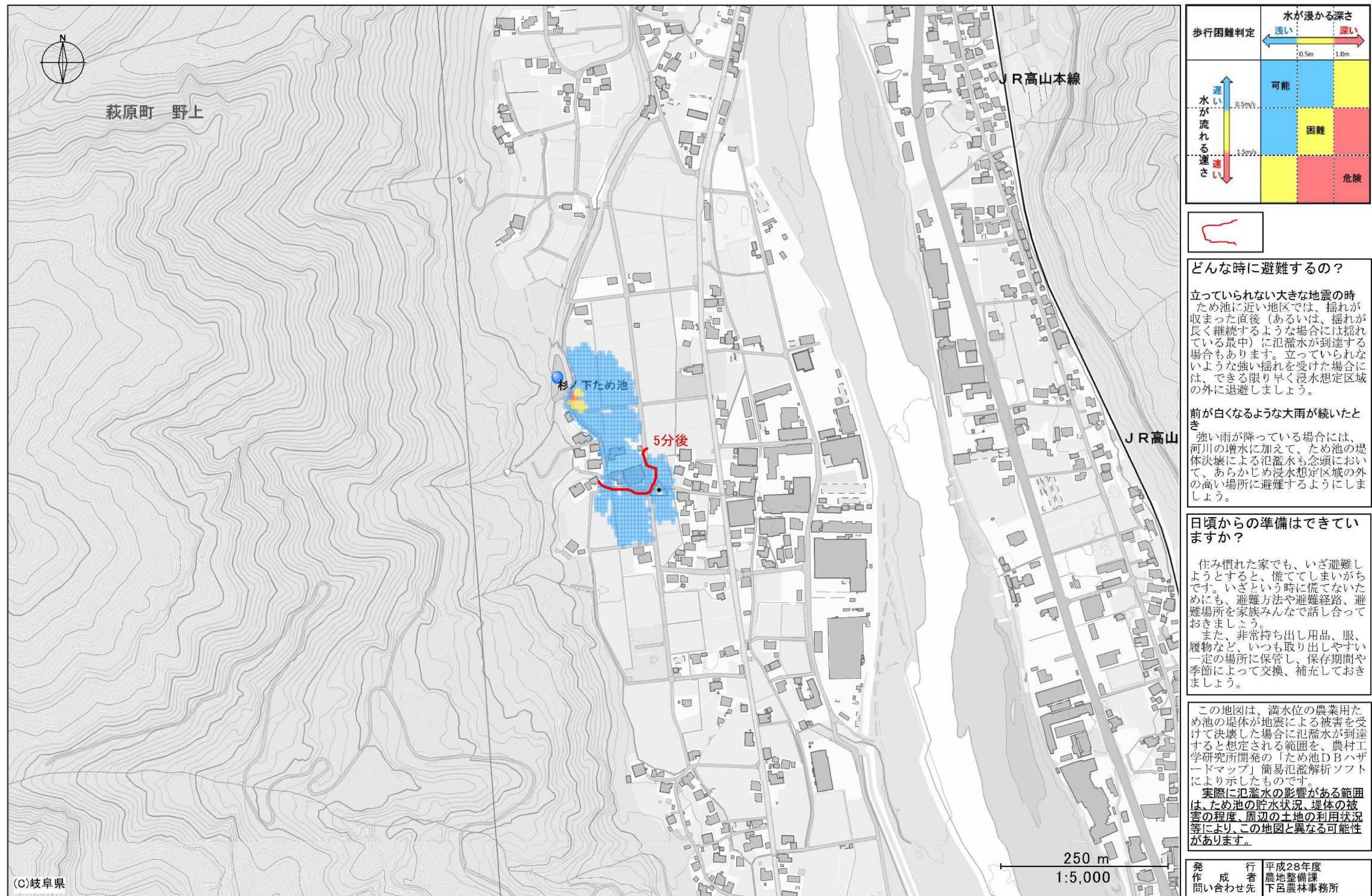


木曽川水系飛騨川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



ため池浸水想定区域図

杉ノ下ため池



ため池浸水想定区域図

田島第一池・田島第二池

